

彦根の舊藩兵で編成した歩兵二箇中隊を指揮して金澤に出張を命ぜられ、金澤城と武器とを無異に受取り、且つ分營を設けた。この城廓竝に武器の受取と云ふことは、未だ殺伐の風が濃厚であり、不穩の傾きが歴然としてゐた明治四、五年に於ては、決して容易でなかつた。事務的の任務であつても、猶ほ一步を誤まれば危険を伴ふものであつたが、年少の我が乃木少佐は此の重責を些の凝滞なしに完了したのである。

こゝに記さねばならぬのは、乃木少佐が名古屋に赴任して間もなく、長府から父の希次を迎へたことである。母の壽子と弟妹達は長府に残してゐたが、名古屋に希次を迎へて同棲したのみでなく、金澤にも伴ふて出張した。希次は金澤から長府町の許田杏一に「當地にも六疊一間に數人住むものも有之……」と云ふ意味の手紙を送つてをる。これは加賀百萬石の城下にも、かう云ふ生活をしてをるものがあるとの金澤便とのみ淡々と見るべきでなく、長府に於ける往時の乃木家の生活、貧乏のドン底にあつた當年を想ふ希次の感慨を洩したものでなければならぬ。

名古屋鎮臺に在勤すること一箇年餘、乃木少佐は明治七年五月に家事上の理由から辭表を出したが許可にならず、その十二日に非職となつた。乃木氏の武人としての四十年の生涯に休職が少くなかつたので、部内に於ても「休職」と云へば將軍を直ちに聯想したものであると云ふが、その夥しい休職の最初が之であつた。陸軍に出で、三箇年ならざるに休職となつたのは、以て異數と云ふ

の不可ないであらう。

休職を命ぜられた少佐は、直ちに希次を率じて長府に歸り、悠々と懐かしい山水の間に休養し、母や弟妹と語り、知友と心ゆくまで歡談したのみでなく、萩に恩師の玉木翁を訪問し、弟の正誼とも語つたが、更に山口に到り、六月、そこに待つてゐた家族と三川尻に出で、従兄の御堀氏の墓參をも終つて東上した。そして東京に於ける住居は、長府藩の御用達であつた麻生市兵衛町の小牧長之助の二階を借りることになつたが、小牧邸の二階に落つたのは、こゝに曩に下宿したことがあつたため、後に、箕町に一農人の宅地を買ひ、我劍を劍にかへて雨降れば讀み、晴るれば耕耘し、又後に永坂町に轉居した。

かう云ふやうに年少にして休職中であつた乃木少佐も、その儘に退役とはならず、明治七年九月十日、召されて陸軍卿傳令使を命ぜられた。その職掌は祕書官、副官と云ふやうなもので、頗る任重しとせられたが、當時の陸軍卿は長州から出た山縣中將（有朋、後の元帥）であつた。陸軍卿傳令使としての乃木少佐は適任者として評判がよろしく、その才幹を認められたがために、後には、當時に於て責任の重い小倉の歩兵第十四聯隊長心得に抜かれることにもなつたのであるが、明治八年九月三十日、自ら志望して習志野野營演習參謀兼勤を命ぜられたのも、要するに少佐の力量が認められた結果でなければならぬ。

◇新居は月賦建築

陸軍卿傳令使なるものは其の任務が忙しくもあり、且つ來客も多い。それに永坂町の住居は餘り手狭であると云ふので、明治八年五月であつたか、少佐のみは書生と馬丁とを伴ひ、炊事のために朝早く來て夜歸る下女を備ふて京橋鎗屋町六番地の新居に移つた。西洋式の建物に住むことになつたのである。

「乃木式」とは窮乏な、握飯に梅干の生活と同意語であるかのやうに世間では考へてゐるらしい。處が反對に乃木氏の父子は極めて進歩した生活上の様式を早くから採用してをつた。希次が未だ長府で乏しい生活のどん底にあつた時代にも、その狭い住居を巧みに利用し、エレベーターと同じ様式のものをも夙に工風して用ひてゐたことも著聞し、現に長府に於ける舊邸には其の實物もあるが、子の希典も西洋式の新居に住み、後に新坂に住宅を營むことになつた時にも、現存せる乃木邸のやうに、土地を巧みに應用して文化式の建物を造つてをる。殊に床下が衛生的にコンクリートで非常に厚くたゞかれてをることは、知るものが尠少であらう。「文化式」の建物と誇りながらも、床下に何の考慮も拂はぬ無知な現代人は、乃木式生活に却つて赤面せねばならぬ筈である。

徳川氏が倒壊して輝く王政の復古となり、新政府は歐風、米俗の移植に之れ多忙であり、且つ熱

心であつた。而して茫々たる武藏野の草原の中に石造、煉瓦建の堂々たる家屋を建て、名づけて「銀座」と呼び、銀座には一丁目、二丁目、三丁目……とがあり、建物も其の大小、位置、材料によつて一等、二等、三等……と區別があつて、居住するものも地位、收入に應じて建物を取することを許されたが、建築費は月賦に依つて償却せられることになつてゐた。乃木少佐の京橋鎗屋町六番地の新居は、二等煉瓦であり、月々十六圓づゝ拂つて十五年か、二十箇年後に自分のものになると云ふ立派な二階家であつたのである。

銀座の西洋館に引越して後の少佐に就て興味深い挿話がある。明治八年六月であつたと思ふが、或日、永坂町から令弟の集作氏が少佐のために新調した縦横縞の銘仙の單衣をとどけて來た。その頃の少佐は未だ軍服のみを著用してをると云ふ嚴格さでなく、役所から歸れば和服に替へてくつろぐ書生式の生活をしてをつた。而して當時に於ける少佐の和服は木綿物で、紋附も極めて粗末な鐵色染の木綿ものであつたが、絹物としては僅かに小紋の袷と羽織があるのみであつた。そこに銘仙の單衣が届けられたので、それを著用に及び、白縮緬の大幅の帯をしめ、當時の流行物であつた薄側の金時計を金鎖で帶にくるくゝ巻附け、直ちに少佐は集作氏と寄寓してをる許田氏を同伴して外出した。多分此の日は土曜であつたのであらう。

鎗屋町の自宅を出で、銀座の西洋式の街路を通り、二人の少年達は少佐から詳しく説明を聞きな

がら何時か江戸橋にでた。江戸橋の郵便局で少佐はハガキに「集作は今夜泊めるから左様御承知ありたし」と鉛筆で認めて永坂の乃木家に差出したが、その頃はハガキが五厘であつた。ハガキを認めた少佐は「これでいゝ」と微笑し、二少年を伴ふて浅草に行くことになつた。そこで腕車に乗つたが、當時は二人乗があつたので、それに無造作に少佐は二人の少年を伴ふて乗つた。處が俣夫が頑として承知せぬ、

「三人乗られては駄目です。ボリス（當時は斯く巡査のことを呼んでゐた）がなか／＼八釜敷ですから……」

と抗議し、易く梶棒を上げようとせぬのみでなく、降りなければ力任せに降り、江戸ッ子らしく啖呵でも切りさうな劍幕である。俣上の若い少佐はニコ／＼しながら、俣夫の云ふことを面白さうに聞いてゐたが、

「フム、三人乗つては駄目と云ふのか。それぢや貴公に問ふが、若し夫婦のものが乗つて妻が臨月の妊婦であつた時には何とする？」

と奇問を發した。この奇問に對しては、流石に頑張つてゐた俣夫も閉口せざるを得なかつたらしい。併し巡査から「コヤ／＼！」とやられた經驗の多いらしい俣夫は、更に何彼と盛んに抗辯したにも拘はらず、斷じて少佐は之を受附けなかつた。そして、

「若し途中でボリスから文句が出るやうな場合があれば、決して貴公の迷惑にならぬやうに儂が辯解してやるから早く浅草までやれ」

と半ば命令するやうに云ふので、遂に俣夫も屈してしまつた。斯くして浅草に到り、こゝで見物してから更に上野に廻り、少佐は極めて熱心に彰義隊の攻撃に關する説明を二少年のために試み、池ノ端の辨財天の境内の汗粉屋に憩ふことになつた。當時は多くの茶店があり、上野に遊ぶものに恰好の休憩所となつてゐたものであるが、汗粉屋の店頭に憩ふ三人は、少からず空腹をも感じてゐたので、汗粉を喰ふことになつた。少佐は笑ひながら二人の少年達に、

「今日は喰へるだけ卿等も喰ふがよろしい。何杯喰へるか競争することにしよう。ウム、儂も十分にやるからなア、ハツハハ！」

と哄笑し、且つ女中に「こちらでいゝと云ふまで持つて來い」と命じた。そして運ぶ汗粉を三人は盛んにたひらげたが、空になつた容器も、皆な名目の身の四圍に置いてあるので、足の踏場もないやうに汗粉桶が座敷に並べられた。餘り大喰ひの客であるために、喫驚したのか、店の女中も全く刮目して三人の前にたち、他店の客や下女までも覗込むと云ふ状態であつた。併し少佐も、二少年も悠々として喰ひ、満腹更に満腹するまで止めなかつた。聽て少佐は二少年に、

「未だ注文しようか」

と諮つたが、その時には二人も既に満腹してをつたので、言葉を以て返事し得ぬものゝやうに、首を左右に動かして「澤山」だと云ふ意味を示すのであつた。無邪氣な二人の様子を見て微笑しつゝあつた少佐は、店の女中に向つて、

「最早宜しい、子供達も満腹なさうぢやから……」

と中止を命じたが、この時に少佐の平けた汁粉が三十杯であり、許田氏が二十五杯、集作氏のもの十六杯であつたと云ふ。斯くて三人は汁粉屋を立出で、又も腕車に乗つて本郷から吳服橋にゆき、そこで降りて少佐は特に所用のために分れ、二人は徒歩で鎗屋町の住居に歸つたのである。

◇ 風鑑者は何處？

忙中閑あり、乃木少佐は土曜日を利用して、斯く淺草、上野と少年を伴ひ、悠遊することもあつたが、時勢は決して和平でなかつた。否、險惡の風は澎湃たるもので、明治八、九年時代を維新後の危機に瀕したクライマックスであつたと看做すも、或は不可でなからう。新政府の基礎が漸く確立しようとする時、征韓論の決裂から遂に重臣は袂を朝野に分ち、これを轉機として各地に於ける不平の徒は策動し、新政府に拮抗して起つたの氣運は、抑へることの出来ぬものゝやうにも見え、當時の我が國情は、文字通り騒然たるものであつた。先づ刮目せられてをつた江藤新平が佐賀

に敗れ、囚はれて斬罪に處せられても、天下の不平黨を沈静せしむるには足りなかつた。鹿児島、熊本、萩、秋月、柳河その他の各地に於ける形勢は、日一日と不穩を加へても、緩和せられる傾きはなかつた。

殊に注目せられ、且つ一段と新政府の神經を尖らせたのは、萩に歸臥する前原派と九州に於ける各地の不平黨の連契、蹶起するにあらざるか——と云ふことであつた。この大なる疑惑に對して敏速に考へねばならぬのは、小倉に在つて兩派の連絡を斷ち、死命を制する歩兵第十四聯隊長の問題であつた。然るに險惡の風の澎湃たる時、この歩兵第十四聯隊長は、新政府に不平あつて萩に歸臥する前參議前原一誠の次弟で、前原とは全く同腹の陸軍少佐山田穎太郎であつた。こゝに於て山田少佐を誡り、その後任者に信頼し得られる人物を遣はすことは、當局者として焦眉の急であつた。若し一日を忽にすれば、形勢の或は逆轉するやも測るべからざるものがあつたからである。

陸軍少佐山田穎太郎は、萩藩士佐世彦七の第二子で、同藩の山田家に養嗣となり、大村益次郎の門に兵學を修め、維新後には陸軍に志し、兵學寮に入學した。そして陸軍少佐に任じて大阪鎮臺の大隊長となり、更に桐野利秋に抜かれて熊本鎮臺に赴き、最も任重き小倉の聯隊長に補せられたものであるが、後に山田が痛ましく刑死した時、年齒二十七であり、殉國軍の智囊であつたことから推定しても、兵部大輔前原一誠の弟であるがために、陸軍に用ひられたものでなく、その人

物の凡ならざりしことを想察すべきであらう。人物、才幹の凡ならざる山田が歩兵第十四聯隊長として小倉に在るのみでなく、兄の前原と密かに氣脈を通じ、その部下と共に反旗を翻しさうな形跡があると云ふので、新政府は山田少佐の罷免と同時に、後任を速かに差向けねばならなかつたのである。

速かに山田を誅り、同時に後任者を赴任せしむることに決したが、さて「誰を簡拔するか」と云ふことは容易ならぬ大問題であつたであらう。何故かと質すまでもなく、若し一步を誤れば危険に瀕するものであつたからである。

當時の我が陸軍は、未だ創設して多くの年所を経てゐなかつたが、人物は必ずしも部内に乏しくなかつた。各藩から出た雋秀の士があつて、殆んど競争するやうに其の力量を十二分に發揮しつゝあつたから……。この雲のやうな英才の中から「何人を抜いて小倉に赴かしむべきか」は、確かに部内に於ても興味を以て刮目せられたことであらうが、首腦部の苦心は決して容易なものではなかつたに違ひない。併し快速に後任者は物色せられ、直ちに赴任を命ぜられたが、この光榮あり、且つ任重き小倉の聯隊長に拔擢せられたものは陸軍卿傳令使陸軍少佐乃木希典であつた。乃木少佐が此の大任を拜したのである。

明治八年十二月四日、陸軍少佐乃木希典は「陸軍卿傳令使ヲ免ジ、熊本鎮臺歩兵第十四聯隊長

心得仰付ケラル」と云ふ辭令を受けたが、誰も適任でないと思へるものはなく、陸軍卿が適材を能く適所に配したと謳歌するのみであつた。と云ふのは——當時の陸軍卿の副官として、乃木少佐は敏腕家てふ好評を博し、人物、才幹に於て非凡であるのみでなく、學問に於ても造詣の深いことが部内に認められてゐたので、前原一誠の弟であり、少壯、且つ有爲の士として令名のあつた山田少佐の後任者たることは、最も妥當であると考へられ、この人が赴任すれば、聊か不穩の徴ある小倉の兵營内も、無異なるを得るであらうと期待せられたからである。

乃木少佐を抜いて小倉に赴かしむることにしたのは、こゝに改めて説明を須ひるまでもなく、當時の陸軍卿であつた。陸軍卿の炯眼が乃木少佐と云ふ人物、才幹に於て非凡なる士を風鑑したのであるが、陸軍卿は萩藩の出で、我が陸軍の創始者の一人であり、更に政界の大立物となり、且つ國家の元老として位人臣を極めた後年の山縣公、當時の陸軍中將山縣有朋であつた。陸軍卿山縣中將は萩の出身であり、乃木少佐は豊浦藩の士族であつて、同じ長州の人であるのみでなく、慶應二年六月、乃木氏は豊前ノ國に出戦し、十月に奇兵隊と合同して力戦した時、山縣氏(狂介)の指揮を受けたことがあり、陸軍に出仕して未だ滿三箇年ならざるに、明治七年五月十二日、名古屋鎮臺在勤を免ぜられて非職となつたにもかゝらず、九月十日、陸軍卿の副官に任ぜられたのも、山縣中將の風鑑に依るものであつたと推せられるが、同郷の出身者なるがゆゑにのみ山縣中將は、

乃木少佐を抜いて小倉に赴かしたものと看做すべきでなく、公平に陸軍卿として人選をなしたものでなければならぬ。必ず左様であつたに違ひないが、乃木少佐は其の先輩から斯く推輓せられるに足る人物であつた。夙に鑑識せられて大に雄飛すべき器であつたのである。

◇敵には同門の士

陸軍卿の風鑑に逢つた乃木少佐は、年齒正に二十有七の血氣盛りであつた。先輩の私なき推輓に少からず感激し、この知己に報ひるためには、最善を盡し、全力を傾けねばならぬと必期したことであらう。時勢に稽へ、心竊かに生きて都門に入るを豫想しなかつたかも知れぬ。辭命を受けると行李を整へ、匆惶として任地に向つたが、明治八年十二月八日の日記にも「雨、朝、兩親、弟妹ニ別レテ家ヲ出ヅ。新橋ステーションニ至ル。車、已ニ發セリ。人力車ヲ雇ヒ、高輪邸ニ入り、尊夫人ニ謁ス、公ハ他行ナリ。妹ニ逢、出テ品川ニ汽車ニ取り、横濱ニ至ル。西村新七ノ家ニ入り、乗船ノ事ヲ託ス。船ハ、則廣島丸ナリ。船中森寺氏ナル者、小倉ニ至ルト云フヲ見ル。午後四時發港」と記してあり、淡々たる間に何物か感ぜられる。

斯くて馬關に著いたのは、その月の十二日であつたが、一水を隔てた任地の小倉には行かず、長崎に向ひ、十四日には熊本に入り、鎮臺司令長官野津少將(鎮雄)その他に面晤した。併し單身、

直ちに赴任せしむるには、大に考慮せねばならぬ形勢であつたがために、野津少將は參謀の大迫大尉(尙敏、後の大將)を先づ小倉に遣し、山田聯隊長に罷免の辭命を交付せしめることにした。處が意外にも其の私邸の玄關に出で、應接したものは、丁髷姿の堂々たる偉丈夫で、それが前原一誠であつたと云ふ。未だ赴任せぬ前から險惡の傾きは歴然たるものであり、その旋渦中に乃木少佐は否應無しに飛入らねばならなかつたのである。

前原の弟である山田は蹴られたが、萩の人々は決して失望しなかつた。と云ふのは——乃木少佐と共に、玉木文之進の門下であつたものが同志の中に尠少でなく、玉木翁自らは、加盟せずとも、乃木少佐の弟であり、玉木翁の養嗣となつた真人即ち正誼は、前原に與する錚々たるものである。少年の日に切々と玉木翁を欽慕し、その門下に在つて刻苦した乃木氏であるがゆゑに、これを説伏する必ずしも難事でない多寡を括つてゐたのであらう。執拗に前原派は乃木少佐を同志たらしむべき方法を講じ、頻りに加盟を乞ふて止めようとしなかつた。

著任後の乃木少佐を説伏すべく、小倉に玉木正誼は屢々到つて力強く訴へると共に、歩兵第十四聯隊の將士をも熱心に説き、同志たらしめようとした。當時の大隊長であつた青山少佐(後の少將、朗)の如きは正誼のために説かれ、感動したものゝ中の一人であつた。後、青山少佐は「……玉木氏が麥酒を一氣に乾して熱涙をほろ／＼と流し、青山さん！今の時勢を何と御考へになるか——」

と冒頭し、縦横に其の所信を述べられた時には、窃かに冷汗を禁ずることが出来なかつた」と率直に語り、且つ辭表を出したと云ふことを告白したが、説かれて感動したものは、青山氏のみでなかつたかも亦分らぬ。前任の聯隊長の關係があり、「現任の聯隊長」の令弟に説かれては、意自ら動くものもあつたであらう。

忠誠の念の敦厚である乃木少佐は、恩師の前にも、弟の説得にも、耳を斷乎として傾けなかつた。弟の説得に耳を斷乎として傾けようとしなかつたのみでなく、弟が同志と共に訪問しても、勿論、膠なく拒否し、且つ彼等の語る行動に就て偵知せる處を鎮臺司令長官に内報すると共に、萬一の時に準備して其の部下の教育、練磨に努めた。而して執拗に説く正誼とは義絶するに至つたが、明治九年十月十日、その正誼が雨降る中を來訪し、窃かに食膳を馬丁に命じてをるので、乃木少佐は黙々としてカステラを新聞に包んで手交、指さして退去を命じた。併し九州の各方面と連契し、窃かに機會の到るを待望しつゝある前原派の首腦者の一人なる弟の旅姿を見た少佐は、轉心を動かさずにはゐられなかつたのであらう。間もなく追跡して船で馬關に到り、兄弟は鎮海樓に別離の盃を波交した。

酒盃を取つて雄辯に語る正誼は「兄さんが頑張つた處で駄目です。我が同志は今や連契して起つ亦近いのですからなア」と昂然たるものがあつた。左なきだに事態の甚だ容易ならざるを察した少

佐は、所屬鎮臺司令長官に人を特派し、以て速報すると共に、又更に陸軍卿にも内報したにかゝはらず、冷然として迎へられたが、十月二十四日には熊本に神風連が突如として起り、鎮臺を襲ひ、司令長官竝に縣令を其の寓所に於て殺傷した。當時のことを少佐は「……其後前原一誠ノ黨類、九州諸縣ノ士族ト交通シ、謀反ノ舉アラントスルヲ自ラ金錢ヲ擲テ之ヲ探知シ、肥後ノ神風黨ノ暴動ノ如キ、豫メ之ヲ種田少將ニ報ズト雖モ、信ゼラレズシテ終ニ彼ノ變ヲ來セリ」と手記してをるのである。

かう云ふやうに神速に乃木氏が内偵して夙に警告した神風連の暴徒は、翌日を以て鎮定したが、これに應じて秋月の舊藩士が二十七日には叛旗を翻した。そして乃木少佐は之を豊津に破つて大事に至らしめなかつた。然るに翌日——明治九年十月二十八日、山口縣士族前原一誠は、天下に訴ふるの檄文を發し、その同志と萩の城下に起つたので、これに響應するもの少からざるの形勢も見えたにかゝはらず、前原一黨の策戰餘りに拙劣であつたのと鹿兒島が自重して動かなかつたので、新政府のために脅威たるに至らなかつたが、乃木少佐の偵知せる處が次第に具象化し、輕燥に涉るものでないことも首肯せられることになつた。併し「乃木には確かに先見の明があつた」と佩服せられることなく、却つて「乃木は怪しい」とか、或は「乃木は臆病者ぢや」とか惡評をさへ受けねばならなかつた。

◇ 福原大佐の詰責

熊本鎮臺司令長官は乃木少佐の内報を冷かに笑殺し、却つて兇刃に仆れたが、月に六回より少からざる通信を乃木少佐から受けてをつた當時の陸軍卿にも、その行動が認められず、餘りに狼狽せるやうに映じたのであらう。恰も支那から歸つた長府の出身で、報國隊の軍監として乃木氏を熟知せる福原大佐（和勝）に、

「頻に乃木から九州表のことを内報して來るが、聊か充奮し過ぎてゐるやうに看做される。儂も乃木なら……と信じて任命したのぢやが、乃木にはかう云ふ一面もあるのかネ」と陸軍卿は私信を示して質問した。福原氏は乃木少佐から陸軍卿にあてた手紙を讀んでゐたが半は感服したらしく、又半は怪しむものゝやうな表情で、

「フム、左様でしたか。乃木は集童場にゐた時代から臆病者ぢやと評判もありましたので、大人になつても、その性癖が出たのでせう。私から忠告してやることに致します」

と福原氏は微笑しながら答へ、且つ何事か頻りに點頭いてゐた。山縣中將の最も信任してゐる福原大佐は、陸軍卿が乃木少佐を信じ、又曩に抜いて小倉に赴かしたものであることを十分に知つてゐたのみでなく、二人は、交も亦深かつたので、慨然として次の手束を送つたのである。

陸軍大佐福原和勝書ヲ陸軍少佐乃木希典足下ニ呈ス。僕與ニ足下ニ有ニ舊已ニ久矣。之レニ加ルニ同僚ノ好ヲ以テス。而テ足下、夙ニ武名ヲ以テ世ニ現ワレ、僕ノ最モ欽慕スル所ナリ。然ルニ昔日肥筑、並長州各處土族動亂ノ際ニ方リ、足下ノ所爲ニ於テ聊カ遺憾ナキ能ワズ。因テ之レヲ左ニ陳述シ、以テ足下ニ質サント欲ス。或ハ貴意ニ觸ル、アルモ計ル可カラズト雖モ、朋友ノ義ニ於テ敢テ黙止シ難シ。請フ、僕ノ友情ヲ洞察シ、其唐突、無禮ヲ咎ムルコト勿レ。

僕、熊本ノ警報ヲ聞テヨリ以來、日トシテ陸軍卿ノ許ニ至リ、該地ノ景況及ビ官軍兵備ノ位地ヲ尋問セザルハ無シ。而テ一日熊本變動ノ際、兒玉少佐ノ所爲ヲ詳悉ニ聞クニ及ビ、覺ヘズ膝ヲ撃テ嘆美セリ。何トナレバ、足下知ル所ノ如ク、最モ依頼スル所ノ將校許多ク失スト雖モ、更ラニ屈撓セズ、少佐ガ殘兵ヲ集合シ、直チニ筑後等ノ處ニ賊徒追討ノ爲メ援兵ヲ乞ワズ、少兵ヲ顧ミズ、之レヲ分遣シ、速カニ追討ノ功ヲ奏シ、實ニ其職掌ヲ盡セシハ、論ヲ俟タザル而已ナラズ、兵備、既引等ノ宜ヲ得タルハ、古エ名將ニモ耻ザル可シト謂モ過譽ニ非ルナリ。畢竟少佐ガ此ノ如キ事業ヲ成セシモ、平リ武門ノ嗜ミ深ク、且兵事ニ志シ篤キガ故ニ然ルナリト信ズルナリ。而テ側ラニ聞ク、訪諷大尉モ亦一中隊ノ少兵ヲ提ゲテ能ク賊ヲ挫キ、以テ陸軍大尉ノ名ニ負カザリキト。之レニ因テ間接ニ我輩朋友ニ許多ノ榮譽ヲ與ヘタリ。然ルニ足下引率スル所ノ兵員ヲ問フニ、一聯隊ノ精兵有リ。而テ豊津ノ小爭鬪ヲ除クノ外、未ダ曾テ一小戰ダモ聞カザリシニ、却テ大阪鎮臺ニ向テ援兵ヲ乞イシト聞キ（素ヨリ事急率ノ際ナレバ敢テ足下ノ爲ニ信ゼザリシガ、追々其報ノ確實ナルヲ見出し）僕誠ニ驚歎ノ至リニ堪エザリキ。何トナレバ、敵人ニ向ヒ一矢ヲモ放タズ、

而テ先ヅ助ヲ乞フニ求ムル者古エヨリ未ダ聞カザル所ナリ。而テ足下若年ニシテ、且官ハ少佐ニ在リト雖モ、名聲已ニ世ニ聞エ、才能衆人ニ過グルヲ以テ、聯隊長ニ撰バレタルハ、僕竊カニ陸軍卿ノ足下ニ望ム所アリト然ルナリト信ズルナリ。且又古今戰爭ノ歴史ハ儲テ措キ、試ミニ近ク戊辰北越ノ役ヲ回顧セヨ。勝敗ハ素ヨリ兵ノ多寡ニ因ラズ。足下其後ニ在ラズト雖モ、戦地ヲ經タル足下ノ友人ヨリ親シク戰爭ノ顛末ヲ聞シナル可シ。當時官軍僅ニ奇、報兩隊及ビ薩兵ヲ併テ二千人ニ滿タザリシガ、賊兵ノ衆、且強ナルハ、熊本ノ草賊及ビ萩ノ賊徒ト日ヲ同フシテ語ル可ラズ。然レドモ官軍常ニ勝利ヲ得タルハ何ゾヤ、佗ナシ。只管士卒死ヲ期シテ生ヲ計ラズ、戰略豫メ確定シ、兵ノ多寡ヲ問ハズ。故ニ戰陣ニ臨ミ、整々肅々、毫モ狼狽ノ色ナシ。僕斯ク曰ハク、足下必ズ答エン、戊辰ノ兵ハ壯士ナリ、士族ナリ、賊兵ニ非ラザルナリト。曰ク足下ノ説ハ是ニ似テ非ナリ。何トナレバ、之レヲ佐賀ノ役ニ徴ス可シ。該地ノ賊ヲ平ゲタルハ、何兵ゾヤ、賊兵ニ非ズヤ。是レ賊兵ノ強ハ士族ニ讓ラザルヲ見ル可シ。且又兵仗、器械、彈藥等ノ利用、得失及ビ將卒ノ智愚勇怯、並兵隊ノ練不練ヲ見ルニ、孰レカ勝レルゾヤ。一トシテ彼ノ草賊ガ官兵ニ及ブ者ナキハ足下ノ能ク熟知スル所ナラズヤ。於レ是僕益足下ノ大兵ヲ擁シテ動かザルヲ恠ミ、且何ノ爲メニ大阪鎮臺ニ向テ援兵ヲ乞ワレシヤ、是最モ解ス可ラザル所ナリ。足下若シ山口縣賊徒蜂起ノ期ヲ前知シ、之レニ豫備センガ爲メ斯ク注意セシ者ト曰ハン乎、抑僕足下ノ爲メニ取ラザル所ナリ。何トナレバ、是等ノ事件ハ、陸軍卿ノ畫策ニ在テ、足下ノ任ニ非ラザルナリ。若シ又之レヲ敢テセバ、其分ヲ超エ、或ハ過慮ノ甚シキ者ト謂ワザル可ラズ。況ンヤ一水ヲ隔ツレバ足下ノ管内ニ在ラズ、廣島鎮臺ノ管轄ニ於テヤ。故ニ縱令豊浦、又ハ馬

關ニ賊徒蜂起スト雖モ、足下兵ヲ擁シテ傍看ストモ可ナリ、誰カ能ク得テ足下ヲ責メンヤ。然レドモ、九州地方ニ於テハ然ラズ、飽マデ足下其責ヲ免カル能ハズ。僕斯ク喋々論ズル者ハ、先般足下ノ舉動ニ依テ種々ノ惡聲ヲ來タシ、聊カ長州人ノ面目ニモ關係ナキ能ハズ。況ンヤ足下ハ僕ト同郷、同里ノ人ナルニ於テ、豈來者ノ爲メ、已往ノ事ヲ擧テ一言セザル可ンヤ。請フ、足下、速カニ返簡ヲ賜ヒ、僕ヲシテ疑團ヲ釋カシメバ幸甚々々

明治九年十二月二日

突然此の手柬を受け、何氣なしに披いた乃木少佐の心事は、果して如何なるものであつたらう。必ずや瞑目する多時、熱涙を禁ずることが出来なかつたであらう。同じ防長に於ても、徳山藩出身であり、任に熊本にある兒玉少佐（後の大將、源太郎）が神風連の襲撃を受けても、自若として動することなく、武人として最も嘆賞に値する舉措に出でたことを推稱せられ、又長府の出身であり、往年伏見の練兵所に同行した諏訪大尉（好和、後の少將）が萩の賊徒を討つて偉勳を樹てたことを激賞せられても、決して羨望する處でなく、比較せられて貶せられることが苦しくもない。併し何處にか我が行動に武門の嗜みを缺如し、徒に狼狽せるものゝやうに非難せられ、延いて先輩、朋友の名譽を汚し、又更に長州人の面目を傷つけるものと詰責せられることは、乃木少佐として堪へることの出来ぬものであつたであらう。

福原大佐からの書簡を手にして數刻、石のやうに沈黙し、顔色蒼ざめて死人のやうになつてゐた乃木少佐は、聽て兩眼を睜き、決然として筆をとり、具に返書を認むべく、推敲、更に洗煉に努むるのであつた。

希典白福原君足下、辱書教示セラレ、悌愛ノ厚キ謹デ諾焉、又言可キ言ナシ。之ニ答フ宜シク以ニ武門之道而已矣。之レ一日モ怠慢スベキニ非ズト雖、當處ノ情況人ヲ撰ンデ一言セザルヲ得ズ。昔時管下ニ紛紜アル、其初ニ當リ、事ノ熊本ニ發セバ、秋ノ之ニ應ジ、米柳佐島秋豐ノ士族其間ニ起テ小倉、福岡ノ兩營所ヲ顛覆セント謀ル者ヲ偵知ス。肥後ノ賊起ルヲ聞キ既ニ干時ヲ經ルモ、未ダ他ノ之ニ應ズルアルヲ聞カズ。或ハ彼ノ詐謀、我ヲ誘フ者ナランカヲ疑フト雖モ（事ヲ報知スル者將校ノ手ニ出ザルヲ以テナリ）機ノ失フ可ラザルヲ以テ、半大隊（青山大尉之ヲ率ユ）ヲ筑ノ松崎、石櫃ノ間ニ遣リ、本臺ニ警援シテ米柳秋ヲ壓セシム。此半大隊未ダ該地ニ達セザルニ、秋月ノ士族五百餘名、肥賊ニ應ジテ則チ豊前地方ニ進入スト、於レ此カ賊謀恰モ我察スル處ノ如シ。乃チ又福岡ノ一中隊ヲ秋月ニ進入セシメ、又半大隊（津下少佐之ヲ率ユ）香春ニ向テ賊ニ當ラシム。此ニ於テ則チ慮フ、豊津ハ秋賊ノ尤モ依頼スル處亦必ズ賊ニ應ズベシ。苟クモ其形ヲ見ハサバ、希典自ラ進デ之ヲ討チ、應戰ノ餘力ヲ以テ秋月賊ヲ蹂躪シ、又進ンデ國旗ヲ後筑ノ高良山下ニ建テ、一週年間手自ラ教育、練磨スル處ノ此二大隊ノ兵ヲ撰テ米柳佐島ノ諸賊ト樂戰シ、兵器、金穀、傷兵ノ通過、應援ハ之ヲ福岡ニ取ルヲ至便ナリトナス。故ニ福岡ノ三中隊ハ暫ク之ヲ動カサマルナリ。軍隊ノ他ヨリ來リ會スル者、馬關、小倉間ニ集ルトキハ復タ背後ニ顧慮ナシ。豈ニ一世ノ快事此時ニ

至レリ。職ニ馬上ニ斃テ恨ム處ナシ、已ニ命ジテ軍營ヲ撤除セシメ、馬ニ飲テ偵報ヲ待ツ。偶檢閱使井田少將等此地ニ來ルヤ、少將吉澤副監督ヲシテ豐津土族ノ現ニ小倉地内ニ潜入シアル者ヲ集メ、利害ヲ論說シテ之ニ教ヘ、其際云フ多キモ、事ノ露ハレザルニ及テ終ニ竭ム。邦家ノ爲眞ニ賀スベキナリ。肥筑ノ間後レテ事ヲ謀ル者アルモ大ニ至ラズ、慮ル處ハ盡ク畫餅ニ屬セリ。區々ノ心志何堪エン、戰況ノ終ニ朋友ニ語ルベキナシ、緘然疎濶、今日ニ至ル者願クハ一タビ當地ノ情況ヲ察セヨ、策ノ中ラザル者ハ敵ニ欺カル、ト同一一般ナリ。其分ヲ超ヘ、或ハ過慮ノ甚シキニ失シ、惡聲遂ニ師界朋友ノ面目ヲ汚辱スルニ至ル、男兒生テ已ニ名ヲ成サズ、何ゾ再ビ朋友ニ對セン。足下ノ厚情、希典ヲシテ他人ノ惡睡ヲ蒙ル多キニ至ラザルニ及ンデ、此教書ヲ辱フス、豈欣然之ニ答フルニ武門ノ道ヲ以テセザル可ンヤ。然ルニ敢テ恥ヲ忍ンデ一十餘日ヲ猶豫シ、更ニ足下ノ一教ヲ煩ハサハルヲ得ザル者アリ、始メ肥賊ノ散亂スル者佐賀ニ走ルヲ以テ、一大隊ヲ柳河ニ出シテ之ヲ要撃スベキヲ求ル者アリ、之ヲ偵スルニ其實ヲ得ズ、況ンヤ僅々敗餘ノ數賊潛走スルヲ以テ大兵ヲ動ストキハ、却テ米柳ノ姦徒ノ笑ヲ來サント。尙再報ヲ待ツ、果シテ然リ。終ニ兵ヲ柳河ニ進メズ、秋月賊ノ未ダ起ラザルニ、稍其兆アルヲ以テ兵ヲ乞フ者アリ。縣官未ダ之ヲ説諭セズ、警吏未ダ之ニ死セズ、兵未ダ遣ル可ラズト云テ敢テ動カズ。希典平生ノ猖狂此二ツノ者今日ニ至テ或ハ他人ニ怨ミナキ能ザランカ。且ツ書中細カニ罪ヲ數ヘ、而シテ尙疑團アツテ未ダ解セズトスル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニ在ルナランカ。希典ノ去年此職ヲ奉ズルヨリ居常寢食ノ間ト雖モ、意ヲ此騒亂ノ因起スル處ニ注ガザルナク、終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ、己ヲ知ル者ノ爲メニ報ズララントスルハ、夙ク已ニ足下ノ知了セラル、處ナリ。

然リト雖モ、昔日ノ失錯相踵ギ、今日志シノ達セザルヨリ、或ハ乗ジテ其間ニ入ル者アルアランカ。此ヲ以テ嫌疑ヲ師兄朋友ニ得ルトキハ、死スルノ後ト雖モ恨ミナキ能ハズ、死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルナハシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處アレバナリ。伏シ希クハ、更ニ一答ノ教書ヲ賜ヘ、復再三ヲ煩ハスニ非ズ。

見よ、冷静に、且つ詳細に涉つて乃木少佐は其の所信を語り、計畫を記してをるではないか。若し各地の不平黨の畫策する處が遺漏なく、機熟して起つたものであるならば、決して容易に之を鎮壓し能はず、形勢或は逆轉して新政府の崩壊となつたかも知れぬ。それ故に乃木少佐の措置が最も機宜に適したものと採用せられてゐなければならぬであらう。こゝに記した返書は、即ち推敲洗煉に努めた草稿のまゝであるがゆゑに、聊か意味の不明な箇所も見え、月日も記してない。併し血涙を以て執筆し、赤誠を披いて開示せるものであることは、讀むものを首肯せしむる。悽愴の氣が磅礴してをると云ふも、決して不可ではないのである。

殊に「……書中細カニ罪ヲ數ヘ、而シテ尙疑團アツテ未ダ解セズトスル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニ在ルナランカ。希典去年此職ヲ奉ズルヨリ居常飲食ノ間ト雖モ、意ヲ此騷亂ノ因起スル處ニ注ガザルナク、終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ、己ヲ知ル者ノ爲メニ報ズルアラントスルハ、夙ク足下の知了セラル、處ナリ」と記し、更に「……失錯相踵ギ、今日志シノ達セザルヨリ、或ハ乗ジテ其間

ニ入ル者アルアランカ、此ヲ以テ嫌疑ヲ師兄朋友ニ得ルトキハ、死スルノ後ト雖モ恨ミナキ能ハズ。死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルナハシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處アレバナリ」と記した一節は、遂に涙無くして讀むことが出来ぬのである。

◇弟仆れ師自殺す

任に小倉に赴いて一年、乃木少佐には忘れることの出来ぬものが少くなかつた。就中骨肉の弟と生別し、その弟——玉木正誼——が賊名を負ふて戦死したのみでなく、年少の頃に欽慕し、門下に於て熏陶を受けた恩師の玉木翁が自殺してしまつたことは、回想するだに涙であり、人生の儂さを沁々と感ぜしむるものであつたであらう。

曩に記述したやうに、明治九年十月二十八日、新政府の兵部大輔であり、參議として令名を布いた前原一誠は、萩の城下に其の同志を嘯集し、堂々と殉國軍の旗幟を翻した。前原は新政府の方針に向つて反對であつたと云ふよりも、同じ長州の出である要路のものに斥けられ、挂冠せざるを得なかつたものであるにかゝはらず、故郷に於ては傾倒するものが少くなかつた。薩南に於ける南洲と比するは如何であらうかと思ふが、學問に於ても、人格に於ても、前原は萩の青年に慕はれてゐた。この人のために一命を抛つても遺憾なしとするものが多かつたのである。

この人に傾倒するものと長州出の要路の士に反感を抱く同郷のものとは、勢ひ前原を其の盟主であるかのやうに集まつた。勿論、機會の到るあらば、兵力を以て所信を行ひ、奸物を除く決心と意氣とに燃えてゐたが、更に前原をして有利（と云ふは妥當でないかも知れぬが）ならしめたのは、吉田松蔭の師であり、舊藩の頃に郡宰として最も治績の顯はれた玉木文之進翁と交厚く、相許すこと深かつたことである。随つて多數の玉木翁の門下に學んだものが前原に黨する結果となり、玉木翁の門下に學んだもの、知己、友人にして時勢に平かならざるものは、「若し前原にして起たば……？」と好意を寄せること尠少でなかつたのも、伴りなき事實であつたのである。

玉木文之進は松蔭の師であり、叔父であつたのみでなく、郡宰として大に治績あり、藩政にも少からず貢獻する處あつたものであるがゆゑに、勿論、新政府は人材を求むることに不念なく、長州出の人々は玉木翁に期待する處があつたので、頻りに仕官を勧めたが、その誘引に應じなかつた、そして昵近者にも、

「逆ながら拙者は寅次郎——吉田松蔭——の遺志を繼續することに致しませう。官途には望みが御坐らぬのぢやから……」

と其の心事を語り、松下村塾を再び開設することになつた。玉木翁の爲人は萩の士人の間に著聞してをるので、その門下の多くの青年が集まり、又志あるものが少からず出入りした。松下村

塾と玉木翁とを中心とするものが前原に黨したのは、決して偶然でも、變態でもなく、自然であつたのである。

乃木家と玉木家とが宗支の間であることは、既に記述した處であるが、文之進は希次と血の關係なく、吉田家から養嗣となつたものであつても、その子の彦介が國事に仆れたがために、希次の子の正誼を迎へて嗣子たらしめたと云ふ關係があるので、玉木家と乃木家とは亦血で繋がれることになつた。然るに正誼は玉木翁の感化を受け、廉潔の士であつたがゆゑに、深く時勢に慨し、前原に黨して改革を考へてゐたのみでなく、辯舌と才幹とを以て九州の各方面と連契を保つことに努力し前原に黨する人々の中にあつても、その名は牢記せられてをつたのである。

前原は起つた。そして聲明する處は識者をも首肯せしむるに足るものがあつたにか、はらず、薩摩、熊本、久留米、柳河……と云ふ九州の各黨派との連契が不十分であり、作戦と駈引とが拙劣であつたがために惨敗し、明治九年十二月三日、遂に斬罪に處せられたが、前原に黨した少壯二十五の正誼は、十月三十一日に戦死してしまつてゐた。

我が嗣子と門下生の多數とが前原に黨し、事敗れて捕へられたので、玉木翁は慨然として「萩の正氣は穢きてしまつた、儂にも責任がある」と長歎しつゝあつたが、明治九年十一月六日、夙朝起きて沐浴し、衣服を改め、且つ後事を具に遺言し、菩提寺の先塋の側に自刃した。享年六十七

であつたのである。

前原一誠と乃木少佐とは直接何の關係もないが、骨肉の弟と恩師とは、以上に述べたやうな交渉があつた。こゝに於て恩師と弟が傾注する前原に對して少佐も冷淡なる能はざるものがありはせぬか——と白眼視せられたのも無理からぬことであらう。忠誠に燃えつゝあつた乃木少佐であつても、猶ほ疑惑を掛けられることを如何ともなし能はなかつた。否、私情に制せられてはならぬと事毎に深く戒心し、自ら努力してをつたが、こゝに至つた。そして「乃木も怪しいのぢやないか」と私語するものもあつたであらう。福原大佐の詰問狀にも、左様な跡が搖曳してをるので、乃木少佐は其の赤心を披き、且つ「……疑團アツテ解セズトスル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニアルナカランカ」と反問してをる。

かゝる疑惑を受けては「……死スルノ後ト雖モ恨ミナキ能ハズ」と告白し、又訴へざるを得なかつたであらう。併し忠誠の我が乃木少佐は堪へた。悲憤の裡に「死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルハナシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處アレバナリ」と將來に於ける決心を示してをる。福原大佐からのやうな手束に接したならば、少壯、且つ血氣のものは必ず激發するであらう。然るに乃木少佐は冷靜に其の戰略と兵備とに關して詳述し、深き決心を語つて凝滯する處がなかつた。その文も朗々として誦すべきである。

◇ 薩南の健兒起つ

赤心を披いて起草した乃木少佐の返書は、其の對手にも響いたことであらう。福原大佐は乃木氏を熟知してをるものであり、且つ將來に囑する處甚だ少くなかつたものであるがゆゑに、その返書を文字通り繰返して讀んだ。否、文字の裏に躍動しつゝある處の或物をも察した。そして次の手束とはなつたのである。

福原和勝再ビ乃木希典足下ニ昭覆ス。曩ニ僕ガ足下ニ疑問セシ所ノ返書ヲ辱ス。反覆孰讀スル者數回、而シテ足下ノ戰略ヨリ兵備ニ至ル迄、現状ヲ洩ラス所ナク寫シ示サレタリ。僕ノ疑團ヲシテ一朝釋然、又疑フ所ナカラシムル而已ナラズ、書中終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ己ヲ知ル者ノ爲メニスル者アラント期ス云々ニ至テハ、固ヨリ事ニ大小ノ異ナルアレドモ、之ヲ保元ノ亂ニ回顧スレバ、僕ノ頑愚ト雖モ、豈涕淚衣襟ヲ濡サマシムル得ン乎。而シテ却テ足下ノ爲ニ惜ム所ノ者アリ。何トナレバ、若シ九州地方各處ノ士族ヲシテ、足下ノ企望スル所ノ如クナラシメバ、足下ノ畫策悉ク的中シ、而シテ奇功ヲ立ラレンコト疑ヲ容レザルナリ。僕、愚ト雖モ、思テ此ニ至リ遺憾ナキ能ハズ。而シテ況ヤ足下ニ於テヤ。嗚呼如何セン、賊徒ノ意外ニ易ク敗亡セシガ故ニ、足下ノ慮ル所悉ク水泡ニ屬セントハ。然レドモ、自今後偏ニ足下ニ希望スル所ノ者ハ、他ニ非ラズ、足下ノ管内或ハ又如何ノ變動ヲ醸出スルモ未ダ測知ル可ラズ、其時ニ至テハ足下一週年間

自ラ教育、練磨スル所ノ精兵ヲ提ゲ、足下從來ノ宿志ヲ遂ゲ、已往ノ失錯ヲ回復アラシメコトヲ。且又實際最
況ニ依リテハ、援兵ヲ乞ワザル可ラズト雖モ、兵備ノ事ニ至テハ陸軍卿ノ熟知スル所ナレバ、容易ニ言ヲ發
セザランコトヲ欲ス。僕敢テ此ク贅論スルモ、諺ニ曰フ釋迦ノ前ニ説法ニ類似スト雖モ、足下ト同郷、同
里ノ人ナレバ、稍々他人ニ異ナリ、止ム能ハザルノ情誼アレバナリ。請フ、僕、區々ノ老婆心ヲ懺察セラレ
ンコトヲ、併テ唐突、無禮ノ罪ヲ謝ス耳。

明治九年十二月廿一日

何たる愉快なる、そして反撥性のある文章であらう。曩に赤心を抜いて詰問した我が福原大佐は
こゝに其の疑念を悉く氷解したのみでなく、乃木少佐の戦略並に兵備に對する處置に深く敬服
するものであることを男らしく告白し、將來に於ける奮闘を望んでをるが、この返書に對して乃木
少佐は、

謹而新年ヲ賀シ、併セ恩諭ノ辱キヲ拜ス。然バ去年十二月廿一日ノ返照、同ク卅一日ヲ以テ拜受ス。忙
乎前展、誦讀數回、措能ハザル所以ノ者アリ。温言甘辭、實ニ望外ニ出レバナリ。則チ想フ、惰夫遂ニ教ユ
可ラズトシテ、如レ此ノ言ヲ與ヘラル、者ナラン乎ト疑懼スルニ至レリ。然ルニ尙復讀再思シテ已マズ、書中
疑團一朝ニ釋然云々ノ如キ、果シテ虚辭ニ非ンバ、又何ノ幸カ之ニ及カン。且ツ自今後ニ望ム所ノ者アリ、
又他ニ已往ノ失錯ヲ回復セヨ云々ニ至テハ、教意ノ厚キ、愛弟ノ深キ、之ヲ過恩ト謂ハザル可ンヤ、又章末
同郷、同里ノ情誼ヲ以テ云々ノ如キハ、頑鈍無耻ノ性ト雖モ、言々脾肝ニ銘シ、覺ヘズ感涙ヲシテ膝ヲ浸セ

リ。曩ニ拙劣痴愚ヲ以テ事ヲ誤リ、師兄朋友ノ面目ヲ汚辱シ、殆ンド死期ヲ惰ルガ如キ醜惡ノ希典ナルモ、
猶未ダ暫ク之ヲ棄テラズ、却テ此望外ノ恩諭ヲ辱フス。復々之ニ答ニ何カ有ン。幸ニ當時海内ノ形
勢猶或ハ逆徳ノ用無キヲ得ザラントスル者ノ如シ。宜シク一身ヲ以テ他日其好機ニ投ジ、前罪ヲ謝シ、且ツ
閣下愛弟ノ厚恩ニ報ゼント誓フノミ。若或ハ前罪ノ醜惡暫クモ縱ス可ラズトセバ、海岳ノ餘恩、更ニ執一
教ヲ煩サンコトヲ希フ。希典敢テ温言甘辭ヲ僥倖シテ生ラ偷ムヲ欲スル者ニ非ルナリ。戾文惡筆、鄙情
ヲ悉サズ、幸ニ明察ヲ賜ヘ。天時正ニ峭寒、風雪亦常ナシ、尊體實ニ重シ、爲邦家苦ロニ自愛シタマハ
ンコトヲ、伏テ祈念シテ已マズ。誠恐誠恐

と答へてをる。この返書も、猶ほ草案のまゝであるがゆゑに、月日は記してないが、聊か心安さ
を感じてゐることも察知される。併し事起らば、必ず全力を盡して邦家のために戦ひ、知己に酬ひ
んとする決心が明かにしてある。讀んで懐愴の氣に力強く襲はれるではないか。蓋し福原、乃木の
間に交換せられた四通の書簡は、美しい友情の雙絶と云ふの不可ないであらう。當時の陸軍卿であ
つた山縣公は、桂彌一氏の秘藏する此の書簡の巻もの、巻首に特に「兩全」と題し、
桂氏見ニ示其所藏福原、乃木兩氏明治九年往復書簡。今讀之、感不能已、余當時爲陸軍
卿、詳ニ知其事情。兩氏之言共足見ニ其精神所在矣。

大正八年六月題

合 雪 (印)

と述べてをる。そして山縣公は桂氏から此の手紙の巻ものを借用し、「今の軍人は此のやうに先輩と後進と腹心を布いて論争するものがなく、次第に利巧になつてゆくので、軍部の主なるものゝみにでも之を一讀せしめたい」と座右に久しくおいてゐたのであるが、又「此の手紙を見て當年の乃木君に非常に儂は御氣の毒ぢやつたと告白せねばならぬ」とも語つたと承知してをる。必ず左様であつたであらう。

遮莫、日一日と險惡を加へつゝあつた薩南の形勢は、毫も緩和せらるゝ處がないのみでなく、終に緊張は破れ、勃發してしまつた。明治十年二月十五日、大西郷を總帥とし、桐野、篠原の徒は一萬五千の精兵を提けて薩南を出でた。そして政府は十九日に熾仁親王を征討總督に拜し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍として「鹿兒島賊徒ヲ討タシム」ることゝなつた。陸軍少佐乃木希典が一週年間手自ら教育、練磨した處の精兵を率ひ、邦家のために盡し、知己に報ゆべき好機は來た。汚名を拭ふ絶好の日は到達したのである。

◇野戰病院の珍客

明治十年二月二十日、乃木少佐は西南の役に參加した。一周年間手自ら教育、練磨した處の精兵を提けて戰線に向ふことになつたが、この好機會に偉勳を樹て、以て邦家のために盡し、且つ知己

に報ひねばならぬと決心した。この決心を具象化するにあらざるよりは、陸軍卿にも、福原大佐にも見える面目がないと深く自問し、自答すれば、昨年の福原氏の手東がまさしくと回想せられるのであつた。

曩に「歩兵第十四聯隊ハ直チニ入城スベシ」と暴徒起る以前に鎮臺司令長官谷少將（干城）から命令に接してをつたにかゝはらず、間髪を容れず出發し能はぬ事情があつた。事情と云ふのは——兵變の避くべからざる状態にあることが明かになつたので、歩兵第十四聯隊でも新しく實戰に用ふべき兵器を今までのものと取換へることになり、それが馬關まで既に到着してをるとの通報はあつたが、折柄海が非常に荒れ、輸送が不可能になつてしまつた。併し便々として待つてゐられる場合でないで、これを博多港に廻送し、久留米で受取ることにして出發した。これが爲に時日が少からず遅延し、第一大隊の二箇中隊を除く以外は遂に入城し得ず、植木、木葉、高瀬に於て苦戦し、戦ひ往々にして利あらざるがために、不名譽の退却さへもなさねばならなかつた。當時の陣中に於ける乃木少佐の詩も亦少くないが、次の偶感は其の實況をまさしくと想はしむる。

指揮刀閃曉雲破

立二馬判功山上見

競進兵如狂浪翻

先鋒已入季花村

明治十年二月二十二日午後九時四十分、植木に於ける激戦の後、遺憾にも千本櫻に退却した乃木少佐は、隊列を検して旗手（陸軍少尉河原林雄太）のゐないことに氣付いたので、これを問ふたが不明である。この日の午後六時「夕暉既ニ没シ、四邊蕭然、狗吠遠ク聞ユ」る刻限に漸く植木に入つて、勇敢に驛の西南に渉る地點を奪取、引續いて敵と交戦し、午後九時に至つて戦線の維持が困難になつたので、乃木少佐は退却と決した。そこで旗手は携ふる軍旗を捲き、これを負ふて出發した。それ迄の事情は分つてをるが、後僅かに一時間ならざるに旗手がゐらず、探しても見出し得なかつたのである。

この旗手——河原林少尉——は、小倉藩の出身で、三十二の男盛り、且つ酒豪であつたが、出陣に方つて大刀を帯びてゐたので、退却に際して敵共に會し、これを揮つて交戦するに至り、力竭きて仆れたものであらう。旗手は見えず、誰も行方を知るものがない。軍旗は失はれてしまつたのである。乃木聯隊長は慨然として、

「諸君、既に軍旗を失つてしまつた。何の面目あつて生還しよう。再び戦場に向つて軍旗を獲ようとするものは吾等に從へ！」

と厲聲して馬を敵陣に進めたが、泣いて擁止する部下に妨げられて翻意し、善後の措置を講ずることになつた。そして翌日も敵の強襲に堪へ、「如何にしても敵を福岡、久留米に進出せしめまい」

と云ふ戦略を取つて應戦した。然るに奮戦してをる中に少佐の乗馬に弾が命中し、狂奔甚だしく、敵陣に躍り入らうとする。敵兵は其の銃尾を以て少佐を打ち、巧みに生擒しようとし、危機は眞に一髪であつたが、漸く窮地を脱した。併し二十七日の玉名に於ける激戦では、遂に少佐も其の左足に負傷し、久留米の野戦病院に送られることになつたのである。

轉戦後肥山又川

身傷不却怨天

嗟吾薄命何誰語

泣讀功臣烈士傳

これは久留米の野戦病院に入院中の乃木少佐の詩であるが、當時に於ける感懐を述べたものとして讀者を打つ。乃木將軍には一生此の悲嘆があつた、何人にも訴へなかつたが、自責の念に鞭打たれてをつたのである。

乃木少佐の病室には、同じく負傷した石丸大尉（忠英）、遠藤中尉（政敏）、摺澤少尉（静夫）、後の中將）がベットに横たはつてゐた。そこに少佐を訪ふた珍客がある。珍客とは誰であつたらう？ 曰く「陸軍大佐福原和勝！」。風采の揚つた堂々たる偉丈夫で、乃木少佐の枕頭に立ち、如何にも懐かしさうに、

「怪我されたさうぢやが……」

と見舞へば、少佐も起き、暫く二人の間には友愛に溢れる挨拶があり、歡語した。相許すもの

の間にのみ見得る美しい情景であつた。福原氏は、當時の我が陸軍に於ける大佐の筆頭で、「西郷起つ」の急電に接し、廟堂の重臣窃かに狼狽の色あり、軍部にも躊躇するものあると聞き「諸君に若し難色あらば、第一線に我輩が起つ」と激勵の電報を發し、精兵を率ゐて出征したと云ふ勇猛の人であるが、反面には社交家として洗煉し、且つ經綸ある政治家の素質も豊かであつた。明治七年八月一日、我が臺灣征伐に關して清國と紛紜あり、全權辦理大臣參議大久保利通を差遣するに際しその隨行員中に福原氏があり、清國との談判遂に決裂せんとする時、力強く非戰論を支持したのは福原氏で、大久保參議が歸朝して後も、福原氏は北京に止まつてゐたのである。

然るに薩南の風雲急となり、干戈を執つて鎮壓の避くべからざる事が明了したので、福原氏は北京から召還せられ、陸軍卿の顧問のやうな地位にあつた。そして曩に赤心を披いて問責の書を小倉の乃木氏に寄せたが、再び支那に赴き、南洲の起つと同時に歸つて神戸に至り、直ちに出征したが、遂に病院に乃木氏を訪問し、その勞苦を犒ひ、軍旗を失ふて悶々の裡にあるを慰諭し、鶏の肉汁を大鍋にして齋すなどの友情をも盡したが、相見て未だ幾何ならず、福原大佐は敵弾に中つて重傷を負ひ、遂に他界してしまつた。享年實に三十有二、若し中道にして仕れなかつたならば、軍人として必ず將官となり、政治家として抽出し、大宰相の榮冠をも戴いたに相違ない。山縣公は福原大佐を追懷し、且つ愛惜すること淺からず、「……福原は桂より役者が一枚上であつた」と語つてゐたが、その桂——太郎、後の公爵——も、

「福原が若し西南の役で戦死しなかつたならば、儂の陸相に任ぜられる機會も、必ず福原の次であつたぢやらうが、總理大臣としても亦福原が一足早かつたに相違ない。山縣公も右手のやうに信じ、福原は全く傑物であつた。惜しい人物を西南の役では多數に失つたが、その中でも福原は最も人物ぢやつた」

と一再ならず語つてゐたのであるが、その人は遠逝してしまつた。乃木少佐を公私共に庇護、激勵した福原氏は、悲哉、俄かに敵弾に仆れて他界したが、福原大佐の爲人は「乃木希典」の研究者の筆記せねばならぬものであるがゆゑに、次の小傳を掲げることにする。この小傳は中村徳寅翁に負ふ處多きことを併せて附記するであらう。

贈從四位陸軍大佐福原和勝ハ、弘化三年五月十一日、長府藩騎士村上小平太通虎ノ第三子トシテ長府ニ生ル。諱ハ俊行、幼名ハ百々勝。文久三年二月、同族ノ同藩士福原保左衛門俊親ノ養嗣子トナル。幼沖ニシテ穎悟、武ヲ好ミ、兒戲毎ニ軍戰ノ容ヲ作ス。而シテ結城香崖ニ學ビ、其年ナラズ、詩作シテ示ス。香崖大ニ之ヲ推稱シ、居室ニ之ヲ掲ゲ、門下ニ福原ハ非凡ノ器ナリ、他日必ズ大ニ名ヲナスベシト切言セリト。年十ニ、藩主元周ノ入洛ニ際シ、萬一ノコトアラント慮リ、私カニ藩士三吉慎藏等ト謀リ、請フテ藩主ニ隨從ス。又有川恒楯、熊野直介等ト謀シ、精兵撰任ノコトヲ決シ、幼年偏強ノ童子ヲ集メテ專ラ兵ヲ練リ、文ヲ

歸マシメ、コレヲ集童場ト呼ビ、君其ノ總監トナリ大ニ淬勵ス。幕府長州再征ノコトアルヤ、俗論稍モスレ
ハ藩主ノ身ニ危殆ヲ及ボサントス。君等忠肝ノ士、憤懣堪フル能ハズ、泉十郎等ト謀リテ豐功神廟ノ祠下ニ
血盟ス。會スル者實ニ數十百人。藩主大ニ之ヲ嘉シ、名ヲ報國隊ト命ズ。君其ノ軍監トナリ、大ニ盡瘁ス。
慶應二年六月十六日、奇兵隊ト連合シ、豐前田ノ浦ヲ襲撃シテ之ヲ攻陥シ、追躡シテ大里、赤坂地方各處ニ
戰ツテ連捷ス。小倉藩主和ヲ乞フアリテ休戦トナルヤ、慶應三年正月、馬關ニ凱旋ス。功アリ秩祿ヲ増サレ、
赤馬關市尹ヲ命ゼラル。報國隊軍監ヲ免ジ、參謀兼任ヲ命ゼラレ、外國及ビ諸藩ノ應接ニ從フ。又同年藩主
ノ密旨ヲ承ケテ土州藩士坂本龍馬ト共ニ清國上海ニ航シ、外國ノ情況ヲ探討ス。明治元年二月九日、赤馬關
市尹ヲ辭シ、官軍北越ノ賊ヲ討伐スルニ方リ、長府藩ニ出兵ノ命アルヤ、四月五日、報國隊ノ兵若干ヲ率ヒ
テ海路北越ニ赴ク。是日馬關ヲ發シ、總參謀山縣狂介ニ從ヒ、每ニ其軍議ニ參シテ功ヲ奏ス。
明治二年六月三日、英國龍動ニ留學シ、又各國ノ情況ヲ探討ス。十一月、藩主昨年北越ノ軍功ヲ感狀シテ
書ヲ賜ヒ、併テ命圓ヲ給ス。四年十一月、豐浦藩廳ヨリ更ニ北越ノ軍功ニ依リ永世金ヲ下賜セラル。五年十
一月二十六日、英國ヨリ歸朝ス。六年一月二十四日、陸軍大佐ニ任ジ、正六位ニ叙ス。五月二十七日、兵學
權頭ヲ命ゼラレ、六月十四日、教導團司令長官心得ヲ命ゼラル。二十五日、從五位ニ叙シ、八月十五日、兵
學權頭ヲ罷メ、九月、佐倉操練場ニ於テ砲工兩隊演習ニ付其事務掛長官ヲ拜命ス。七年二月一日、舊佐賀藩
士江藤新平等叛ヲ謀ルニ付、征討ノ命ヲ承ケ、本官ヲ以テ役ニ赴ク。二月二十五日、征討總督幕僚參謀ノ命
ヲ拜シ、三月五日、征討總督東伏見宮隨行ノ命ヲ拜ス。三月十一日、御用有之鹿兒島表ニ差遣ハサレ、八月

四日、全權辦理大臣大久保利通清國ニ被差遣ニ依リ隨行ヲ命ゼラレ、十一月二十七日、歸朝ス。十二月九
日宮内省ニ召サレ、先般清國出張勞苦ノ旨ヲ以テ勅語ヲ賜ヒ、併テ白羽二重二匹、白絹一匹ヲ下賜セラレタ
リ。八年二月三日、清國在留公使館附ヲ命ゼラレ、五日、教導團長ヲ罷ム。九年一月二十四日、歸朝スベキ
ノ命ヲ受ケ、四月十四日、復清國在留公使館附ヲ命ゼラレ、同月二十四日、清國出役中參謀局管轄ト可ニ相心
得旨ヲ達セラル。

十一月六日、中國筋へ被差遣ノ旨ヲ達セラレ、舊山口藩士前原一誠等叛ヲ謀ルニ依リ征討スベキ命ヲ承ケ
テ歸朝セシモ、該地平定後ナリシ爲歸京ス。十年一月二十六日、清國上海ニ赴任ス。時ニ前參謀西郷隆盛鹿
兒島ニ叛スルヲ以テ征討ノ命アリ、電報歸朝ヲ促サル。直ニ上海ヲ發シ、二月二十二日、神戸ニ著シ、陸軍
卿ノ命ヲ承ケ、翌日直ニ同港ヲ發シ、赤馬關ニ到着ス。二十五日、同地發、博多ニ到リ、第三旅團參謀長タ
ルノ命ヲ承ケ、二十六日、博多港ヲ出發シ、二十七日、久留米ニ到着シ、三月二日、南ノ關ニ抵リ、三日、
肥後國玉名郡岩村ニ進ミ、第三旅團ノ兵ヲ提督シ、逐次進撃ノ地ヲ選定ス。偶々戰酣ナリ。俄然賊銃狙
撃ノ彈丸來ツテ帶劍ニ中リシモ尙屈セズ、指揮戰案ヲ議ス。賊彈再ビ飛來シテ胸部ヲ貫ケリ。仍テ南ノ關病
院ニ入りテ治療シ、尋テ久留米病院ニ移リテ最善ヲ盡セシモ、竟ニ起タズ、二十三日ヲ以テ卒去ス。享年僅
カニ三十有二。二十八日、遺旨ニ依リ、友人等柩ヲ荷フテ赤馬關ニ歸リ、專念寺山中清燥ノ地ヲトシテ埋葬ス。
明治四十五年二月二十六日、特旨ヲ以テ從四位ニ追陞セラル。コレヨリ先次ノ御沙汰アリキ。
勅使祭典 山口縣へ 故陸軍大佐福原和勝、清國駐劄之日ニ當リ、西南ノ變起ルヲ聞キ、奔歸役ニ赴キ、

遂ニ命ヲ軍中ニ殞ス。其志深ク慨然被ニ思召一候。長門國豊浦郡下ノ關專念寺山ハ墳墓ノ在ル所、今般御巡幸之際、御追感被レ爲レ遊候。依テ特旨ヲ以テ金拾五圓下賜候條、於ニ其縣一祭典執行可レ致事

明治十八年七月三十日

參議伯爵 伊藤博文

◇父逝くの報にも

入院中の乃木少佐は、一日も早く快癒し、以て退院しようとするのであらう。軍醫の來つて繃帯を換へる時間も待たず、自ら數回に涉つて患部を洗ひ、繃帯を取りかへるので、却つて悪化するに至つた。併し安閑としてゐられず、悶々裡にあつたが、三月十九日には「一寸他の病院を見舞つて來たいから籠を一挺用意して下さい」と命じた。久留米の野戰病院に入院中のものゝ多數は其の部下であり、それを聯隊長が慰問することは不自然でなかつたので、夜更けて未だ少佐の歸院せざるも、決して怪しむものはなかつたが、翌日も歸らず、翌々日も亦歸らず、戦線にあることが分つた。そして軍旗を失つて懊惱しつゝあつた乃木氏の表情を知るものは、窃かに感慨に堪へぬものがあつた。決死の人の面影を偲ばずにはゐられなかつたのである。

乃木少佐は文字通り奮戦し、四月九日には邊田野山の攻撃中に左腕に貫通銃創を受け、高瀬の野戰病院に入院したが、間もなく退院するに至り、更に猛闘し、十五日の午後七時を以て部下を熊本城に入城せしめたが、その以前の三月二十一日に第一旅團參謀兼勤を命ぜられ、四月二十二日、陸軍中佐に任じ、本職並に兼職を免じて熊本鎮臺參謀に補せられた。そして賊徒の平定するまで其の職務に服し、各地に轉戦したが、戦争中の五月九日に次の指令に接したのである。

待罪書

希典儀

過ル二月二十二日植木ニ於テ戦争ノ節、圖ラズモ旗手河原林少尉事急ノ際ニ戦死候處、夜中ノ苦戰當時其死骸ノ所在ヲ得ズ、本人其節卷テ身ニ負ヒ居候。軍旗共ニ紛失致シ、屍失ト賊手ニ落候ト分明不仕候故、其後種々搜索ヲ遂候得トモ、今日ニ至ル迄見當リ不申、畢竟希典不注意ノ致ス所恐懼ニ堪ヘズ、仍テ進退奉レ伺候也。

明治十年四月十七日

歩兵第十四聯隊長心得

陸軍少佐 乃木希典 (印)

參軍 山縣有朋殿

別紙待罪書及ニ進達候處、朱書之通御指令相成候條、此旨相達候事。

五月十日

谷少將

乃木中佐殿

(別紙) 歩兵第十四聯隊通ル二月二十二日、於二植木一戰爭ノ砌、旗手河原林少尉戦死ナ途ゲ、其節軍旗紛失セシメ候ニ付該隊長心得陸軍少佐乃木希典ヨリ別紙之通待罪書差出候。尙該地ノ模様篤ト取糺候處事實希典ノ不注意トハ乍レ申、旗手少尉ノ死骸ヲ引取ル不レ能程ノ場合ニ付、事實不レ得レ止儀ト存候間可レ然御處置相成度、此段相伺候也。

明治十年五月六日

熊本鎮臺司令長官

陸軍少將 谷 干 城 (印)

參軍 山縣有朋殿

書面軍旗ハ格別至重ノ品ニ候得共、旗手少尉戦死急迫之際萬不レ得レ已場合ニ付、別紙乃木希典待罪書之儀何分之沙汰ニ不レ及候事。

五月九日

征討總督本營之印章

既に記述したやうに、乃木中佐の歩兵第十四聯隊は入城の機を偶然にも失し、植木、木葉、高瀬に於て苦戦し、終に軍旗を失つたが、敵を福岡、久留米に進出せしめなかつたのは、殊勳中の殊勳と

して録せらるべきであらう。若し福岡、久留米、柳河に敵が進出し得たならば、必ず九州の各方面に形勢を觀望中であつたものは、洞ヶ峠を轟然と降つたであらう。九州のみでなく、全國に涉つて呼應するものが夥しかつたことも想像される。事實に於て各地に不穩の計あり、起つたものも亦少くなかつたが、山陰、北越及び東北に於ける不平の徒が蹶起しなかつたので、賊徒は僅かに熊本をさへも拔けず、福岡、久留米に進出し、海峡を奪ふ壯圖に出ることも出来なかつたのである。夙に大勢に見、考ふる處深かつた乃木中佐は、最初から敵をして福岡、久留米に進出せしめずと決意し、これに對する戰略を練り、高瀬町を死守し、斷乎として敵に進出の機會を與へなかつた。これは特記に値ひするもので、軍旗を失つた過失があつても、或る意味に於て贖罪の功と看做すべきであらう、それだけに當時に於ける苦戦は、口以て云ふべからず、筆以て記すべからざるものがあつた。後に旅順の攻圍戦も終末を告げた當時の乃木將軍に、親交ある摺澤少將(靜夫、後の中將)が「御辛勞でしたらう」と慰問した時、將軍は、「……併しながら往年の植木、木葉に於けるやうな苦戦はなかつた。戰爭としては西南の役が第一で、當時のやうに苦しいことはなかつた」と沁々語つた。如何に此の戰爭が辛勞多きものであつたかも想像されるが、乃木中佐は此の辛勞、苦惱に堪へ、君國のために大なる勳功を樹てた、最善を盡したのである。

九州に入つて滿二箇年ならざるに、弟と恩師との死に直面し、不面目にも軍旗を失ひ、盟友の福原氏の戦死に會つた。壯年二十九の乃木中佐にも名状し難い哀愁があり、悲嘆があつた。人生の儚さも沁々と考へられたことであらうが、更に天は此の人を試みるものゝやうに悲しみを與へた。明治十年十月三十一日、父の希次が俄かに東京に於て病死してしまつたからである。西南の役も賊徒を平けて結了し、國內に於ける形勢も漸く緩和するに至つたので、至孝の乃木氏は、父母を訪ふ機會あるべきを考へてゐた折柄、この訃報に接して暗然たらざるを得なかつた。

我が子が勇ましく邦家の爲に戰場に臨み、戦遂に利あらずして軍旗を失ふたとの報道に接した希次は、武運の拙さを我子のために悲しみ、王子稻荷に銀座の宅から日參もした。併し流石に武人の嗜みある希次は、その知人に向つて、

「……軍旗を失つたのは希典の武運拙いがためぢやから致方もないが、武人として其の最後に醜いことのないやうに——と儂はそれのみを只管に祈つてをる。希次の子として立派な死を期待してをるのぢや」

と語つてゐたが、「乃木少佐軍旗を奪はる」、「小倉聯隊の敗北」と云ふやうな報道が来る。併し生死が分らぬ。父としては心配であつたであらう、乃木中佐も此のことで如何に父が心痛しつゝある

かは察してをつた。然るに十月二十八、九日頃のことであつたらう。希次は夢みるやうに「……新橋ステーションに負傷者が續々と歸つてをるやうぢや。併し希典はゐない」と云ふやうなことを家族に語つてゐたのであるが、三十日に卒中で仆れ、翌曉を以て他界してしまつた。乃木父子は三里を相隔て、再び相見るの機なく、幽明の境を永遠に異にしてしまつた。そして次の願書は出されたのである。

希典儀

父希次死去致候就而ハ留守宅老母幼弟而已ニテ葬祭、家事向共行届兼難澁候間拜墓旁々歸省致度ニ付東京寄留地迄往復ヲ除キ二週間ノ休暇被ニ下置一度此段奉願候也。

明治十年十一月二日

陸軍中佐 乃木 希典

谷少將代理

陸軍中佐 梶山 資紀殿

父逝きて後二日、この願書は出されたのであるが、直ちに聞届けられた。そして願書の背に朱書を以て「人十一第九百八十五號」、「聞届候事」、「明治十年十一月二日」と記入せられ、且つ「熊本鎮臺」と捺印せられてをる。この願書を讀めば、當時の乃木氏の面影も彷彿するであらう。併し

公務が忙しかつたゝめに、願ひの開届けられると共に東京に到ることが出来ず、父亡き後の我家を訪ふたのは五週間許り後であつた。

春風秋雨、そこに二十五年の時が悠々と流れてしまつた。明治三十五年の秋、陸軍の大演習は肥筑の野に舉行し、明治天皇御統裁あらせ給ふたが、田原坂の附近に於て、

武士のせめ戦ひしたはらさか

松も老木になりけるかな

との御製があり、これを主馬頭藤波子爵(言忠)に筆執らしめ給ふて「乃木に與へよ」との御詠があつた、陪觀中の乃木中將は恰も休職の身であつたが、この寵遇に唯だ感泣の外なかつた。乃木中將は御下賜の短冊を袴と肌身に付けて 天恩の優渥なるを拜謝しつゝ歸京したのである。

獨逸行

◇憂鬱の人として

思出での多い明治十年を送り、十一年を迎へた乃木中佐は、その一月二十六日「熊本鎮臺參謀ヲ免ジ、歩兵第一聯隊長ニ補ス」と云ふ辭令に接した。東京! そこには父逝ける後の家族——母や弟妹——がゐる、懐かしい故郷でもある。而して赴任の途に馬關を過れば、萩の城下には覺めず、永遠に眠る恩師と弟とがある。生者必滅會者常離と云ふが、過去の一箇年間は、餘りにも亦痛ましく、悲しい記録の連続であつた。回想すれば狂はしくなる、暴風のやうに襲ふ憂鬱を何とすることも出来なかつた。

酒、酒! 當時の我が乃木中佐を慰藉し、痛ましい記憶から放たしむるものは酒盃であつた。左して強健でない其の肉體は、酒のために破滅に急ぎはせぬかと掛念せられ、知る人々を窃かに擧蹙せしめたが、中佐の心を付度し得るものも、涙ぐましく傍觀する外はなく、これを諷刺し、諫める

ことが同情を缺くやうにかんがへられたといふ。生も亦死も我が乃木中佐には苦しいものであつたであらう。

斯して思出での多い九州を去つた乃木中佐は、遂に萩町を訪ふた。勿論、誰にも内報してないの
で、その訪問を知るものもない。或る夜更けて玉木家の表戸を叩くものがある。養嗣子の正誼が前
原に與して戦死し、文之進が自刃してからの玉木家には、正誼の遺児——文之進、後の正之——を
育む年若い未亡人の豊子と文之進の後妻駒子の三人がゐるのみであり、且つ當時の玉木家は「賊軍に
加はつた不逞のもの、後である」と冷嘲せられ、隣近所との交際も絶え、下付せられてゐた秩祿公
債さへも召上げられると云ふやうに、迫害と困苦との間にあつたので、來訪の人もなかつた。そこ
に夜更けて男が表戸を叩く。目醒めた豊子と駒子とは「盜賊かも知れぬ」と警戒し、火を行燈に點
し、家内を明るくしてから、

「誰方様で御坐いませう？」

と内から物靜かに問ふのであつた。流石に心得ある武士の妻らしい應對に、窺かに戸外から其の
内部に於ける用意に見、感服しつゝあつた乃木中佐は、二人の未亡人を心安からしむるやうに、

「儂ぢや、乃木ぢやヨ」

と答へるのであつた。紛れもない「乃木ぢやヨ」の聲に、豊子が飛びたつやうな氣持ちで戸をあ

ければ、そこには馬關から通し駕籠でやつて來た義兄が立つてゐる。言葉なくして迎へた豊子、迎
へられた中佐にも言葉はない。殊に無心に眠る遺孤の姿に中佐は涙し、言葉少く二人を慰め、「この
子が十二になつたら儂が引取るから……」とも約束し、深い感慨に打たれるのであつた。

思出での萩の城下は寂しくなつても、山青く、水清く、平和の光は照々と輝いてをる。落日依稀
舊山河！ 少年時代に玉木翁の門下に煉られ、更に致々として明倫館に研鑽した日がまさしくと眼
前に浮ぶ。恩師の姿、男子らしかつた弟の面影。瞑目して靜かに當年に及べば、在りし事柄が昨
のやうに彷彿する。併し恩師も、弟も非命に仆れ、憤恨は拭はるべくもない。兩人の眠る墓前に
額いて冥福を祈る中佐には涙があつた。憂鬱を抑へることが出来なかつたのである。

懐かしくも亦悲しい萩の城下を辭し、東京に入つた中佐は、黙々として頻りに酒盃に親しみ、殆
んど人間が變つてしまつたかのやうに、近しい人々にも感ぜられた。併し軍旗を失ひ、父と恩師と
弟とに死別した悲しみを推察し、窺かに「無理もない」と同情したが、母の壽子は「……無理も
ない」とのみ唯だ傍觀してをることが出来なかつた。痛ましい我子の姿、憂鬱に閉された表情に稽
へて「結婚させることが何よりであらう」と點頭き、これを勧める機會を待つた。唯だ機會を待つ
たのみでなく、準備にさへもかゝつたのである。

我子に一日も速かに結婚させようと考へた壽子は、嫁となるべき女性を求めて餘念もなかつたが同じ長府の歴たる士族の出であつて、格式も乃木家より以上である富裕な野々村勘九郎即ち舊藩時代の報國隊の總督であつた泉十郎の遺兒ヌイ子は、有力な候補者として二箇月近くも乃木家に起臥した。心立ても優しく、容貌も美しい可憐な娘であつたがために、壽子は此の令嬢を我子の配らしむべく決心し、それと無く中佐のヌイ子への素振りを見れば、必ずしも心無しとも見えぬ。そこで、或日、

「希典、卿も三十になつたら必ず結婚します——と云つてゐたことを御忘れでないだらうネ」と改まつた態度で問ふのであつた。蓋し中佐は父の希次のありし頃も、結婚を屢々勧めたが、さう云ふ場合に於て中佐は、型のやうに「三十になりましたならば必ず……」と答へてゐたからである。而して中佐は今や三十の正に男盛りであり、歩兵第一聯隊長の要職にある。決して結婚が早いとの通辭を許さるべきでない。母の意味の淺くない質問（と云ふよりも詰問）を受けた中佐は「三十になりましたならば必ず……」との誓ひを忘却してゐるのではなかつたが、明了に「ハイ」と應ずることも出来ず、又否む譯もなかつたので、煮切らぬ態度でゐたのである。

乃木中佐の苦しい胸衷を察しても、如何にかすれば——結婚でもさしたならば、その行狀の改まるであらうと母親らしく考へ、質問し、中佐の何となしに當惑らしいのを却つて善意に解した壽子

は少からず満足し、二箇月近くも同棲してをるヌイ子に、

「希典の妻となつていたゞけば、御覽のやうに乃木家は貧乏ぢやで、その日から雑巾がけもして貰はねばならぬが……」

と決心を促すのであつた。ヌイ子は氣質のいゝ娘であり、乃木中佐夫人たることを厭ふのではなかつたのであらうが、かう云ふやうに決心を促されては、乃木家の生活を知るがゆゑに、逡巡せざるを得なかつた。そして「辛抱し難い」と覺悟したものか、間もなく生家に歸つたので、壽子は更に家柄も悪からず、容貌の美しい令嬢を乃木中佐夫人たらしむべく選み、結婚せよと迫るのであつた。然るに意外にも、

「ハイ、承知いたしました。併し薩摩の女であれば、私も結婚して宜しう御坐います」

との答へであつた。薩摩、薩摩！當時の長州人には、假令女や子供であつても、決して薩摩の人を好感で迎へることが出来なかつた。維新の際の長藩に對する薩藩の面白からぬ政略が未だ記憶せられてゐたからであらう。その薩摩の女とならば「結婚しよう」と云ふ。壽子の頭には「無理なことを盾にして結婚を延ばす魂膽」とも察せられたが、この機會を逸するのは、我子の惱みを放任することにもなるかと考へ、又一つには「無理を云ふなら方法もある」と窺かに微笑し、點頭きながら頻りに薩摩の女を物色するのであつた。壽子自ら心當りを探すのみでなく、知人にも託し、一

刻も早く立派な候補者があるやうにと只管に祈り、期待した。母らしい壽子には、勿論、乃木中佐も感謝せずにはゐられなかつたが、憂鬱は拭はれなかつた。酒、酒！こゝに慰安あり、逃避あるのみであつたのである。

吾にもあらず酒盃に親しみ、悶々の情をやつてゐた乃木中佐は、依然として母の壽子から追撃せられ、遂に「希典、卿の御望みのやうに薩摩の女がありますヨ」と微笑み掛けられたが、「妻帯！而して子供……」と考へたのみでも、猶ほ戦慄を感じ、母の親切が寧ろおぞましくもなつた。そして中佐は「酒、酒！」と物狂はしく酒盃に親しむのであつた。當時に於ける乃木中佐の心は、此處に到底記すことの出来ぬものであつたらう。「遺言條々」中第一の「……明治十年之役ニ於テ軍旗ヲ失ヒ、其後死處得度心掛候も其機ヲ得ズ」とあることから、これを察することが困難でないのである。

◇ 静子夫人を迎ふ

「希典！卿の御望みのやうに薩摩の方で……」と壽子は、我家の嫁としてむかふべき淑女に就て言葉は多くないが、如何にも満足さうに語るものであつた。と間もなく、副官の伊瀬地大尉（好成、後の中將）からも、薩摩藩士で、開拓使出仕である湯地定基の妹になる阿七と云ふ二十の娘が推薦せられた。而して良縁と認められたがために、明治十一年八月二十七日を以て結婚し、湯地「お七」は乃木静子（最初は鎮）となつたが、壽子が窃かに「……結婚に依つて酒盃から遠ざかるであらう」と期待した處は、全く水泡に歸したのである。

乃木中佐は依然として「酒、酒！」と慰安を求め、そこに逃避した。そして「乃木の豪遊」と云ふことが友人の間には膾炙するやうにもなつた。當時に於ける軍人は殊に酒盃に親しみ、大盃を傾けることを矜持するの傾きもあつた。歩兵第一聯隊の將校は毎月必ず一回づゝ名ある料亭に於て酒宴を張ることになつてゐたが、その頃の東京で第一流の料亭と云へば、柳柳に於ける龜清、兩國の中村樓、築地の須美屋……であり、かう云ふ料亭に於ける宴會の費用は、その階級に依つて按分で出すことになつてゐたので、少中尉が三四十錢、大尉が一圓と云ふ程度であつたが、これで大に愉快を盡すことが出来ると共に、各料亭が「來月は必ず私方で……」と競争したものである。

かう云ふ宴會に於て乃木中佐は大盃を傾け、陶然として芋堀の眞似をすることが例になつてゐたが、或月の會では軍醫と取つ組合ひをやり、これを止めようとするものがなく、座にある人々は興がつて雙方に却つて聲援し、軟い錫製の盃洗を叩いて破壊し、少からぬ損害の賠償金を支拂はされたこともある。料亭に至るものが暮夜に窃かに、人知れずしようとするにも拘はらず、乃木中佐は玄關に劍も外套をも置き、堂々と「乃木こゝに在り」と表示するものゝやうであつた。そこで或

るものが、

「乃木さん、剣や外套を表玄關に放置してゐては、卿が此處にゐることを御自分で廣告してゐるやうなものではありませんか」

と咎め、且つ「人目に附かぬ場所に置く」ことを親切らしく勧めるのであつた。頻りに酒盃を傾け、既に大醉してゐた中佐は、詰と親切さうに語るものゝ様子を見てをつたのであるが、聽て態度を改め、語氣も鋭く、

「莫迦！ 儂は隠遊びする卑怯者ぢやない。靴も、外套も、剣も玄關に置けばいゝのぢや」と叱咤するものゝやうに答へた。否な、その心事を解せず、徒に無用の、卑しむべき言葉を弄することが不快に堪へなかつたので、斯く激語を以て一蹴したのであらう。蓋し端的に乃木氏の眞情を具象したもので、公明を缺き、暗々の裡に蠢動するを好まなかつた乃木將軍の面影が此の逸話に依つても彷彿する。

「結婚したならば……」と少からず期待したに拘はらず、乃木中佐の手から酒盃は遠ざけられなかつたのみでなく、益々其の憂鬱が加へられるのではないかと掛念された。併し黙々として中佐は其の勤務を怠らず、涙ぐましくなるまでも、壽子に對しては孝子であつた。それ丈けに、壽子と

しても、この上に如何ともなし得なかつた。而して「子供でも生まれたら……」と希望を棄てなかつたが、聽て夫人は身重になり、明治十二年八月二十八日、男子が生まれた。臨月になつてから、靜子夫人は湯地家に出産のために行つてゐたが、産氣付いたとの通知があつたので、その日は壽子も行つた。

「坊ッちやまが、御生まれになりましたのヨ」

と云ふ氣持のいゝ聲は如何にも晴やかに、湯地家の人々に語られた。壽子の喜びも亦一方でなく心から我嫁を慰め、初孫を抱き、自ら指圖して「早く希典に知らして……」と我子の喜ぶ様子を見ようとするのであつた。

湯地家から特使を以て「男子の生まれたこと」が通知された時、中佐は折悪しく不在であつたが夜半に歸つて承知した時には満足らしく、

「フム、左様ぢやつたのか。儂は明朝は參内することになつてをるから、——その歸りに立寄ることしよう」

と語つてゐたが、果して其通りであり、翌朝晴やかに中佐は湯地家の玄關にたつた。そして出迎へた者に會釋し、靴のまゝ玄關に上らうとするので、そこに出迎へてをつた馬場氏——惟夫、靜子夫人の次姉サダ子の長男——が、

「叔父様、御靴を……」

と言葉を掛けた。聯隊長の部屋にでも通る氣持ちでゐたのか、或は又我が子のことをのみを只管に考へてゐて無心であつたがためであるか。靴のまゝ玄關を昇らうとしたのは乃木中佐には不似合のことであるが、事實である。斯く言葉を掛けられたので、

「ホ、これは失禮した」

と鬚髯濃かに、如何にも嚴めしい中佐も、掛けた一步を引き、微笑しながら靴をぬぎ、當時は未だ十三の少年であつた馬場氏に會釋し、客間にも通つた。……生まれた我子に初對面した中佐は、流石に父として満足し、後日、名を勝典と選み、獨語するやうに「武人として儂の後取りぢや」と無心に眠る勝典を凝と見入つたこともあると云ふ。併し我子の生まれたるがために、壽子の望むやうに中佐の手から酒盃は遠ざけられなかつた。依然として「乃木の豪遊」は其の知人の間に話題となり、切に自愛を諷するものもあつたのである。

かう云ふやうに「妻帯したならば……」、「子供が生まれたならば……」と壽子が切に希望してゐたことも、又外れてしまつた。こゝに於て壽子の眼が夫人の靜子に向けられ、次第に乃木家の空氣がひやゝかになり、圓滑を缺くやうにもなつた。そして日一日と目立つやうに夫人の健康は害はれ、生まれたのみの勝典は珍らしく夜泣きする子であり、且つ「この子果して育つであらうか」と

掛念せられるやうに弱かつたので、靜子夫人の悩みは並々でなかつたのである。

明治十三年四月二十八日、乃木氏は歩兵大佐に進んだが、依然として其の素行は改まらず、憂鬱の人として酒盃から遠ざからなかつた。そして翌年十二月十六日には、次男の保典が生まれたにもかゝらず、壯齡三十三の乃木大佐は、母の壽子の絶えず心痛しつゝあることをも知らざるものゝやうに、更に夫人の悩みをも亦察せぬものゝやうに、酒盃に頻りに沈湎するのであつた。勿論、西南の役に軍旗を失つたことが如何に悲しい思出でとなり、その心に痛手となつてゐるかは考へられぬでもない。併し「死處を求めつゝあるもの」とは想像し能はなかつたので、壽子にも遂に我子の心が諒會せられず、又夫人にも推量し得られなかつたといふ。決して無理からぬことで、さう云ふことが左様に他のものに感付かれる筈もないからである。

當時の乃木家に如何に悲しい葛藤があつたか。終に夫人が二兒を伴ふて別居したと云ふ事實もあるが、さう云ふ眞相は私の『乃木靜子』中の「乃木中佐夫人」及び「没我の三十年」に詳述してあるので、こゝに之を省略する。

◇玄關に缺禮告示

かう云ふやうに憂鬱の人であり、且つ酒盃に親しみつゝあつたにかゝらず、歩兵第一聯隊長とし

ての乃木大佐は、最も嚴肅に其の部下に臨むと共に、毫も職務を怠るやうなことがなかつた。隨つて軍紀が振ひ、部内に於ける令聞を布いたが、殊に部下から慕はれることも一方でなく、例のやうに宴會に於て大佐が酔ひ、芋掘りの眞似をやつたりして語りつゝある場合に誰か、

「御揮毫を……」

と懇請する。醉眼を睜いた大佐は、凝と相手を見てゐるが、如何にも懐かしさうな微笑を嚴しい鬚髯だらけの顔一面にうかべて、

「又書か。ウム、よからう」

と起つ。と同時に、颯と隣室の唐紙が開けられる。そこには二三のものがあつて、既に硯も用紙も整へられ、毛氈を敷き、直ちに揮毫し得られるやうになつてをる。笑ひながら大佐は筆を雄健に揮ふ。酒間を頻りに斡旋する女共迄が「乃木さん、私にも……」と云へば、大佐は「ウム、よしよし」と誰のためにでも機嫌よく書き、雅號の「無人堂」てふ署名もするのであつた。そして部下が乃木大佐の揮毫を好み、依頼するのみでなく、知、不知を問はず、縁故を求めて依頼し、「乃木さんの書」として珍重する傾きがあつたのである。

當時の第一聯隊——のみでなく、東京鎮臺——の練兵場は、遠隔の越中島にあつたので、往復に約半日かかり、練兵の時間と往復の爲にする時間とが殆んど同一であつたので、その不便、不利は

甚だしいものであつた。こゝに於て聯隊の近くに立派な練兵場を設置しようと云ふことに協議が纏まり、青山墓地の横に場所が選まれ、その工事には各聯隊から餓兵一百名づゝが出されることにもなつた。併し工事が兵士の手でせられることになつても、何程かの費用はかゝるので、それを陸軍省から支出して貰はねばならぬと東京鎮臺司令長官野津少將（道貫、後の元帥）から陸軍卿の大山中將（巖、後の元帥）に交渉することになつた。

大山中將も、野津少將も薩州出ではあり、親交の間でもあつたので、勿論、この交渉は滞りなく成立し、陸軍卿からは、

「それは誠に結構ぢや。では儘も實地を見ることにしよう、近々の中に立寄るから……」

との話があつた。「何日に來る」とは通知に接してゐなかつたが、近々の中に實地を檢分するため、陸軍卿の來訪あるべきことは明かになつてゐた。明治十四年の晩秋であつたらう、歩兵第一聯隊の衛門を陸軍卿の大山中將が馬車に乗つて通過しようとした。豫て「近々の中に立寄る考へぢやから……」と約束してゐたことでもあるので、陸軍卿は歸邸の途に檢分しようとして歩兵第一聯隊を訪ふたのである。處が衛兵は、

「止まれ！」

と命じ、銃劍を擬して一步も入れようとせぬ。隨從の傳令使——副官——が陸軍卿であることを

説明しても、断じて衛兵は入るを許さぬ。強ひて通過すれば、直ちに銃剣を以て刺殺もし兼ねまじき姿勢を取るので、流石に陸軍卿も衛門を入ることが出来ぬ。そこで傳令使が週番の中隊長に衛門まで来るやうにと命令を傳へた。「何事が起つたのであらう？」と中隊長が大急ぎにやつて来れば、そこに陸軍卿が阻止せられ、滑稽にも立往生してをる。漸く週番の中隊長が案内して陸軍卿も無異に入り、その日は何等の變つたこともなかつたのである。

「衛兵が陸軍卿を阻止した」と言ふので、歩兵第一聯隊の士卒の間にはいゝ話題となつたが、翌日になると陸軍卿から「何故に馬車に乗つて衛門を入ることを阻止したか」と云ふ垂問があつた。當時に於ける陸軍の内務書には「下士以下ハ車馬ヲ以テ衛門ヲ出入ス可ラズ」となつてゐたが、將校には此の制限がなかつた。然るに歩兵第一聯隊では、陸軍卿の衛門を入ることを阻止してをる。如何なる理由に依つて阻止し、如何なる規定に基いて馬車で衛門を入ることを拒否したか。これに對して明白に答へねばならなかつたのである。

勿論、第一聯隊でも内務書の趣旨を辨へなかつたのではない。大に軍紀は他の聯隊より振つてゐたが、乃木大佐が聯隊長になつてからは「下士卒も將校も同じやうに戦友である。然るに將校は馬車、腕車に依つて衛門を自由に出入し得るにかゝはらず、下士や兵卒達が出来ぬと云ふのは、勿論、内務書の規定する處であるが、この聯隊のみでは、將校も、下士卒も一律に人力車や馬車に依

つて衛門を出入せぬことにしよう」と内規したので、衛兵は陸軍卿にも亦此の通りに適用し、馬車に乗つて衛門を入ることを阻止したのである。

軍隊内務書の規定に反して陸軍卿を阻止したと云ふことは、聯隊長の責任であり、軍隊内務書に私に内規を設けたことも、當をえないものとして聯隊長が處分せられることになり、乃木氏は重謹慎一週間——五日以上のものを重謹慎——に處せられた。併し當時に於ては「所罰ヲ受ケタルモノハ公務ノ餘暇ニ果スベシ」と云ふやうな内規があつたので、乃木大佐は一週間の謹慎を其の年末から翌年の正月に掛けてすることになつた。そして玄關には乃木式の達筆で「謹慎中年末、年始ノ禮ヲ缺ク」と大書してあつたのみでなく、門には二本の青竹が結へてあつた。當時の乃木邸は現在の處にあつたが、粗末極まる建仁寺垣と二本の丸木を突きたてた門があるのみで、歩兵第一聯隊長陸軍大佐——の邸宅としては、確かに受取り難いものであつたが、その門に青竹が結へてあるので、更に行人の眼を一段と聳てしめもした。かう云ふことから希次が閉門百ヶ日の處分に逢つたことを聯想する。門に青竹を結へたのも、父の閉門の日のことを想起してなしたものではなからうか。考へれば微笑されもするのである。

この謹慎中の一月三日に岳父の湯地翁——定之——が逝き、窃かに裏門から出て見舞に行つたやうなこともある。

◆熱望の歐羅巴へ

明治十六年二月五日、歩兵第一聯隊長を免じ、東京鎮臺參謀長に補せられた乃木大佐は、翌々年五月二十一日を以て陸軍少將に任じ、歩兵第十一旅團長に補せられて熊本に赴任したが、依然として酒盃から遠ざからなかつた。豪快に其の部下に臨み、他の意表に出づるやうな行爲も少くなかつたらしい。年齒將に三十有七、男盛りであり、脂の十分に乘つた時代である。と同時に、漸く更生の第一歩を踏出すべく、見えざる轉期をも劃しようとしつゝある時代でもあつたのである。

機會は來た。二つの意味に於ける機會は來た。その一つは洋行しようと思ふ多年の望を達成すべく、又他の一つは乃木希典と云ふ人物を玉成すべく、機會が來たのである。併し機會とは何ぞや、乃木少將の獨逸行である。明治十九年十一月三十日、歩兵第十一旅團長陸軍少將乃木希典は「御用有之歐羅巴ニ差遣、獨逸國留學仰付ケラル」てふ辭令に接したが、その任務は實に重大なるもので我が政府——陸軍の當局者——の期待する處は尋常でなかつた。次の長文の報告書の冒頭にも「先般歐洲へ被ニ差遣ニ候旨趣ハ、曩ニ我が陸軍々隊編制改革ニ著手以來、漸次緒ニ就キ、既ニ師旅團ノ編制稍整頓ニ至ルヲ以テ、尙其統轄及ビ教育ノ方々等益々完備、眞成ニ至ルヲ要スル爲メ、歐洲中特ニ獨逸國ニ就テ大約一箇年ヲ期シ、普ク兵制ノ實理ヲ研究、熟察シ、將來我が軍務上に益スルヲ

ラン事ヲ勉ムベシ」との訓令を帯びてゐたとあるが、この訓令に副ふために、銳意して乃木氏は努力、研鑽したのである。

回顧すれば、そこに十餘年の年月は流れたが、乃木氏は洋行の望に灼熱し、例令他の奴僕になつても、猶ほ素志を貫きたいと懇願したことがある。明治二年五月、山縣有朋、西郷從道の二人が普魯西、法朗西に差遣せられるに際し、山口藩から同行を命ぜられ、後に政府からも囑せられた雋秀の御堀耕助——乃木氏の従兄——に隨從を乞ふて乃木氏が拒否、訓戒されたことは、既に「玉木先生と御堀氏」「陸軍少佐に任ず」の諸章に於て記述したが、爾來、葛藜を換ふること十七、漸く熱望を達して歐洲に遊ぶことになつた。多感の乃木氏には一段と懐かしい思出があつたであらう。

我が陸軍の統轄及び教育の方法等を完備するために、獨逸に於ける兵制の實理を研究、熟察せよと云ふ訓令を帯びて渡歐することになつた乃木少將の同行者は、近衛歩兵第二旅團長陸軍少將川上操六であつた。川上少將は薩州出の秀才で、後に參謀總長として我が陸軍に於ける柱石と仰がれ、陸軍大將子爵に昇つたが、明治三十二年五月十一日、未だ春秋に富み、又大に爲すあるの偉才を抱いて薨去し、今日も猶ほ追慕せられてをる。蓋し陸軍の當局者は「川上を參謀部に、乃木を教育部に配置し、將來に其の大才を延べしめよう」と云ふので、獨逸に學ばしめたものであると仄聞してをるが、人物の取りあはせも面白く、その期待せる處が寸毫も外れなかつた。俱に川上も、乃

木も「不死の人」として世人に鮮かに記憶せられてをる。

かう云ふやうに重大な軍事上の任務を帯びて獨逸に留學を命ぜられた乃木、川上の兩少將は、明治二十年一月、横濱から上海に向ひ、上海から香港、新嘉坡、彼南、コロンボを経、スエズ運河を過つて波靜かな地中海を航行し、伊太利に上陸した。一步を伊太利に力強く印した氣鋭の兩少將はフロレンス、羅馬を訪ひ、間もなく目的の地、伯林に入つた。當時の獨逸國には、獨逸帝國の建設者たるウイルヘルム一世がビスマルク、モルトケの如き老臣と共に、國運の伸張に向つて熱中し、新興の獨逸人の意氣は正に冲天の勢があるのみでなく、暮年ならずして歐羅巴の諸國を其の膝下に跪かしめようとする野心に燃えてをつた。否な、世界に於て第一の發言者たるべく、その歩武を進めつゝあつたのである。

一八七〇年——明治三年——普魯西が佛蘭西に宣戰し、セダンにナポレオン三世を降し、一八七一年一月、巴里の近郊に於けるヴェルサイユ宮殿に堂々と「獨逸帝國の建設成る！」と布告して以來の獨逸國の國運は、年一年と伸張し、隆々たる其の振興の狀に世界は唯だ驚嘆するのみであつた。その獨逸帝國成つて十餘年後に川上、乃木の兩少將は、親しく獨逸を訪ふて一事、一物にも、伴りなしに刮目した。而して極東に國し、新興の途にある日本のために其の全靈を捧げて盡瘁せねばならぬと胸裡に深く鏤刻したであらう。殊に乃木少將の感銘する處は尋常でなかつた。故國に在りし

當時を靜かに反省し、更に將來に於ける自己に及び、覺悟する處があつたであらうことが推定せられるのである。

伯林市の國會議事堂に近く宿舍を定めた川上、乃木の兩少將は、獨逸帝國の大功臣であり、參謀總長である老將軍モルトケを訪問した。モルトケ將軍は頽齡既に八十有八であつたにもかゝらば、猶ほ矍鑠として軍國のことに當つてをつた。生きたる英雄モルトケ將軍に會見した兩少將の感慨は果して如何なるものであつたらう。當時の我が日本を獨逸人の多數は知らず、知るも「日本とは支那に屬する小國であらう」と解する程度に過ぎなかつた。その「日本」國から皮膚の黄く、矮小の「川上、乃木」てふ兩少將が渡來し、且つ訪問して「……目的は戰術の研究でゐる。便宜を與へられたい」と云ふ。老將軍モルトケは微笑して「……目的は戰術の研究でゐる。便宜を與へられたい」と云ふ。老將軍モルトケは微笑せざるを得なかつた。

獨逸語を十分に解せぬ二人が「……目的は戰術の研究でゐる。便宜を與へられたい」と云ふ。老將軍モルトケは微笑して其の來意を聽いてをつたが、不知不識の裡に二人の犯すべからざる眞劍さに打たれずにはゐられなかつた。心から敬服した。そして其の申出でを快く應諾したのみでなく、兩少將の隨員であつた楠瀬大尉（幸彦、後の中將）が佛蘭西語に堪能であつたので、佛蘭西語に通ずる參謀大尉デュフェー（Duffès、後の中將）を兩少將の附屬教官たらしめ、毎日其の宿舍に於て目的の戰術を學ぶ便宜を與へたのである。

◇ 努力の一年有半

老將軍モルトケの好意に依つてデュフェー大尉を迎へ、その宿舎に於て戦術の研究をなすことになつた。兩少將は、午前中に野外要務令を基礎とした一般戦術、初等戦術、大兵團の圖上戦術の講義を聴き、午後から翌朝に至る課程としては、與へられた問題に筆記の解答をなすことになつてゐた。新日本の陸軍に於ける名譽の兩少將も、獨逸に在つては純然たる、而して熱心な一の學生であり、異常の研究心と努力とを傾けて目的を達することに懈意がなかつた。殆んど寢食を忘れて精進し、新知識を吸収したのである。

斯く初歩より歩一步と戦術を研究した兩少將は、次で伯林の郊外に於ける現地講話、兵制、團隊編制、參謀總長(若しくは次長)から與へられる參謀官の戦術問題は云ふまでもなく、兵營、學校、軍衙、各兵科の各期檢閲、秋季演習等各般の實視、調査に至るまで指導を受けたが、獨逸一箇年餘の忙しい月日は、雷に川上、乃木の兩少將を啓發すること夥しかつたのみでなく、同時に我が日本に於ける陸軍の改革上にも裨益する處多かつた。その齎した知識の甚だ効果あるものであつたことは云ふまでもないであらう。

明治二十年一月、故國を出で、獨逸に向つた川上、乃木の兩少將は、翌年の六月に歸朝したが、

この一年有半の滯獨中に吸収したものが新日本の陸軍に資する處夥しかつたと云ふも、端的に之を指示し得るものがなかつた。然るに左記の意見書らしく、併し命題する處なき草稿を私は乃木將軍の祕篋から眞に偶然にも發見した。この草稿こそ兩少將が努力、研究した跡を雄辯に語るものでなければならぬ。見よ、その全文を、

先般歐洲へ被差遣候旨趣ハ、曩ニ我方陸軍々隊編制改革ニ著手以來、漸次緒ニ就キ、既ニ師旅團ノ編制稍整頓ニ至ルヲ以テ、尙其統轄及ビ教育ノ方法等益々完備、眞成ニ至ルヲ要スル爲メ、歐洲中特ニ獨逸國ニ就テ大約一ヶ年間ヲ期シ、普ク兵制ノ實理ヲ研究、熟察シ、將來我方軍務上ニ益スルアラントコトヲ勉ムベシトノ訓令ヲ帶ビ、彼ノ地滯在中ハ日夜ニ勉勵シテ訓令ノ旨趣ヲ遂達センコトヲ怠ラザルモ、其事重大ニシテ、日月ニ限リアルヲ以テ下官自ら尙缺ク處、盡サマル處多キヲ恨ム。素ヨリ訓令ノ意ヲ充タスノ報告ヲ爲スニ足ラズト雖ドモ、日夜終始、訓令ヲ服膺シテ研究セシ事理ニ基キ、聊カ卑見ヲ添ヘ、我が軍務上ニ益スル處アラントコトヲ期シ、上申スル數項、果シテ閣下ガ採録ノ一材料トナルヲ得バ、下官等ノ萬一ヲ塞グヲ得ルノ幸ヒナリ。

普國軍制ノ因テ來ル處ヲ求ムレバ、事甚ダ冗長ナルヲ厭フ。之ヲ約言スレバ、彼國ノ戰術ハ其初メ線ノ戰法ニシテ、嚴酷ナル軍紀ニ據テ之ヲ行ヒシ者ナリト云フニ外ナラズ。然ルニ線ノ戰術ハ、火器ノ進歩ニ對シテ漸ク利ナキニ至リ、利ヲ貪ルヲ目的トスル雇兵ヲ役シ、苛酷ノ刑律ニ據テ軍紀ヲ嚴正ナラシメントスルハ、

德義、名譽ニ背反スルノ害アルヲ觀察シ、一千八百七年ニ於テ、當時ノ普王ハ其臣「シャルンホルスト」ヲ撰用シ、軍政改革ノ任ヲ委ネリ。其委任セシ要目ハ、戰術ト編制ト敵國ニ比較シテ其長ヲ採リ、尙彼ノ長ニ勝ルヲ勉ムルニアリ。酷刑ヲ以テ紀律ヲ嚴ナラシムルガ爲メ、將校等ハ益部下ニ專横ヲ極メ、德義ヲ汚壞セシヲ患ヒ、酷刑ヲ除キ、德義ト名譽ヲ獎勵シ、益軍紀ノ嚴正ヲ勸ムルニ在リシナリ。普國ガ貧弱、艱難ノ極ニ陥リシ當時ヨリ百般ノ事、強ヲ謀ル爲メニハ、細大洩ス處ナク、一法一令ト雖モ、軍事ノ利害ニ起因テ施ササルハナシ。斯ノ如ク全國ノ目的ハ單一ニ強ヲ謀ルノ標準ヲ失ハズ、益進ンデ停止スルナク、終ニ能ク今日ヲ成ス者ナリ。

抑モ戰術トハ何ゾヤ。一軍人ノ威嚴ヲ正シクシテ一步ノ前進ヲ爲スニ始マリ、終ニ敵國ノ非望ヲ斷念セシムルニ至ル者ニシテ、學藝、器材ノ如キハ、皆其補助ヲナスニ過ギザルナリ。則チ一國全軍ニ行フ歩兵ノ操典ナル者ハ、其國戰術ノ基礎ナリ、決シテ輕視スベキニ非ルナリ。

曩ニ獨乙國ヨリ聘セラレタル陸軍大學校教師「メツケル」少佐ノ如キハ、歐洲軍人中ニ於テモ著名ノ人才ニシテ、我が軍事百般ノ事、其力ヲ盡シテ言ハザル處ナシト雖モ、我が日本國戰術ノ基礎タル操典ノ事ニ至テハ遂ニ一喙ヲ容ル、ヲ聞カズ。果シテ之ヲ完備、善良ノ者トスルカ、或ハ之レ已ニ日本 天皇陛下ノ撰定シ玉フ所ナレバ、猥リニ變改ス可ラザル者ニシテ、他百般ノ事ハ皆之ニ依ラザル可ラザルナリト斷定セシカ。若シ之ヲ重ズルコト果シテ斯クノ如クナレバ、苟モ我が陸軍ノ將校タル者ハ皆此戰術ノ基礎ヲ明カニシ、百般ノ事皆之ニ依ルノ理由無カラザル可ラズ。他ノ學藝ヲ脩メ、事務ヲ處理スル皆之ニ基カザル可ラズ。他百般ノ

事ハ皆其枝葉、花實ニ非ルハナシ。外國ノ軍事ヲ推究スルモ亦之ヨリ出ザル可ラズ。我が國戰術ノ基礎ヲ明カニセズシテ、其枝葉、花實ニ異ラザル外國軍ノ編制、器械、材料ノ事ニ拘執、眩惑スルハ、迷誤ノ尤モ甚シキ者ナリ。故ニ、先ヅ其國軍事ノ根本タル戰術ノ基礎ヲ確定、鞏固ニシ、之ガ培養、成育ヲ謀ルニ於テ、初テ軍紀ナル者ノ必用モ知ルヲ得ベシ。經濟モ之ニ依テ生ジ 戰略モ之ニ依テ立チ、人才ノ任用モ之ニ依テ其職務ニ應ズルノ適否ヲ撰擇スルヲ得ベシ。況ンヤ敵ノ長ヲ取り、我が短ヲ捨ツルト云フガ如キニ至テハ、尤モ我基礎ノ確實、鞏固ヲ成スニ非レバ、事皆無益ニ勞シ、無用ニ費スノ徒事ニ過ギザルナリ。戰術ノ基礎ハ一國軍制ノ大本タルコト斯クノ如シ。然ルニ其要ヲ知ラズ、其義ヲ解セズ、未ダ最下級將校ノ實務ヲモ行ハザルノ人ニシテ、徒ニ武官ノ階級ヲ表スル制服ヲ被用シ、軍紀ニ關スルノ事務ニ與ル如キノコトアラバ、軍紀ノ敗壞ハ必ズ之ヨリ來ラザルヲ得ザルナリ。

我邦ノ陸軍ハ明治維新ノ時ニ際シ、至ク其舊ヲ捨テ、新ニ歐洲ノ兵式ヲ採用セラレ、未ダ二十年ヲ越ヘザルノ幼稚ナレバ、百事尙已ムヲ得ザルニ居ルコト多ク、其諸法典ノ如キモ、佛ニ採リ、獨ニ採リテ折衷セントスルハ、恰モ木石相繼ギ、黑白交互スル如キアルヲ免レズ。之ヲ直言スレバ、陸軍諸學校ノ教師ニ於ケルモ亦然リ。下ノ奉ズル處、或ハ其途ヲ二ツニシ、上ノ之ヲ導クモ其指點ヲ一ニスルコト能ハザリシ。然ルニ昨年第三回ノ改正歩兵操典ハ、畏クモ我陸軍ノ大元帥陛下タル 天皇陛下ノ閱覽、勅裁ヲ以テ發布セラル。我等軍人ノ幸榮タル何ゾ之ニ及カン。他日騎兵、砲兵ノ如キモ、之ニ準ジテ操典ヲ確定セラレ、他百般ノ事、爾後皆之ヨリ生出シテ其當否、利害ヲ研究シ、上下均シク其意ヲ躡シテ精勵セバ、軍紀ノ嚴正モ

之ヨリ振作シ、全軍ノ秩序モ之ニ依テ全キヲ得ベシ。獨乙國軍制ノ制備、教育ノ周到、軍紀ノ嚴正ヲ推究スルニ、其秩序ニ應ズル分限ノ責任ハ、各其異ルアツテ其職務ヲ擧ゲ、其用ヲ爲スト雖モ、全軍上下一定、確守シテ迷フナキハ、即チ其初ヲ戰術ノ基礎タル操典ニ起因シ、忠君愛國、名譽ヲ重ズルノ熱心ヲ以テ其目途ヲ一ニスル處ナリ。嚴正ノ軍紀モ之ニ依テ行ハレ、嚴正ナル軍紀ノ必用モ、上下皆之ニ依テ解得シ、確守スル者ニ外ナラザルナリ。

獨乙國ノ將校ガ無事ノ日ニ於ケル生活ハ、各自ラ其職分ニ應ズル戰術ノ研究ト己ノ部下ヲ教育シ、己モ亦教育セラル、ノ外他事ナキ者ト云フテ可ナランカ。

抑モ一兵卒ヲ初メテ教育スルニ當テヤ、先ツ嚴正ノ軍紀ヲ遵守スルニ安セシメ、之ガ教官タル者ノ姿勢動作ヨリ言語、號令等之ニ比擬シ、之ニ倣ヒ、其體調ヲ聞クニ習フテ之ニ應ジ、終ニ教官ノ意ニ背戻スル無キニ到ラシムルニ過ギズ。又之ガ上級タル一小部隊ノ長タルヨリハ、上官ノ命令ニ習熟シテ其意圖ニ背戻セザランコトヲ勉メ、言語、動作モ上官ヲ模範トシテ之ヲ守リ、即チ己ガ受クル處ノ教育ノ旨趣ニ背戻セザルヲ以テ我ガ部下ノ模範トナルニ足リ、之ヲ教育、訓導スルヲ得ベシ、之レ又自ラ嚴正ノ軍紀ニ習熟スルヲ以テ爲シ得ル者ナリ。之ヲ抑シ、秩序ヲ追テ溯ルトキハ、何ノ階級、何ノ官職ニシテ此義ナカランヤ。己レ教育ヲ受ケテ之ヲ守リ、又我ガ部下ヲ育成シテ己ガ名譽ノ職任ヲ全フスルヲ得ベキノミ。操典ハ戰術ノ基礎ナリ、軍制ノ百事之ト背反スル者アルノ理アラランヤ。軍紀ハ軍人ノ精神ナリ、一事一物、一言一行モ軍人名譽ノ制服ヲ著スル者ハ、軍紀ノ範圍ヲ出ルヲ許スベケンヤ。基礎ト精神ヲ一ニスルトキハ、教育ノ事、脩

學ノ道、又他事アルノ理ナシ。官職、階級ノ大小、高下ニ依テ其責任、分限ノ異ルアルノミ。大尉ニシテ未ダ小隊長ノ實役、現職ヲ奉ゼシコトナク、少佐ニシテ未ダ中隊長ノ實行、現職ニ堪ユルヤ否ヤヲ證明セザル者ノ其官ヲ塞ギ、其制服ヲ著スルガ如キコトアラバ、教育ノ秩序ヲ破リ、軍紀ヲ亂ルノ根元トナラン。既往ハ所謂己ムヲ得ザルノ爲ス所アリト雖モ、將來教育ノ秩序、軍紀ノ嚴正ヲ得ント欲セバ、今ニシテ宜シク之ガ改良ヲ謀ラザル可ラズ。

軍紀、戰術ノ教育タルヤ、紙上ノ筆記、坐上ノ談論ヲ以テ檢定シ得ベキ者ニ非ズ。一中隊ノ統御ト、一中隊ノ戰術機動ハ、大隊ノ統御機動ト同ジカラズ、大隊ト聯隊モ亦然リ、況ンヤ其他ヲヤ。彼ノ國檢閱ノ實況ヲ觀察スルニ、歩兵ニ在テハ、聯隊長ノ新兵卒業檢閲ヲ初メトシ、其姿勢、武裝、技藝、歩法ノ可否、適不適ヨリ細大殘サズ、之ヲ批評、矯正、督責スルハ、該聯隊長ノ責任ナリ。然ルニ此時ヨリシテ旅團長ハ素ヨリ師團長、軍團長モ亦之ニ臨ミ、該中隊長責任教育ノ結果ノ能否ヲ察シ、聯隊長ノ批評ノ當否ヲ考ヘ、其可ヲ稱シ、不可ヲ戒責スルコトアリ。戒責ノ法、旅團長ヨリ軍團長ニ至ル迄其意見ノ在ル處ハ吐露シテ盡サマシ。其可否ノ批評ハ、決シテ他日、後時ニ遺サズ、即時ニ判決シテ分明ナルニ至ル。之レ軍團教育ノ基礎ヨリシテ、上、軍團長モ己ノ爲サシメ、行ハシメント欲スル處ハ教示シテ殘サズ、又該中隊長ノ才能、果シテ其職任ニ堪ユルヤ否ヤヲ識別スルノ方法モ亦之ヨリ好キハナシ。故ニ上、軍團長ト雖モ、戰術ノ基礎タル操典ノ原理ヲ熟知、了解スルノミナラズ、特ニ演習中兩軌典ノ如キハ、尤モ其應用、活用ノ範圍ヲ明カニシ、期シテ己ノ満足ヲ得ルニ至ラザレバ己マザル者ノ如シ。即チ其國高等武官ノ言行、動作ハ直チニ部下軍

紀ノ標準、模範トナリ、其命令ノ施行ト檢閲ノ批評ハ、戰術ノ目的ト其進歩ヲ指導スル者ナリ。

大隊以上ノ檢閲ニハ、近衛ニアリテハ彼ノ皇帝陛下モ臨御セラレ、各隊ノ熟否ト其將校ノ能否ヲ親シク閱覽シ玉ヒ、皇帝自ラモ亦批評ヲ下サル、コト各級將校ノ秩序ニ於ケルト異ルナシ。營内ノ起居、生活ノ如キハ、旅團長ト雖モ、殆ンド與リ關涉セザル處ニシテ、内務風紀ノ如キハ、其要ヲ示スノ法令アルニ過ギズ、之レ專ラ聯隊長ノ責任ナリ。被服其他材料ノ保存、整頓ノ良否ヲ検査スルハ、旅團長ト監督長ガ一年若クハ二年ニ一回之ヲ行フニ過ギズ、其煩ヲ省キ、各自ノ責任ヲ明カニスル者ト云フベシ。

故ニ操典、軌典、軍事ノ諸規則ノ如キハ、必ズ其基ク處ヲ確一ニシテ簡明ヲ勉メ、各自ノ職權、才能ニ依テ其應用、活用ヲ委任シ、能ク其力ヲ盡サシメ、而シテ上官ハ常ニ此ニ注意シ、見聞、視察ヲ怠ラズ、其良否、適不適ヲ審判スルヲ以テ、上官モ亦之ニ依テ新鮮ノ學識ヲ收獲スルコト少ク非ルナリ。

彼ノ國近衛軍團ノ演習ヲ實見スルニ當リ、其機動ノ自在ニシテ、彼此障礙ナク、給養ノ普及、齟齬ナク、審判批評ノ明確ニシテ滯滯、遲疑セザル等、之レ或ハ約束ヨリ成ルノ運動ニハ非ルカト疑ヘリ。然ル後演習ノ組織、方法ヲ研究スルニ至リ、其原理ノ一途ニ出デ、其國戰術ノ侵ス可ラザル標準有テ然ルノ所以ヲ了解スルヲ得タリ。秋季九月ニ行フ演習ノ經畫ハ、其年ノ三月中ニ決定シ、軍團長ノ定メタル地區内ニ於テ、師團長ハ行フベキ演習ヲ構成シ、戰術原理ノ講究ニ依テ兩旅團ガ爲スベク、行フベキ所業ハ豫メ之ヲ明カニシ、即チ師團長ノ意圖、戰術ノ原理ニ適セザル者ヲ否ナリト判定スルノミ。演習實地ニ於テ批評スル本旨ハ即チ其説明ニシテ、他ハ皆其小動作ニ係ル者ナリ。則チ斯ノ如クナルヲ以テ、最初中隊ノ檢閲ヨリ漸次大部

隊ノ檢閲ニ至リ、其批評スル處ハ、千容萬形、物ニ、事ニ同ジカラズト雖モ、其戰術ノ原理ハ上下ヲ貫キ、前後ヲ併セテ異ラズ、實ニ異ルヲ得ザルナリ。

獨乙國皇帝陛下ハ其近衛軍團ニ就テ訓練、教育ノ結果、軍紀弛張ノ程度ヲ親閱シ玉ヒ、年々地方軍團ノ演習ニ臨マセラレ、同ジク各將校ノ能否、軍隊ノ熟不熟、軍紀ノ弛張ヲ考察、識別シテ、他一般ヲ比較シ、然ル後ニ進級ノ事ヲ行ハル。故ニ將校人才ノ當否ハ、連年順次其實務上舉否ノ經驗ニ依テ顯ハレ、其採擷ハ必ズ其上官ノ責任ノ重キ有テ之ヲ拔擢スル者ナリ。一技藝ノ僥倖、或ハ過誤ニ依テ得失スベキ者ニ非ズ。受クル處ノ教育、脩ムル處ノ學術ハ實ニ己ガ任務ヲ遂達スルノ補助ニシテ、奉ズル處ノ職務ノ結果コソ即チ己ガ進退、榮辱ヲ表スル者ナレバ、其學藝ノ如キハ、其身ニ屬スル私有物タルニ過ギザルナリ。

然ルニ將校ノ戰術ニ至テハ決シテ然ラズ。即チ其官職ノ主眼ニシテ、其實務ノ舉ルト擧ラザルニ就テ、將校ニ要スル才能ノ有無、其部下ニ與ヘタル教育ノ結果、一身ニ脩ムル軍紀ノ程度、皆之ニ依テ顯レザル處ナシ。人才ノ任用其當ヲ得、官職ノ名分其實ヲ表シ、名譽モ初メテ其實ヲ成スニ至ルベシ。軍人ノ官職ト其制服ハ、共ニ名譽ノ官職、名譽ノ制服ナルハ、萬國皆然ラザルハナシ。然ルニ其實務ノ舉否、能不能ヲ明カニシテ後ニ之ヲ用ヒザレバ、名譽モ其實ヲ失ヒ、甚シキニ至テハ、偶マ其實名譽ヲ保ツベキ者アルモ、虛實相混ジテ名譽ヲ爲スヲ得ザルニ至ルベシ。軍紀ノ嚴正ヲ欲スルモ亦何ニ依テ得ベケンヤ。

然ルニ實務ノ舉否ニ依テ人才ヲ撰ビ、官職ヲ進ムルコト、之ヲ云フハ甚ダ易ク、之ヲ行フハ難シ。上ノ欲スル處、下之ヨリ甚シト云フノ諺ハ、之レ善事ニ付テ言フニ非ズ、專ラ惡事ニ於テ然ルナリ。實務ニ就テ人

ヲ撰バント欲セバ、先ヅ上ニ其人ヲ得ルヲ要スベシ。上流高等ニ居ル者ニシテ、嚴正ナル軍紀ノ中ニ安ジ、自ら實務ニ堪ヘ、其當否ヲ判別スルヲ得ルニ非ンバ、何ニ依テカ此法ヲ行フヲ得ベケン。況ンヤ其言行、動作ヲ部下ノ標準、模範ト無シ、己ノ得ル處ヲ以テ部下ヲ教育スルノ責任ヲ負ハザル可ラズ。下流ノ善美ハ上流ノ標準、模範ニ依テ望ムベシ。百級ノ事、基礎ヲ堅固ニシ、原因ヲ明カニセザレバ、百ノ良法モ其用ヲ成ス能ハズ。唯ニ其用ヲ爲サザル而已ナラズ、模範其宜ヲ失ヒ、指導其方向ヲ誤ルニ至テハ、所謂下之ヨリ必ズ甚シキ者アルハ、又免ル可ラザルノ數理ナリ。

聯隊ハ即チ一ノ將校團ニシテ、教育ノ事、經濟ノ事、皆聯隊長ノ責任ニ非ルハナシ。聯隊將校團ハ實ニ一家族ノ如クナラザル可ラズ。此事タル我陸軍ニ於テモ、上已ニ見ル處アリ、故ニ其獎勵一ニシテ已ムナク、各隊ニ將校集會所ヲ新築シ、特ニ近衛ノ如キハ、帝室ヨリ其費額ヲ補助セラル、等、各種ノ方法モ亦之ガ目的ヲ遂達スルノ便ヲ謀ラザルハナシ。然ルニ各將校ノ取捨、轉換ニ至テハ、尙未ダ特殊ニ之ヲ行ハル、者アルガ如シ。果シテ然ラバ、之レ尤モ將校團ノ結合ヲ促サル、ノ意ト相反スル者ナリ。又或ハ聯隊長ガ己ノ任ズル教育、統御ノ良否ヲ省ミズ、殆ソド云ハレナキノ申請ニ依テ彼ニ移シ、之ニ轉ズル等ノ事ナキニ非ランカ、之レ即チ聯隊ノ精神、將校團ノ結合ヲ破壞スルノ禍根ナリ。聯隊長ハ即チ一將校團中ノ父タリ、兄タル者ニシテ、其教育ハ素ヨリ之ヲ任ジ、各將校ノ才能、性質ヨリ品行、體格ニ至ル迄常ニ之ヲ明察、熟知セザル可ラズ。各科表、拔擢名簿ノ如キモ、皆之ヨリ起生シテ檢證ヲ成ス處ナリ。其監察、考定能ク實ヲ得ルニ於テ、聯隊長モ亦其任ニ適セリト云フベシ。聯隊長ニシテ其部下ノ人才、能否ヲ見ルノ明ナシ、未ダ之ヲ信

ズルニ足ラズトスルトキハ、其人ヲ以テ此職任ニ居ラシム可ラズ。何ヲ一聯隊ノ教育、經濟ヲ任ズルニ足ラソヤ。果シテ然ラバ、該聯隊ノ不幸モ亦甚ダシト云フベシ。若シ之ヲ信任シテ其職ニ居ラシムル者トセバ、其將校團中、將校ノ才能、性質、品行ハ他人ノ之ヲ知ルヨリ明確ナルベキハ許シテ疑ハザル處ナルベシ。進退、取捨ノ實權聯隊長ニ存セズシテ、他人ニアルガ如キニ至テハ、各將校ガ聯隊長ニ對スル心事、行爲ハ實ニ己ノ名譽、榮辱ト相關セズ、聯隊長ハ恰モ逆旅ノ家主ニシテ、他ノ將校ハ旅客ノ情ノ如クナラン。何ゾ聯隊精神ノ團結ヲ望ムベケンヤ。若シ此ニ至ラバ、軍人中ノ榮職タル聯隊長モ亦其實名譽無キ者ト云フベシ。聯隊長ニシテ實ニ部下ノ才能、性質、品行ヲ見ルノ明無キカ、或ハ虛妄、詐偽、依怙、私心ヲ以テ部下ヲ進退、取捨スル如キノ事實アルトキハ斷然其罪ヲ鳴ラシテ之ヲ責罰セザル可ラズ。若シ之ヲ不問ニ置テ顧ミザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ再ビ望ム可ラズ。將校團ノ結合ハ即時ニ破壞スベシ。之レ即チ聯隊長以上ノ責任ト云ハザル可ラズ。

我邦將校ニシテ隊外ノ職務ヲ取ル者、數年ノ久シキ現役軍隊ニ附屬セズ、部下ノ教育、號令ヲ司ラズ、戰術ノ研究ヲ實地ニ行ハズ、其事務ヲ取ルノ赴キ殆ソド文官ト異ラズ、然シテ軍秩ノ進級ハ尙其間ニ於テ行ハル、ハ、軍人タル其本人ガ眞實ノ名譽ヲ失ヒ、其身ニ適セザル名譽ノ制服ヲ被用シ、却テ人ノ指笑、輕侮ヲ招クニ至ル。之レ唯其本人ガ不幸ノミナラズ、軍紀ヲ亂ルノ階梯ニシテ、一般軍隊ニ蒙ル不幸、不利ノ又其幾干ナルヲ知ル可ラズ。若シ夫レ其職務タル軍人ノ實務ヲ要セズ、他ノ才藝ノ長ズル處ヲ用ユル者トセバ

貨財、位勳ヲ以テ其勞ニ報酬スルベキノ道アルハ、社會一般ノ技手、文官ノ類ト同ジクシテ可ナランカ。彼ノ獨乙軍中ニ在テモ、工師教官ノ如キハ其類少シトセズ、官ハ少佐、或ハ中佐ニ止メ、將官ノ俸給ヨリ以上ノ給金ヲ得ル者アリト。則チ其官職ヲ重シテ名譽ノ實ヲ失ハザルニ在ルナリ。若シ又果シテ將校ヲ要スルノ職任トセバ、其官職ニ應ズル實務ニ就カシメテ之ヲ試ムルヲ爲サズ、戰術ノ何タルヲ解セザルノ徒ヲシテ、國家ニ要軍ナル武官ノ職位ヲ塞ギ、軍紀ヲ敗壞スルノ媒ヲ爲サシムルガ如キハ、宜シク之ヲ防止セザル可ラズ。軍人ノ任用ハ、必ズ其官ニ應ズルノ實務ニ堪ユルヲ試ミテ、其官職ヲ進メザル可ラズ。中隊ハ戰術經濟ノ最下單位ナリ、中隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、初メテ大隊長ニ任用スルニ足ルベシ。大隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、其秀逸ナル者ヲ撰擇シテ聯隊長ノ官職ヲ任ズルヲ得ベシ。將校ハ必ズ其各級ノ實務ニ就カシメ、其職任ノ擧ルト否トニ試ミテ、其官職ヲ進メ、以テ其實、名譽ヲ保持セシメザル可ラズ。

特ニ我が陸軍ノ大元帥タル 天皇陛下ノ左右ニ近侍スルノ將校ハ、才能、德義、軍人ノ態度ヲ全備シ、各官級ノ中ニ於テ最モ秀逸ナル、眞ニ全軍ノ模範トモナルベキ者ヲ撰拔セラレザル可ラズ。若シ然ラザルトキハ 陛下ノ御威徳ヲ全軍ニ普及スルノ用ヲ成ササル而已ナラズ、却テ君徳ノ美ヲ遮蔽スルノ害物タルニ過ギズ、終ニ我が朝廷ノ威儀ヲ汚スニ至ルモ亦謀ル可ラズ。我が朝廷、今日侍中武官ノ制度ナキハ、抑モ我が朝古代ノ儀例ニモ違ヘル者ノ如ク、歐洲各帝國ニ於テ有ルベキコトニ非ズ。 天皇陛下ハ我が陸軍ノ大元帥タルノ儀仗ヲ欠キ玉フガ如ク然リ。此事タル下官等ガ喋々ヲ待タズ、或ハ已ニ其制度ノ行ハルベキト否トハ伺ヒ知ルベキニ非ズト雖モ、 陛下ノ左右ニ近侍スル將校ノ撰拔、今日甚ダ急要ナルヲ察セリ。

◇ 精采變々の文字

その所論の如何に堂々たるものかを見よ。朗々として誦すべきの文章ではないか。そして讀むものをして休止するを惜しましめる文字に充ちてをるが、力強く更に一轉して次のやうに論旨はすゝめられてをるのである。

歐洲各國ニ於ケル德義ノ教育ノ如キハ、彼レノ宗教尤モ與ツテ力アルコト、今日少シク歐米ノ事端ヲ窺ヒシ者ハ皆了知スル處ナリ。然ルニ我邦佛教ノ如キハ、目下殆ンド何ノ用ヲ爲ス處ナク、我が軍人等ガ其心ヲ依托スル處ハ、唯我が 皇統萬世ナル 今上陛下ノ威徳ヲ戴キ、明治十五年一月四日、賜ハル處ノ 勅諭ノ聖意ヲ服膺シ、且ツ累世ノ臣民タル武門武士ガ忠義ヲ重ズル父祖ノ家訓ヲ守ル者ニシテ今日アルニ過ギザルナリ。

我邦嘉永、安政ノ間、武事ノ振ハズ、軍備ノ全カラザルヲ以テ、外人ノ侮辱ヲ受ケ、恐レ多クモ 先帝ハ此御憂惱ノ中ニ崩御シ玉ヒシハ、之ヲ外國ニ比スルハ恐レアリト雖モ、其戰ヒシト戰ハザリシト異ルノミ。恰モ普國ガ千八百七年ノ戰ニ於ケル屈辱ニ比スベク、明治維新ノ際、軍制ノ改革ハ、彼ガ千八百七年後ノ改革ト其旨趣モ亦甚ダ異ラザルガ如シ。然ルニ今日ニ至リテハ嘉永、安政ノ間ニ受ケタル無窮ノ屈辱モ、愚夫小民等ノ如キハ、殆ンド忘却シテ遺憾ナキ者ノ如ク、近年更ニ軍備擴張ノ 聖勅アルモ、未ダ其實ノ擧レル著シキヲ見ズ。之レ或ハ 聖意ノ尙普及セザル處アルニ依ルカ。軍備ノ擴張素ヨリ其旨廣シト雖モ、我が

邦戰術編制ノ基礎ヲ確一ニシテ、上下軍人ハ其ノ目的ニ依テ軍政百事ノ計畫ヲ進メ、之ヲ大ニシテハ一法一令ニ至ルモ其意ト違ハズ、終ニ全國經濟ノ事、普通教育ノ目途モ之ト背反シテ可ナランヤ。宜シク德義ト名譽ヲ勸メテ、全軍ノ軍紀ヲ嚴正ニシ、即チ我ガ陸軍ノ大元帥タル 天皇陛下ノ威武、仁徳ヲ軍隊ニ擴充シ、上下軍人ニ忠君愛國ノ念ヲ固フシ、名譽ヲ貴ブノ心ヲ獎勵シ、之ヲ全國臣民ニ普及シ、尙武、名譽ノ志操ヲ發達セシムルニ非レバ、我ガ帝國ノ制度ニ適セザル英米諸國ノ惡風俗ハ、日ニ月ニ侵入シテ已ム時ナカラン全國社會、名譽ト秩序ト德義ヲ重ゼザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ、又刑律ノ嚴酷ニ依テ求メザル可ラズ。之レ尤モ云フニ忍ビザルノ害アルヤ明カナリ。眞誠ノ軍紀ハ德義ニ勸メ、名譽ニ導クニ非レバ見ル可ラズ。任用其人ヲ得ルニ非レバ、眞誠ノ名譽ヲ爲スニ足ラズ、任用其人ヲ得ント欲セバ、實務、實業ノ舉否ニ就テ檢定スルニ及クハナシ。實務、實業ノ舉否ヲ知ラント欲セバ、親シク其人ニ接シ、其業務ヲ實見シ、以テ他ノ比例、規格、模範ヲ求メザル可ラズ。官職、勳位ノ貴キ、恩祿ノ渥キモ、其人ヲ得テ始メテ貴キヲ加ヘ、名譽モ此ニ於テ眞實ノ名譽ヲ爲スヲ得ベシ。將校ハ名譽ノ職ナリ、生活、蓄産ノ爲ニスル業務ニ非ルナリ。彼ノ國將校ノ如キハ、一般官吏ト同一視スル者ニ非ズ。斯ノ如クシテ撰擇其人ヲ得、上、又之ヲ遇スルニ其道ヲ以テセバ、軍人ノ名譽ハ社會ニ顯レ、社會モ亦名譽ヲ好尚シテ已マザルニ至ラン。乃チ 陛下ノ左右ニ近侍スル將校ニシテ、精撰其人ヲ得、順次交換現職ニ復歸スルニ至ラバ 陛下モ其才能ノ適否ヲ知り玉ヒ、又軍隊日進改良進歩ノ情狀ヲ知り玉フノ一助トナリ、且ツ君徳ヲ全軍ニ擴充シ、軍人忠愛ノ情ヲ鞏固ニスルノ道、又之ヨリ近キハアラザラン。

再役下士官採用規則ハ、我邦ニ於テ從來施行セラル、處ナレドモ、獨乙國ニ於テ行フ處ノ實際ニ比スレバ、殆んど其名アツテ其實ナキ者ノ如シ。彼ノ國下士ノ任用ハ、各聯隊長ノ權内ニ有テ、隊中多クハ其不足ヲ思ヘズ、故ニ下士官學校ノ如キハ、隊中適良ノ志願者ヲ欠クノ時ニ當リ、之ガ補欠ヲナスニ過ギス。下士官學校ノ生徒ハ、幾年月ヲ以テ必ず任用期スベキ者ニ非ザルナリ。斯ノ如ク適良志願者ノ多キハ、再役下士官ノ要用廣ク、即チ再役精勤者ノ社會ニ高價格ヲ存スルニ依テナリ。其初下士トナルヲ企望スル者ハ、將校タラント欲スルモ、其資産ノ乏シクシテ將校團ニ伍スル能ハズ、普通教育ノ程度モ將校タルニ足ラズ。然ルモ良下士ト成テ再役シ、恩給ヲ受クルノ域ニ達セバ、其社會ニ信用ヲ得、終身ノ生活ヲ失ハザルヲ以テ、則チ此好結果ヲ來ス者ナリ。再役良下士需用ノ區域尤モ廣ク、憲兵、巡查、林監、鐵道吏員等ニ採用セラル、ハ素ヨリ、其他本人ノ希望ニ依テ、再役後ハ隊務ノ餘暇、各官衙ニ就キ、其事務ノ助手、見習ヲ成スコト半年ノ後、其事務ニ習熟スル者ヲ任用スルヲ以テ、職務ニ就クノ即日ヨリ實用ヲナスコト疑ナシ。然ルモ尙其官衙ニ於テ人材ノ能否ヲ計リ、軍役現俸ヨリ下少ノ給ヲ與フルトキハ、其不足ハ國庫ノ恩給金ヨリ補給セララルヲ以テ、彼我其名譽ト實益トヲ失ハズ。彼ノ國社會ノ軍紀ニ習熟スル者ヲ愛重スルハ、其證據カラズト雖モ、其一例ヲ舉レバ、尋常人家ニ僕丁ヲ僱ハントスルモ、軍紀ノ教育即チ軍役ヲ經過シタル丁男ヲ索メ、撰ンデ之ヲ雇役シ、軍隊手帳ニ其隊長ガ記入シタル無罰、精勤ノ證ハ、社會ニ信用サレテ、兵卒ガ已レ終身ノ價格ヲナスニ至ル。況ヤ諸官衙ニアリテハ、事務ノ執行、職域、秩序モ亦皆嚴正ナラザルハナシ。故ニ軍紀ノ嚴正ニ習熟スル處ノ良下士ヲ好テ採用スル所以ナリ。

實ニ彼ノ國一千八百七十七年役、魯弱、艱難ノ際ニ、「シヤルンホルスト」ガ計畫セル隱匿法ヲ以テ兵員ヲ増加セシ謀圖ハ、今日ニ至ルモ尙之ヲ捨テズ、滿役後ノ良下士ハ即チ後備國民軍ノ幹部ニシテ、之ヲ愛惜保持スルヲ爲ニハ、其法モ亦至ラザル處ナク、且ツ老兵院、孤兒院ノ設ケアリ。恩德ヲ以テ其心ヲ結び、名譽ヲ以テ之ヲ獎勵スルノ道ハ、又盡サマル處ナシ。然リト雖モ、之レ又徒ニ法ノ宜シキヲ以テ其實ヲ得ベキニ非ズ、之ヲ成育スルニ其人ヲ得ルニ非ザレバ能ハザルナリ。軍隊果シテ斯ノ如キ良下士卒ヲ生出スルニ至レバ、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ來サマラン。軍隊ヲシテ此結果ヲ得セシムルハ、其上流高等ニ位置スル者ノ責任ニアルノミ。

獨逸國ニ於テ老兵院、孤兒院ノ設ケ、將校ノ生活保護ノ法アルユヘンハ、名譽ノ獎勵ト共ニ、實利ヲ與ヘ、恩德ヲ結び、忠愛ノ情ヲ感發セシムルニアリ、其類枚舉スルニ暇アラズト雖モ、目下我邦ノ如キ財帛ヲ擲費シテ行フ處ノ道ハ、直チニ之ヲ行ハザルモ可ナランカ。其形ニ倣フテ之ヲ爲スハ難キニ非ルナリ。名譽ノ獎勵未ダ其實ヲ盡サマル者アラン。軍人待遇ノ方法其ノ宜キヲ得、勳位ノ與奪其ノ當ヲ失ハザルニ於テハ、先ツ其名譽心ヲ鼓吹スルヲ得ベシ。況ンヤ其官職ノ果シテ其實ニ適スルニ至ラバ、勳位ノ如キハ、素ヨリ其實價ニ從ハザルヲ得ズ。普ノ「フレデリヒ」大王ハ、其下ヲ賞罰スルノ一法ニ顔色ノ寬嚴ヲ爲スヲ得タリト。勳位ノ貴キ恩祿ノ渥キモ、一ト度其當ヲ失スルトキハ、其用ヲナサズ。徒ニ其用ヲ爲サマルノミナラズ、却テ人心ノ輕侮ヲ招致スルニ至ラントス。衆心名譽ヲ重ンジ、官職其器ニ適シ、待遇其當ヲ得バ、之ニ依テ忠君、愛國ノ念ヲ固フシ、軍紀ノ嚴正ニ樂ンデ其勞苦ヲ忘ル、ニ至ルベシ。上ニシテ此ニ心ヲ用ユルノ等閑ナ

ルトキハ、軍人モ單ニ利ヲ見テ標準トナスニ至ラン。若シ一ト度此ノ心生出スルニ至レバ、所謂普國往時ノ雇兵ノ情態ト何ゾ異ラン。宜シク戒慎セザル可ラズ。普國千八百七十七年軍事ノ改革ヨリ今日ノ強ヲナス者ハ、實ニ戰術編制ノ改良ト德義ヲ重ンジ、名譽ヲ貴バシムルノ兩途ニ外ナラザルナリ。

名譽ト實利ト併行シテ其用ヲ爲スベキ者ナリト雖モ、人心ヲ誘フニ實利ヲ以テスルハ、尤モ爲シ易キノ道ナリ。專ラ利ニ依テ人心ヲ繫ントスルハ、限リアル財帛、衆多ノ軍人ヲ飽カシムルニ足ラズ。德義ヲ重ンジ名譽ニ導クノ道アルヲ遺棄シテ之ヲ取ラズ、之ヲ盡スニ心ヲ用ヒズシテ、爲シ易ク、行ヒ易キ實利ニ誘フノ法ヲ求ムルハ、順序ノ宜シキヲ誤ル者ナリ。名譽ノ獎勵盡スベキヲ盡シ、然ル後實利ヲ以テスルノ誘導ニ進ムハ、即チ其順序ナリ。若シ此順序ヲ轉倒シテ、名譽、德義ヲ後ニスルニ到レバ、即チ普國往時ノ雇兵ノ情態ヲ養成スルニ至ラン。

獨逸國軍人ガ能ク自ラ名譽ヲ愛重スルノ一例ヲ擧レバ、將校等ガ居常必ズ其制服ヲ脱セザルニ於テモ亦見ルベシ。軍人ノ制服ハ唯勤務、儀式ノ用ノミニ非ズ。常ニ此名譽ノ制服ヲ著スルヲ以テ其舉止、動作、禮節ノ如キモ、一ニ軍紀ノ範圍ヲ脱スル事ナシ、又脱スルヲ得可ラザルナリ。佛朗西ハ帝國ニ非ズ、其學術ノ精ハ學ブベキモ、軍制一般ノ事ハ、我帝國ニ適セザル者モ多カランカ。然シテ佛國、若クハ我邦ノ如キニ在テ或ハ云フ、下士、兵卒ハ現役ノ短少ナルモ、將校ノ如キハ終身ノ永キ、常ニ制服ヲ著用スルハ、其不便ニ堪ヘザルナリト。軍人ノ制服ハ即チ名譽ノ服ナリ。名譽ヲ捨テ、放恣ヲ好ムノ心ヲ懷テ自ラ省ミザル者ニシテ

軍人ノ上流ニ立チ、模範ヲ示シ、部下ヲ教育スルニ、又軍紀ノ嚴正ヲ望ムヲ得ルノ理アラシヤ。唯ニ部下ノ模範トナルベキノミナラズ、徳義、禮節、一國社會ノ上流ニ立チテ、一般ノ標準トナラザル可ラザル將校ニシテ、自ラ軍紀ノ範圍内ニ居ルヲ苦シクシ、寸暇モ之ヲ通ルニ汲々タルガ如キハ、抑モ亦何事ゾヤ。我が國現今ノ風習ヲ成シ來ル處ヲ尋レバ、畢竟其ノ上流ニ位スル高等武官ノ居常ノ風儀、之ガ黨阿ヲ爲ス者ノ如シ。彼ノ國軍人ト雖モ、旅行若クハ外國ニ在テハ、制服ヲ著セザルコトアルベシト雖モ、特ニ軍人ノ資格ヲ取ラザル一時ノ場合ニ於ケルノミ。即チ我名譽ノ制服ヲ著スルニ於テハ、又其ノ特權、待遇ヲ受クベキヲ以テ、己モ亦其節操ヲ保持セザル可ラズ。是レ頗ル一小事ニ涉ルト雖モ、彼ノ國ニ於テ旅館、茶屋、割烹店ノ如キモ、彼ハ將校等ノ出入スル處ナリト云ヘバ、其家屋ハ鄙賤、醜猥ニ非ルヲ證スルニ足ルノ慣習アリ。又一事ニ就テモ他ヲ察スルニ足ルベシ。軍人名譽ノ制服モ亦社會ニ尊敬ヲ得タル者ト云フベシ。故ニ之レヲ汚穢スルニ至レバ、即チ軍紀ヲ敗壞スル名譽ノ罪人タルヲ免レズ。其少壯、下級將校ノ如キハ、時ト場合ニ於テ一時制服ヲ著セザルモ默許ニ付スルコトアリ。然ルニ我國上流、高等ニアル武官ニシテ、浴衣、寢衣ヲ以テ公事ヲ部下ニ談ジ、訓戒、督責モ行フガ如キ、又ハ鄙猥、賤業ノ家屋ニ出入シテ憚ラザルガ如キ、共ニ禮節、徳義ヲ拋棄スル者ナリ。制服ノ貴キヲ忘レ、其名譽ノ表章タルヲ思ハズ、之ヲ著シテ豪然卑猥、賤業ノ家屋ニ出入スル者ノ如キハ、又其ノ甚シキヲ加フルト云フベシ。斯ノ如ク徳義ヲ捨テ、名譽ヲ顧ミズ。軍紀ノ嚴正ヲ破壞スル者ハ、下級、後進ノ士ヲシテ、遂ニ此惡習慣ニ誘フノ先導者タル罪人ナリ。放袖ノ衣ヲ著シ、膝ヲ屈シテ疊ニ坐スルハ、素ヨリ我邦古來ノ慣習、風俗ニシテ、之ヲ敢テ鄙賤トスルニ

非ザレドモ、即チ此慣習、風俗中ニ生活シ來ルノ子弟ヲ以テ軍隊ニ編入シ、縱令三年ノ短キモ兵營内ニ於テハ懶惰、放恣ヲ防ギ、軍紀ノ嚴正ヲ維持スル爲、已ムコトヲ得ズ、恰モ歐洲各國ノ軍隊ト甚シク異ラザルノ生活ヲ爲サシメザル可ラズ。果シテ之ヲ已ムヲ得ズトスルトキハ、之ガ標準、模範トナル將校ハ、又此ニ臨ミル處ナカル可ラズ。終身ノ久シキヲ貫イテ軍紀ヲ守ルニ堪ヘザルナリト云フテ、軍人名譽ノ制服ヲ著スルヲ好マザルガ如キハ、何ゾ下流、後進者ノ模範トナルニ堪ヘンヤ。軍紀ノ嚴正ヲ守テ、部下ヲ教育スルノ任ニ堪ヘンヤ。已ニ將校タルノ本分ヲ失フ者ト云フベシ。迷妄モ亦甚シカラズヤ。已ガ放恣ヲ遂ント欲スル爲ニ、造意ニ此言ヲ爲スガ如キニ至テハ、忠君、愛國、名譽ヲ重ズルノ眞意ハ、何ノ處ニカアル、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ受クルヲ望ムベケン。然リト雖モ、居常ニ此名譽ノ制服ヲ著スベキト否トノ如キハ、命令、或ハ訓告ヲ以テ爲サシメント欲スルハ甚ダ不可ナリ。之レ即チ上流、高等ニ位スル武官ノ風儀、慣習ヨリ薰陶シ得ル處ニシテ、其國軍制ノ隆否、軍紀張弛ノ程度ヲ自然ノ中ニ表證スル處ナリ、是又高等武官等ノ責任ニ外ナラザルナリ。

彼ノ國軍人教育ノ秩序ヲ得ルハ、即チ軍紀ノ嚴正ヲ成ス所以ニシテ、軍紀ノ嚴正ヲ望ムハ、即チ教育ノ秩序ヲ得ザル可ラズ。教育ノ事タル、一國全軍ノ戰術基礎ヲ明カニシ、上之ヲ以テ教育、訓導スルヲ怠ラザルニアリ。縱令外國新奇ノ事物ト雖モ、大元帥タル國皇ガ撰ンデ以テ採擇スル所ニ非レバ、一個軍人ノ私見ヲ以テ之ヲ其一部ニ行フ可キニ非ルハ、素ヨリ當今ノ軍制ニ於テ三尺ノ童子モ知ル處ナリ。況ンヤ軍紀ノ要ト軍秩ノ

重キヲ知ル者ガ思惟スベキノ事ニ非ズ。軍事、兵制ノ利害、得失ヲ私言スベキ者ニ非ルナリ。此私言、私説ヲ恣ニセシムルアルニ至テハ、上自ラ軍紀ノ大綱ヲ放擲シ、統御ノ實權ヲ拋棄スル者ナリ。譬ヘバ茲ニ其人ヲ撰ンデ、外國ノ軍事ヲ見聞、視察セシムルコトアルモ、其利害、得失ノ判定ハ、未ダ其一個人ノ私見ニ過ギザレバ、上之ヲ取捨、檢定シテ然ル後其事項ヲ撰ビ、之ヲ公衆ニ示ス可キハ、命ジテ説明、或ハ記述セシメ、上下將校モ席ヲ同ジクシテ之ヲ聽取シ、或ハ之ヲ印刷シテ其席ニ加ラザル者ニ示スニ至ルベシ。下級後進ノ將校ニシテ、廣ク自ラ外國新奇ノ事ヲ知ルヲ勉メ、漫ニ其利害、得失ヲ評論スルモ、何ゾ其益スル處アラシヤ。唯ニ其益スル處無キノミナラズ、己ガ本分ノ任務ヲ遂達スル爲、我が陸軍ニ於ケル法令、規則ヲ詳ニシ、之ヲ實務ニ照シテ研究スルト部下ヲ教育シ、本分ノ職務ヲ講習スルニ日モ亦足ラザル可キ者ナリ。一般ノ將校ニシテ知ルヲ要スルノ事項ハ、上ニ其人アリテ、部下ヲ教育スルニ怠ラザルニ於テハ、下級後進ノ將校ハ、專ラ安ジテ己ガ本分ノ職任ヲ盡スヲ勉メテ可ナルノミ。我邦現今ノ情況ヲ觀察スレバ、將校等ガ各自ニ爭フテ外國新奇ノ事ヲ知ルヲ競ヒ、之ヲ品評スルヲ喜ブ風アルガ如シ。之ヲシテ其信ズル處、守ル處ヲ確實ナラシメザルトキハ、此弊或ハ却テ己ガ本分タル職任ヲ盡サズシテ、我が軍事ノ法令、規則、即チ我が陸軍ノ大元帥タル 天皇陛下ノ命令ヲ品評シ、軍紀ヲ亂リ、自ラ將校タルノ名譽ヲ害スルモ亦計ル可ラズ。實ニ各自ガ己ノ本心ヲ失ヘルノ狂愚ハ惡ムベシト雖モ、其由テ來ル處ヲ尋ヌレバ、上流、高等ニ在ルノ武官ニシテ、自ラ信ズル處ノ戰術、自ラ守ル處ノ軍紀ニ乏シキヲ以テ、部下ノ軍人ヲ己ガ信守スル處ニ訓導、教育スル能ハザルニ依ルカ。下級後進ノ將校ハ操典、模範ノ如キハ之ヲ暗讀スルニ止リ、日課時限内ニ制服ヲ

著シタル間ノ己ガ本分ノ區域ト自認スル者ノ如ク、終身片時モ軍紀ト離ル可ラザルノ官職タルヲ忘ル、ニ至ラバ、其下タル兵卒ノ如キハ、其志操ト軍紀ノ習熟モ完備ニ至ルノ難キハ亦思フベキナリ。上下軍人皆斯ノ如クナルニ至テハ、巨萬ノ費ヘテ常備ノ軍隊ヲ置ク、抑モ又何ノ用ヲ爲サンヤ。實ニ戰術、軍紀ノ教育日モ亦足ラザルベキヲ、上ノ其ノ部下ヲ教育スルニ餘日、餘暇ヲ與ヘ、少壯爲スアルベキノ將校ニ外國無益ノ書ヲ講讀シ、遂ニ我が軍事ヲ品評、講讀スルニ至ラシメバ、之レ又上自ラ其本分ヲ失ヘルノ甚シキ者ナラズヤ。斯ノ如ク教育ノ秩序ヲ破リ、軍紀ヲ亂リ、下ヲシテ上ノ命ズル處ヲ信ゼザラシメ、唯ニ信ゼザルノミナラズ、之ヲ謗議セシムルニ至ラバ、實ニ軍隊ノ危急ハ此ニ至テ極マレリト云ハザル可ラズ。此惡弊ヲ豫防セシメントスルニ、又他事アル可ラズ、宜シク現職、實務ノ擧否ヲ專ラニ督責シテ餘暇ナキニ至ラシメ、紙上ノ筆記、坐上ノ談論ニ屬スル虚學ヲ以テ人ヲ任用セザルニ方針ヲ指示セバ、何ゾ又無益ノ勞ヲ費シ、有害ノ書ヲ講讀スルノ暇アルヲ得可ケンヤ。これを以て川上、乃木兩少將の心血を傾けて起稿した意見書、精采奕々の大文章は結了してをるが、これを讀んで私共は少からず敬服し、動かされる。就中、歸朝後の乃木將軍の實生活と如上の意見書とを對照することに依つて一段と深い興味が感ぜられる。この長文に渉る草稿の大文章は、大形野紙にペンを以て克明に記し、紙數も二十四枚になつてをるが、塗抹した處、加へられたる文字、改められた個所が夥しいのみでなく、上欄に「自分改メ」とか、又或は「自分極メ」とか記入し、その筆跡が全く本文と相違し、インキの色も亦同じでないこ

とから推定し、且つ本文が乃木少將の手跡であることから稽へても、乃木少將の起草したものに川上少將が加朱したものであるやうに考へられる。左様に私は推定してゐたのであるが、事實は更に興味を伴ひ、この大文章は川上、乃木の兩少將が合議の上で構成し、乃木少將が起草したものでなく、乃木少將一個の所見に川上少將が形式的に訂正を加へたものであることが明らかになつた。左の書東は即ち雄辯に此の事實を語るものでなければならぬ。

酷暑之時下、尊寐愈、御勇健御奉務之段、欣賀此事に存候。然ば小生儀も
陛下へ謁見、上申相濟候上、大臣閣下へ報告書ヲ進呈シ、十四日横濱出發、一家引繼メ歸熊ノ積リニ而、
夫々荷物相調へ候處、十一日ニ至リ、大臣閣下方更ニ詳細ヲ盡シ候。書面可ニ差出被レ命、川上少將ハ病
氣ノ爲メ、歸朝後直ニ温泉療養罷在、此度命令の御旨意ニ於テハ、他人ノ手傳ヒヲ加へ候譯ケニハ無論參
リ難ク、自宅ニ閉テ籠リ着手候得共、中々種々ノ障礙ヲ來候間、今日方ハ朝方晚迄陸軍省ノ一室ニ獨居
シ、勉勵仕候。依而ハ成可取急ギ候得共、先ヅ一ヶ月位ヒハ見込不申而ハ不ニ相叶、此段宜敷御承知被
下、兩聯隊長へモ御序ノ節御傳へ可レ被下候。
右御報迄艸々不備。

七月十三日

山本信行 兄尊下

司令官へは過ル十一日一書差出申候也。

乃木 希典

この書東は時の副官たりし山本大尉(信行、後の少將)にあてたものであるが、その文章に依るも、用紙から見ても、前記の大文章が一箇月に渉る乃木少將の推敲に成つたものであることが明了する。即ち黙々と陸軍省の一室に獨居し、文字通り心血を注いで起草した此の堂々たる大文章は、乃木氏の當時に於ける信條を語るものであると同時に、將來の大決心を表白せるものとも考へられるのである。

然り、而して前記の大文章が僅少の訂正のみで其のまゝに淨書し、陸軍の當局者——陸軍大臣伯爵大山巖——に提出せられたものであるか、或は亦更に多くの添削の後にせられたものであるか。陸軍省に正本がないと云ふので、勿論、明かでないが、眞に刮目に値する文字であることは、誰にも異論がないであらう。

◇更生の第一歩へ

乃木少將が心血を注いで推敲した處の長文の此の草稿は、その中に字句の聊か不明、若しくは妥當を缺くと考慮せられるものも二三あるが、こゝには原文に極めて忠實に寫したものを掲載し、唯單に句讀點をつけたのみである。私は軍事に關し、完全なる門外漢であるがゆゑに、乃木少將が一箇年餘の獨逸留學の凝結物である以上の報告、研究、進言が果して如何なる價値を有し、權威ある

ものであるか、これを批判し得ないが、明治二十年頃の我が陸軍は、巨人の歩むやうに改革せられつゝあつたにしても、歐米の先進國からは幼稚に見え、取るにも亦足らぬものと映じてゐたことであらう。現に清國と戦つて大勝するまで、英吉利の參謀本部では「日本國に陸軍なし」と考へてゐた事實もある。さう云ふ時代の我が陸軍の留學生として獨逸に遊び、整備して世界一の軍國と誇りつゝある獨逸の陸軍を親しく研究した兩少將が感激、緊張し、新日本の陸軍の將來は「斯くあらねばならぬ」と力説したのも、決して無理からぬことで、云ふ處力あり、論ずる處熱あるは、實に當然でなければならぬ。

軍事に門外漢の著者ではあるが、この長文に渉る草稿のみでも、猶ほ當年の我が陸軍の當局者に刺戟を與へること尠少でなかつたであらうと考へる。唯だ當時の我が陸軍の當局者に刺戟を與へたであらうと想像せられるのみでなく、四十餘年を隔てた今日に於ても、尙且つ讀むものに感激を禁ぜざらしめる。殊に「……實務ニ就テ人ヲ撰バント欲セバ、先ヅ上ニ其人ヲ得ルヲ要スベシ。上流高等ニ居ル者ニシテ、嚴正ナル軍紀ノ中ニ安ジ、自ラ實務ニ堪ヘ、其當否ヲ判別スルヲ得ルニ非ンバ、何ニ依テカ此法ヲ行フヲ得ベケン、況ンヤ其言行、動作ヲ部下ノ標準、模範ト爲シ、己ノ得ル處ヲ以テ部下ヲ教育スルノ責任ヲ負ハザル可ラス。下流ノ善美ハ上流ノ標準、模範ニ依テ望ムベシ。百般ノ事、基礎ヲ堅固ニシ、原因ヲ明カニセザレバ、百ノ良法モ其用ヲ成ス能ハズ」云々と記した

のは、決して斬新であるとか、或は警拔であるとか云ふのではないが、千古に朽ちざる眞理であり、乃木少將のやうな人物に依つて記述せられた丈に光輝があり、讀むものをして首肯せしむる。

この精采奕々たる大文章は乃木少將が寢食を忘れて努力すると共に、心眼を睜いて獨逸を見、獨逸の軍隊に於ける組織、精神を熟察し、その凝結せるものであるが、デュフェー大尉の指導の下に黽勉するのみでなく、兩少將は機會ある毎に、獨逸の名ある軍人に接し、その家庭に入つて交遊することを怠らなかつた。老いたる皇帝ウヰルム一世にも屢々召され、謁見を賜はつたが、老將軍モルトケと會談する好き機會も與へられた。渺たる日本の兩少將ではあつたが、何處に於ても厚遇せられ、獨逸と獨逸人とを理會する便が多分に、そして自由に與へられたのである。

「川上は能く中央を調べ、乃木は具に地方を見て歸朝した」と云はれてをるが、乃木少將は文字通り獨逸の地方に遊び、人情と風俗とを鋭く研究、視察し、新日本の前途に資すべく懈怠しなかつた。最も率直と云へば、獨逸から歸つた以後の乃木少將は我が國民（と云ふのが妥當でないならば、軍人）に「斯くあるべし」と要望する前に、自ら範疇を示すことに精進したと見るべきである。自ら起草した大文章を乃木少將は具體化し、自分が其の標準、模範たるべく、強く決意したのであらう。意見書を反覆して讀めば、沁々とさう云ふやうに感銘せられる。否な、獨逸留學の報告書と看做すよりも、乃木氏の更生を語る告白、或は宣言と稽へることが妥當であるやうに考へられる。

と云ふのは——この草稿の中に高調せられた處を仔細に乃木氏の生活に照すならば、**薄々と考へ**させられることのみであるからである。獨逸から歸朝後の乃木少將の實生活は一變した。例へば、洋行する前には「乃木の豪遊」を以て著聞したにかゝらず、歸朝後には酒樓の人となるやうなことが絶對になく、斷つまでにはならなかつたが、酒盃からも遠ざかると同時に、過去を悔いてをる。後年——明治二十七年、八年役の後——乃木將軍の起稿した「軍人生活は斯くありたきものなり」てふ原稿の中の一節にも、

第七、我國ノ宴會ナルモノニ至テハ歎息スベキコト、又言フニ忍ビザルコト多クナリ。實ニ予ノ如キモ、明治十四、五年ノ頃迄ハ、或ルトキニハ主動者トナリテ料理屋宴會ヲ開キタリシハ、今更慚愧、汗顔ニ堪ヘズ。後ニ漸ク其非ヲ悔悟スルニ至リシト雖モ、世間風潮ノ變々タル勢ヒハ、如何トモスル能ハズ。然ルニ幸ヒナルカナ、前年製艦費獻納ノ事起リ、此際ニ於テ奢侈ヲ抑ヘ、冗費ヲ省カザル可ラザルノ聲ハ、將校社會ノミナラズ、一般官吏社會ニ喚起セラレテヨリ、料理屋宴會ハ、一時殆ンド跡ヲ絶ツニモ至ラントセシガ、終ニ然ル能ハズ。表面ニ近來ノ宴會如何ト問ヘバ、集會所ニ於テス、偕行社ニ於テセリト云ヘドモ、其實如何ト察スレバ、漸ク宴會ハ表裏ニ行ハル、ノ惡風トナリシナリ。(今、表裏ト云フハ、偶マ交際外ニ擯サレタルモノニシテ、裏トモ云ヘ、其實彼等ハ表裏ヲ反對ニ思惟セリ)。

又響應トモ云フベキカ。進級、若クハ着任、轉任、或ハ結婚披露ノ如キ、自宅ニテ設クルモ稀ニハ有ルベケレドモ、十ノ八九迄ハ料理屋ナラザル可ラズ。藝妓ナルモノハ、勿論、賓客ノ數ニ相應セザル可ラズ。彼

ノ裏面宴會モ此ノ饗宴モ、費用ノ半額ハ即チ藝妓費ナリ。費用ハ暫ク置キ、此ノ惡風、醜俗ハ上流ニ位置スル大官、高級ノ先輩者ガ一朝悔悟、反省スル時ニ至ラバ、必ズ減退ノ勢ヒニ向フヲ得ベク、假令然ラザルモ增長ヲ抑留ノ效ハ期セラルベキ者ヲト云ハル、ナリ。

とある。以て當年の我が將軍を想ふべきであり、且つ「乃木の豪遊」を察すべきである。併し男子らしく其の不可を悔ひ、反省した乃木氏は、斷然其の生活を改めたが、改めるまでには時間があつた、多くの順程があつた。靜かに如上の文章と前記の草稿中の「……浴衣、寢衣ヲ以テ公事ヲ部下ニ談ジ、訓戒、督責モ行フガ如キ、又ハ鄙猥、賤業ノ家屋ニ出入シテ憚ラザルガ如キ、共ニ禮節、徳義ヲ抛棄スル者ナリ。制服ノ貴キヲ忘レ、其名譽ノ表章タルヲ思ハズ、之ヲ著シテ豪然卑猥、賤業ノ家屋ニ出入スル者ノ如キハ、又其ノ甚シキヲ加フト云フベシ」云々とある處とを對照するならば、更生するに至つた動機も鮮かに發見せられるやうに感ぜられるであらう。

◇乃木式生活とは

かう云ふやうに公人としても、更に私人としても乃木氏の生活は變つた。更生してしまつたがために「ハイカラであつた乃木も、洋行したためにバンカラになつてしまつた」と知人の間に評判せられたと云ふ。昭和三年四月九日、東京朝日新聞の「東人西人」中にも、當時を知る田中男(義一)

が「……乃木將軍は、若い時代は陸軍切つてのハイカラであつた。著物でも紬のそろひで、角帯を
めめ、ゾロリとした風をして「あれでも軍人か」と云はれたものだ。處が獨逸留學から歸つて來た
將軍は、友人が心配したとは反對に、恐ろしく蠻カラになつて、著物も、愛玩の煙草入も、皆人に
くれてしまつて、内でも、外でも、軍服で押通すと云ふ變方、それが餘り酷いので、その理由を聞
くと「感ずる處あり」と云ふのみで、どうしても云はなかつた。今も知人仲間の謎となつてゐる」
と語つてをる。

獨逸から歸つた以後の乃木氏の極端なバンカラ振りに、知人が其の理由を質せば、何の蟠りも
なく「感ずる處あり」と答へるのみであつたので、今日も猶ほ疑問とせられ、謎となつてをるとい
ふが、突々たる復命書の草稿を一讀するならば、その疑問も、謎も自然と解かれるであらう。乃木
將軍の積極的精神が明かになり、君國のために其の全靈、全身を捧げる決心の如何に痛切であり、
壯烈であるかを思ふべきである。併し當時に於ては「乃木のバンカラ振りも半年か、一年位のもの
ぢやらう。洋行したものが顔に剃刀をあて、身繕ひも半年、一年位はやるが、何時か洋行前の生活
に返るやうに、乃木も時の問題ぢやヨ」と窃かに冷笑するものもあつたにか、はらず、半年、更
に一年を過ぎて、その生活は決して洋行する前のやうにはならなかつた。
更に三年、五年、十年……を経たが、依然として乃木氏の生活は變らなかつた。寧ろ一年は年一

年と緊張し、獨逸から歸つた當時より遙かに嚴格になつたと見るべきものがあつた。その意見書に
高調した「軍人ハ居常ニ名譽アル制服ヲ著セザルベカラズ」の主義を奉じて微動だもしなかつたの
である。信奉する處を力強く守り、口に唱道するのみでなく、自ら實行し、上流、高等の武官と
して嚴かに範疇を示す覺悟であつたのであらう。見よ、次の一例を。その牢乎たる大決心を象徴し
て餘りあるものではないか。

拜啓 今朝仙臨ヲ 忝フシ、遙カニ御聲ヲ 聞居候得共、夫レトハ 思寄ラズ。昨來時ノ爲メニ 引籠、實ハ格
別ノ苦痛ニモ 無レ之候得共、例ノ軍服ヲ著セザル故、面會謝絶致 居候。兄ノ如キハ 此限リニ非ラズ。ノミ
ナラズ、最モ 好時期ノ 珍客ヲ 逸去サセ申シ、残念無ニ 此上ニ候。此手紙御落手次第、乍ニ失禮ニ 御再臨ヲ 乞度、
願望之至ニ 候。爲レ其勿々 頓首

四月二日

希典

彌一賢兄尊下

この手紙は明治四十年四月二日、折柄上京中であつた山口縣長府の桂彌一氏に與へたものであ
るが一例ノ軍服ヲ著セザル故、面會謝絶……云々の文字は、勿論、獨逸から歸つて以後の乃木氏の
信條であつた。唯だ居常に軍服を著、著ざる場合には、誰にも面會しなかつたと云ふのは晩年のこと
で、未だ獨逸から歸つた直後——少くとも臺灣に赴任する頃まで——は、軍服の一點張りではなく、

洋服を以て居常に用ひ、和服を著ぬことにしてゐた。それ故に旅行、在邸の日は、軍服に非ざる洋服をも著てゐたが、決して和服を用ひなかつた。第十一師團長として赴任の時、行李の中に二枚の新しい浴衣が入れられてあつたにかゝはらず、それを唯だ一度も用ひなかつたことからでも推測せられるのである。

又更に例へば、明治二十二年三月九日、乃木少将は熊本歩兵第十一旅團長から東京の近衛歩兵第二旅團長に補せられ、赴任の途中を萩に立寄り、弟正誼の遺孤正之——當時は文之進——を玉木家から同伴し、曩に正誼の未亡人の豊子に「この子が十二になつたら儂が引取つて教育する」と約束した言葉を實行することゝなつたが、玉木氏の記憶に依れば、來訪せられた時も、將軍は春廣服であり、馬關から神戸に至る汽船の中でも、更に神戸から京都に行く汽車に於ても、將軍は決して軍服を著てゐなかつた。又更に明治二十九年十月十四日、臺灣總督に補せられて赴任する時にも、依然として將軍は商人服であつた。馬關の春帆樓に休憩し、見送りの人と談話してをる際に松陰の爲には令兄であり、玉木氏には祖父になる杉民治翁が、

「乃木さん、卿のやうに居常に洋服のみを著てをられては、かう云ふ椅子のない疊の部屋では不自由で御坐いませう」

と親しさに質問した。その時の將軍は、不自由さうに洋服で疊の部屋に坐つてゐたので、かう云ふ質問も出たのであらう。例のやうに將軍は相手方を凝視しながら眞面目に、

「不自由では御坐いませぬ。居常にかう云ふ習慣がついてゐますので……」

と答へたと確聞してをる。果して左様であるならば、獨逸留學の意見書を端的に乃木氏が具象し、口に唱道するのみでなく、自ら實行して渝らなかつたことは、この一二の例からでも類推し得るであらう、乃木式の軍服主義——それは以上のやうに解するが妥當であるやうに考へられる。我が上流、高等の武官としての品位、名譽、地位を保つために、敢然として其の生活を改めた乃木將軍のバンカラは、バンカラといふも、實は洗煉せられた、信念に基くバンカラであつたのである。

繰返して云ふ。乃木少将が推敲した處の長文に渉る草稿の大趣旨は、乃木將軍の公生涯に實行し私生活に具現して剩す處無かつたが、往々にして世間では「乃木式の生活」と云へば、或る意味に於てケチな、融通の利かぬ、枯木か死灰のやうなものであると解してをるものがある。併し以上に掲げた雄渾の大文章を一讀するならば、而して端的に之を將軍が實生活に具現したことを知るならば、斷乎として「乃木式の生活」がケチな、融通の利かぬものでなかつたことを理會し得るであらう。例へば汽車に乗る場合にも、世間では「乃木式」に三等の赤切符であつたと誇張して傳へてをるが、乃木將軍は常に陛下の名譽ある軍人であることを考へてゐたので、上流、高等の武官である體面を汚さぬやうに、必ず一等の白切符であり、近親の者で、軍籍に在るものには、

「卿は陛下の名譽ある軍人であることを忘れてはならぬ。隨つて體面を考へねばならぬ。汽船ならば必ず一等に、汽車でも決して一等か二等に乗るやうにせよ。若し二等にも乗れぬやうなら旅行せぬことにするが宜しい」

と訓戒してをつた。久留米緋の和服姿の乃木將軍、三等車の乃木將軍……と云ふやうなものは、乃木式の生活を全く誤解したものであるのみでなく、乃木將軍の眞精神を理會し能はぬ結果でなければならぬ。乃木式の生活は決してケチな、融通の利かぬものでなく、個人の生活上にこそ將軍は極めて儉素を守つたが、私費を以て公共のために盡すと同時に「中朝事實」、「中興鑑言」、「武教小學」その他の名著の絶版となれるものを私費に依つて刊行、頒布すると云ふやうに、尋常人の企及し能はざることをなしてをるが、明治四十四年六月、再び歐羅巴を旅行した時にも、乃木將軍は第一流のホテルに宿泊し、高級の自動車を乗用した。これがケチな「乃木式の生活」に果して出来ることであらうか。

殊に獨逸から歸つた以後の乃木氏、そして展開せられた乃木式の生活を會得するには、その心血を注いで起草した處の前掲の大文章を再誦するが宜しい。然らずして輕々に乃木式の生活を批判しようとするは、常に誤解に陥るのみでなく、精神を汚すことになる。斯く私見を加へることは、不遜であるかも知れぬ。併しながら異彩を放つ前記の大文章を一讀し、私は一言を加へねばならぬやうになつたのである。

◇この人を正視す

乃木將軍は更に讀書し、新知識を吸収することに努めた。讀書は其の少年の頃から好愛する處であつたが、獨逸から歸朝後には一段と此の熱度が増へられ、常に讀書するのみでなく、來訪者と論議し、昵近の若い人々といろくの問題を語つて倦怠する處がなかつた。明治四十四年六月、渡英し、歐羅巴の各地を巡歴した時にも、乃木將軍の土産物の大部分が書籍であつたことは、極めて興味あるエピソードとして傳へられてをる。將軍は常に感嘆して「獨逸人は勤勉であり、讀書する。國運の伸張も此の勤勉と讀書から來てをる。吾々も獨逸人に一步をゆづつてはならぬ」と語りつゝあつたと傳聞するが、晩年に至るも、尙且つ乃木式の生活の中から勤勉、讀書を逸しなかつたのである。

又更に乃木將軍の滯獨中の感想として傳へられるものも二三ではないやうであるが、私には首肯し難きものもある。唯だ獨逸から在京中の桂彌一氏に寄せた書東は、その全豹を窺ふに不足なきものであらう。次のやうに……。

九月十七日之尊書拜讀、愈々御勇健之段欣喜之至ニ存候。小生儀モ益々強健ニ而勤勉罷在候。間御降意被下度候。異國ニ參候而は、在日本中ノ想像トスレバ、ヨリ好キコトアリ、又ヨリツマラヌコトモアリ。多クハ歎息ノ廉而已ト申様ナル譯ニ御座候。就中、異人等ノ耐忍力（一口ニ申セバ）強キニハ、我等ノ尤モ耻ヂ、且ツ恐ル、處ト存候。異人等ハ皆々大開化ト存ノ外、當國ナドニテハ「チヨンマゲ」ノナキ計リ、中々ノ頑固物ト攘夷家ト勤王家ノ花盛り、一寸ト申セバ、唐金火鉢デ八十ポンドヲ造ルトカ、奧サンノ鏡モ白砲位ニハシテモライタイト云フ趣キニ而、町モ田舎モ人氣ノ活發ナルニ、生等ノ如キグヅ々々懶惰生ハ、殆ンド物騒ラ感ズル計ニ御座候。御推讀、御一笑々々。

○同郷諸彦、皆々無事ノ由、目出度存候。御會同ノ御序モアリ候得ば、小生も體力丈ハ健全ニ罷在候。段御一聲可レ被下候。來年向暑ノ比ニハ御面話ヲ可レ得事ト相樂ミ候。右ハ御答禮旁々卿々頓首。

明治二十年十一月十一日

伯林寓居ニ於テ

希典拜

彌一 兄尊下

兄ノ新報號外紙ヲ御寄贈被下候ト御懇書トノ御用意（毎事ナガラ）ノ妙ハ皆々打集リ拍手々々。

書面中ノ「唐金火鉢デ八十ポンド」云々とは、元治元年八月、長藩が英佛その他ノ聯合艦隊に下ノ關を砲撃せられた時、大砲鑄造ノ材料として藩内各戸ノ唐金火鉢、燭臺、婦人ノ簪から一切ノ銅で製作したものは勿論、家ノ戸樋、神社、佛閣ノ鐘をも徵發した時のことを追懷して書いたもので

あらう。又追伸ノ「新報號外」とは、何れノ新報であつたか、桂氏も今は記憶してゐないとのことであるが、號外として報ぜられた事項は、明治二十年九月十六日、條約改正反對ノ旋渦中に投入された井上伯（後の馨侯）が外務大臣を罷め、首相ノ伊藤伯（後の博文公）が之を兼攝したことであつたらしい。その號外ノ裏に通信文をしたためて發送したもので、この時に「拍手」した人々は、乃木、川上ノ兩少將と石黒陸軍々醫正（後の總監、子爵忠憲）、楠瀬大尉（幸彦、後の中將、陸相）、伊地知大尉（幸介、後の中將、男爵、旅順攻圍中ノ第三軍參謀長）等ノ留學生であつたのである。

この手束は乃木氏ノ面目を想ふべきであるが、殊に維新當時ノ我が國民ノ眞面目であつたやうに眞面目でなければ、邦家ノ前途は決して樂觀し能はぬと暗示せる處を見通してはならぬ。將軍は更に國法、公德を重ずること獨逸、英吉利ノ人々ノ如くでなければならぬと次にやうに高調した。

獨逸や英吉利でステーションなどの便所に入つても、決して樂書がしてない。我國のことに稽へて赧然たらざるを得ぬが、更に伯林ノ公園などに於て子供が球遊びでもする時、それが入ること禁止せられた芝生の中に飛込んだならば、假令跨ぐことの出来る低い垣根であつても、子供は決して立入らぬ。巡查の來るまで神妙に待ち、必ず巡查に取つてもらふのであるが、日本人は

「立入ル可ラズ」の制札があつても、恬として土堤に登り、芝生に立入る。又更に英吉利では、三寸以下の鱗を捕獲してはならぬことになつてゐるが、若し左様なものを釣つたならば、そこに見てゐるものゝ有無にかゝはらず、必ず十人が十人之を捕獲せず、放してやる。然るに吾々は如何である？ かう云ふ公德を重んじ、國法に遵ふことは、獨逸、英吉利の人々に及ばぬ。誠に歎息の至りであるが、次の國民は斯く訓練せられなければならぬ。

この事は將軍の昵近者に沁々と語つたのみでなく、その實現をも勧めたが、又自らも嚴かに厲行した。それ故に將軍を以て「嚴格」とか、「八釜し屋」とかも評判せられるに至つたのであらう。實は「嚴格」でも、「八釜し屋」でもなく、乃木將軍は獨逸人、英國人と遜色なき紳士道を體得してゐたまでのことである。

一千八百八十八年即ち川上、乃木の兩少將が獨逸に入つた翌年——明治二十一年——に獨逸帝國の建設者ウキルヘルム一世が崩御した。その時に哀悼の意を表示する獨逸人の赤誠は、實に深厚であり、涙ぐましいものであつて、町も、人も、物も、黒い布で覆はれ、道行くものも其の足音に心する程度であつたが、デュフェー大尉は兩少將を訪問し、

「伯林の市民達は輕薄になつた。哀悼の誠をさしげることが十分でない。實に慨歎に堪へぬ」

と語るので、伯林の市民達の赤誠に感激しつゝあつた兩少將は、デュフェー大尉の慨歎に却つて意外な感じをせねばならなかつた。何故に之を不可なりとするか分らないので、その理由を質した。デュフェー大尉は慨然として、

「地方へ行つて御覽なさい。陛下の疾ませられることが發表せられてからと云ふものは、赤誠をさしげて其の快癒を祈り、崩御あらせられてからは、咳するにさへ注意し、痛ましいまでに哀悼してゐるが、伯林の市民達は形式に流れて緊張が足りない。かう云ふことでは、獨逸帝國の前途甚だ寒心すべきものがある」

と歎するので、今更のやうに兩少將も感服したが、殊に歸朝してからの乃木氏は「皇室と國民との間は斯様にありたいものぢや」と屢々語つてゐた。獨逸と獨逸人とを理解した乃木將軍であればこそウキルヘルム二世の大野心をも觀破し、歐洲大戰を夙に豫見し得たのであらう。明治三十八年八月七日、外征中の將軍は、長谷川大將（好道、後の元帥）に次の手紙を寄せてゐる。

尊翰拜誦 殘暑酷烈、時下 愈 御勇武奉 大賀 候。其後大御疎濶、多罪々々。三卷翁之件ハ、兒玉氏迄吳吳申入置 候。同翁モ 至極元氣、大勉勵感歎之至ニ 候。過日ハ 合雪老師、當方面昌圖迄飛來ノ歸途、奉天ニ面會、大元氣、四五年ハ 若歸リ 被シ致候 事儘ト 見受申 候。及ニ 御報 候。擬當地ハ 雨期ノ 事トテ、道路ノ 狀況ハ 良否、善惡評スルノ 限ニ 無シ之、然ル處、昨今漸ク 晴色相 催來 候。此ニテ 雨期了リ 候得バ 今年も 天幸

ノ事ト存候

○近來獨ノ魔王ノ妖術 徐々相顯レ來候様子、世界ノ大亂カ、日本ノミノ迷惑乎。ドノ道トモ六ナル事ニハ有レ之間敷、最早破レカブレニ 唯々神速ニ叩キ散スノ外無レ之ト 存候、高案如何。

夕立にぬれつゝいそぐ旅人は
行手の野川から渡るなり

急ギ不申而ハ大井川川止メ

又

東西南北幾山河

春夏秋冬月又花

征戰歳餘人馬老

壯心尙是不思議家

御閑餘御一笑、御叱評賜ハリ度候。

先ハ久々御無沙汰之謝罪、御答旁如レ此御座候。

艸々頓首。

かう云ふやうに仔細に乃木式の生活を討ぬれば、嘗に興味の感ぜられるのみでなく、乃木將軍の眞精神が會得せられる。乃木將軍の獨逸行！ 獨逸行は乃木將軍の旋回點であり、大人格の玉成となつたのである。

臺灣總督

◇意外の話なるも

明治二十一年六月十日、獨逸から歸つた乃木少將は、意見書の起草を了して任地に向ひ、更生の日を熊本に送ること約十箇月、翌年三月九日、近衛歩兵第二旅團長に補せられた。蓋し參謀本部條例を變革し、新に參謀次長として川上少將が近衛歩兵第二旅團長から轉じたがために、その後任に乃木少將が抜かれたのであるが、獨逸に新知識を吸収した川上、乃木の兩少將は中央の檜舞臺に相並んで蘊蓄を傾けることになつたにかゝらず、或る事情のために乃木少將は、明治二十三年七月二十五日、歩兵第五旅團長に補せられ、突如として名古屋に赴任した。

乃木少將は名古屋に在任すること約一箇半年、明治二十五年二月三日、遂に休職となり、その前年四月に買入れた那須の別荘に於て晴耕、雨讀すること九箇月餘であつたが、同年十一月八日を以て歩兵第一旅團長に補せられ、明治二十七年十月十六日、宇品港を出帆して日清役に參加した。

乃木少將が第一師團長山路中將（元治）の揮下に屬して、旅順の攻圍戰に勇名を馳せたことは、警説を須ひないであらう。戰局、我が帝國の大勝利となつて結了したので、明治二十八年八月二十日、旭日重光章並に功三級金鷄勳章を賜ひ、華族に列して男爵を授けられたが、その以前——四月五日——に陸軍中將に任じ、第二師團長に補せられてゐた。而して戰地から特に臺灣に向ふべき命令を受けたので、九月八日、大連灣を出帆し、十月二十二日、臺南に進入。その二十七日に南部臺灣守備隊司令官となり、仙臺に凱旋したのは、翌年の四月二十日であつたが、仙臺に凱旋後の乃木中將は本質的に部下に臨み、軍紀、風紀の振作に心した。不時に或る部隊を巡視することもあれば、病院を訪ふて患者を慰問するやうなこともあり、殊に戰勝に伴ふて矜持に過ぎる將卒を戒むることに配慮した。外出中の士官、兵卒に會つて、教師が入學生にメンタルテストでもするやうに、言葉を掛けることもあるので、何時か「……厳格な師團長」として警戒され、畏怖せられたが、又半面には溫情の人として逸話が少くない。在任の日が僅少であつたにかゝはらず、今日も猶ほ牢記せられてをる。

乃木中將は第二師團長として仙臺に在ること約半箇年、明治二十九年十月の或日、山形縣下の演習地で、突如として陸軍大臣の祕命を帯びた山内大佐（長人、後の中將）の來訪を受けた。當時の山内大佐は陸軍大臣官房長——高級副官——であり、二十何年前に伏見の練兵所で「乃木文藏」

が佛國式の練兵を受けた頃の教官であつたが、この時の山内大佐は容易ならぬ使命を齎して往訪したのである。

或日、閣議を終つて匆惶と歸つた陸相の高島中將（子爵、韞之助）は、官房長の山内大佐を呼んで、

「御苦勞ぢやが仙臺まで行つてくれヨ。即刻にぢや」

と火急に命じた。聞けば「閣議に於て乃木中將を臺灣總督に抜くことに内定したが、電報では來ぬぢやらう。君が仙臺に親しく往訪して上京を勧めてくれよ」と内命があつたので、極秘裡に使命を傳へるために、高島子から命令を受けると同時に、その夜の汽車で仙臺に向つたのであるが、仙臺に入れば、演習で山形縣に乃木中將は出張中であるといふ。そこで三人挽きの俥車で演習地に急行し、途に楯岡に一泊、小花澤を経由し、大急で目的の演習地に到着して乃木氏に面會した。乃木中將は不審相に、

「何の要件です？」

と問ふのであつたが、陸軍大臣から「極秘の裡に命令を傳へヨ」とのことであつたので、演習を終り、相携へて小花澤の乃木中將の宿舍に歸つて「大臣が直ちに上京せよ」と命じたことを傳達し、

且つ將軍から問はれるまゝに應答した。然るに「儂には不向きのことぢやから……」と上京をさへ肯じさうになかつたが、漸く大佐の言を聴きながら容れ、

「兎に角行くことにしよう。併し演習を此のまゝに中止して行くことも出来ぬので、山口に引ついでから上京する」

と云ふ返辭であつた。使命を了した山内大佐は、直ちに出發して楯岡から陸相に其の打電し、翌日を以て歸路に就いたが、山口旅團長（素臣、後の大將）に引繼ぎ、聽て上京すると約束したにかゝはらず、乃木中將の姿は容易に三宅坂に見えなかつた。陸相の高嶋子に焦慮の色があるの

で、次官の兒玉中將（源太郎）は左の書柬を裁したのである。
前略 山内大佐陸軍大臣之命ヲ含ミ、閣下之御上京ヲ促シ候由、就而ハ御就任之無有ハ、勿論、大兄之御心算に有之候間、夫レハ差置キ、他ノ事故ニ托シ、御上京ヲ御拒ミ相成候義ハ、毛頭無之事ト奉存候ヘ共、又萬々一ニモ、御就任ニ付御懇考ヲ被要候ハ、兎ニ角一旦御上京御面識之上ニテ可然、此際事ニ托シテ上京ヲ拒ム如キハ、慮外之申分には候ヘ共男子之可恥事ト奉存候。平時之御懇情ニ甘ヘ、不顧失敬呈勘言、閣下宜敷御採納不堪希望候爲其謹言。

十月六日

乃木老台 侍史下

源太郎

この書柬の「他ノ事故ニ托シ」云々に○印あるは、決して著者の附したものでなく、兒玉中將のなした處で、それ丈けに受取つた乃木中將を刺戟することも弱くなかつたであらう。率直な此の手紙を次官から得ては、流石に逡巡中の乃木も、その儘に仙臺に止まることが出来なかつたであらう。何故かと云へば、乃木にして若し應諾しないならば、臺灣のことは斷じて放棄し能はぬので我輩が行く——と兒玉中將の考へてゐることが想察せられたからである。併し日清ノ役の直後に於ける經營のために、陸軍次官としての兒玉男の轉出を許さず、それは君國の爲に不利であることを乃木氏は諒會してゐるたがゆゑに、兒玉中將の書柬を受けると上京したのである。

◇ 桂中將の後任へ

馬關條約に依つて臺灣は我が領土となり、明治二十八年五月十日、海軍大將子爵樺山資紀が臺灣總督に補せられたが、清國全權委員李經芳から三貂灣の沖合の汽船上で臺灣、澎湖島の受授を終つたのは翌月二日であつた。臺灣と澎湖島とは、かう云ふやうにして日本の新領土に歸屬したに拘はらず、決して平和の境でなく、昂然と唐景崧が大總統と僭稱すれば、劉永福は軍機總統となり、獨立國の形式を具して抵抗しつゝあつた。我が近衛、第二の兩師團の討伐に依つて賊徒は平ぎ、聽て

轉期を劃することゝなつたが、初代總督の樺山伯は挂冠し、明治二十九年六月二日、第三師團長陸軍中將子爵桂太郎が其の後任を拜したのである。

流石に政治家として抽出せし桂は、當時から其の片鱗を現しつゝあつたが、殊に臺灣を國防上、經濟上の立場から積極的に開發せねばならぬと考へ、赴任の際には首相の伊藤侯、海相の西郷侯と同伴すると共に、長篇の意見書（「公爵桂太郎傳」乾卷七〇七—七三三頁）を政府に向つて提出してをる。この熱意に燃え、經綸ある桂も抱負を未だ實行に移さざるに辭職せねばならぬことゝなつた。それは松方伯の内閣が成り、桂中將が陸相に擬せられたのに、高島子が反對し、面目の上から進止を決せねばならなかつたからである。松方内閣の陸相は拓殖務大臣陸軍中將子爵高島勲之助が兼任で事無きを得たが、臺灣總督の後任者の推薦には惱まねばならなかつたのである。

先づ白羽の矢は廣島の奥中將（保肇）にたてられたが、勿論、これを肯ずる奥男ではなく、膠なく峻拒されてしまつた。そこで鉢は仙臺の乃木男へまはされた次第であるが、この人も武人として其の生涯を閉ぢ、微塵も政治家たるの野心はないが、陸軍に出た場合の推薦者が薩摩の黒田伯（清隆）であり、夫人靜子が舊鹿兒島藩の生誕であるがために、長州の出であるにかゝはらず、薩の人から親まれ、拓相の高島子は最初から「誰よりも乃木ぢや」と唱へてゐた。そして陸軍大臣官房長の山内大佐を俄かに仙臺に遣したのであるが、臺灣行に乃木中將は毛頭意がなかつたので、上京

することをさへも、實は躊躇したのであらう。そこに強く非難する底の兒玉中將の書柬抵つたので觀念して遂に仙臺を離れなければならなかつたのである。

心ならずも上京した乃木男は、陸軍省に拓相の高島子と面接した。「儂は武辨ぢやから……」と拒むであらうことを最初から高島子は豫期してゐたので、

「若し貴官に於て應諾せられぬならば、兒玉君の轉出を願はなければならぬやうなことになるぢやらう」

と冒頭から先づ威嚇した。乃木中將が臺灣行を如何に好まずとも、現在の陸軍省から兒玉次官を奪ふことが君國の爲に不利であるのを知らぬ道理はない。萬一の時には「我輩が臺灣に参りませう」と率直に西郷侯（從道）に兒玉中將は其の心事を述べてゐる内秘をも、高島子は乃木中將に語つたのである。

今、拓相から詳しく内秘を聴けば、固辭するを許さぬ事情がある。徒に感情に囚はれ、又一身上の都合のみを考へてゐる場合でない。大きな決心の下に荊棘を薙することは、君國のために眞に緊切であると知つたので、

「儂は完全に新領土を經營する政治家でなく、武辨に過ぎぬのぢやが、この際であるので、魯鈍に鞭つことにしよう」

と男らしく受諾した。否な、受諾せざるを得なかつたのである。乃木中將は榮辱を顧みず、忠誠
唯だ忠誠に燃えて樺山、桂の著手して未だ到達し能はざりし境地を拓くべく、肅然として臺灣行を
決心したが、高島子の満足は云ふまでもなく、政府は後任難を苦慮してゐたので、乃木男の就任で
文字通り安堵したのである。

かう云ふやうにして乃木中將は、明治二十九年十月十四日、第二師團長を免じ、臺灣總督に補せ
られた。武人の乃木男は、突然に政治家として臺灣經營てふ方面違ひの難局に處せねばならぬこと
になつた。

唯だ忠誠に燃えて臺灣の統治上に全力を盡す決意を固くした乃木中將は、新坂邸に歸還すると共
に、靜子夫人に向つて、

「儂は臺灣に行くことになつたが、明日にでも赴任する用意は整つてゐるぢやらう？」

と他人のことも問ふやうに、勿論、眞面目にいふのであつた。豫て時間でもない頃に歸邸して
は「飯ぢや」と性急に命じ、直ちに用意が出来なければ「食はずともいゝのぢや」と亦飛び出すや
うな良人の氣心を辨へてゐる靜子夫人は「ハイ、何時でも宜しう御坐います」と答へたが、内地か
ら内地に赴任すると違ひ、臺灣に行くのであり、更に當局に十分打ちあはせをせねばならず、乃木
中將の望むやうに「明日にでも赴任し得る」ものでもなかつた。併し事實に於て將軍は直ちに

「臺灣に行く」決心であつた。折柄、所要を帯びて上京中であつた臺灣總督府幕僚參謀河合大尉
(漢名) 後の大將) も、

「……左様に御赴任を御急ぎなされずとも、小官は多くの書類を持參致してをりますので、先づ
書類に就て十分に御研究になつては如何でりますか」

と進言した。前の總督の桂中將は赴任せず、辭職するまで東京にゐたので、臺灣から關係者が
書類を持つて上京し、諸般の報告をなすと共に、決裁を乞ふてゐたのであるが、河合大尉の進言に
對し、乃木將軍は、

「ウム。それも左様ぢやが、書類に就て研究するよりも、儂は實際を見て考究、施設することに
する。ぢやから赴任を急ぐのぢやヨ」

と溫顔を以てするのであつた。總督の任を受諾すると共に、如何に臺灣の統治に就て乃木中將が
眞劍に考へ、施設しようとしつゝあつたかは、この一事に依つて想察し得られるであらう。然るに
至孝の乃木氏を苦惱せしめる大なる問題が湧いた。と云ふのは、母堂の壽子が共に臺灣に行くこと申
出でたからである。この間の消息は、子爵石黒忠憲氏の「乃木將軍に就て」(陸軍士官學校課外講演
第八輯)の二二—二六頁に次のやうに詳細に記されてをる。

……明治十九年十一月一日、陸軍少將川上操六君と陸軍少將乃木希典君兩人が特に獨逸に派遣されるこ

とになつた。是は重い御用を承つてとありましたが、君は其日私方へ参つて申されますのには、今日私は川上君と共に獨逸に派遣されることになつた。誠に喜びに堪へないが、其の悦びの中に何分言ひ知れぬ心配がある。それは母の事だ。母は身體が強健でない、歐洲在留中に不慮のことでもあると困る、遠く外國に歸れて居るとき、若し母が病んだらどうしようか、それが心配だ、いかにしたらよからうかと貴君に相談に來た。希くは貴君に母を御託しするより外はないが御承諾下さるかとの事であるから、私は其話を聞いて、御尤千萬なことだ、萬一御母堂が病氣になつたら引受て御世話をしよう。若し御母堂が病氣に罹つたら、自分の母を處置すると同じ心でお世話する外はないと申したら君はそれで大安心、大満足致したと大層喜んで歸られました。拜命した日に其の足で直ぐ母のことを頼みに來るといふは、孝心でなくては來られませぬ。

又明治二十九年十月、乃木將軍が臺灣總督を仰付けられた。さうすると其の時も拜命した日に直ぐ來て、本日臺灣總督を拜命したが、臺灣にはマラリヤが多くて、十人行けば十人がマラリヤに罹る。故に官と私とに拘らず、家族を連れて行く者は殆んどない、いづれも腰掛け姿である。私は總督として赴任するからには第一に家族を携帶して行き、以て部下の者も家族を同伴して行きて落付心を起させ度いと思ふから、家族を連れて行く積りだが、心配に堪へないのは母である。御存知の通り母は蒲柳の質で、不幸にも若し彼の地でマラリヤに罹らば必ず死ぬ、さうすれば老人を殺しに連れて行くやうなものだ。實に心配であるから母だけは残して行かねばならぬ。どうか先年私が獨逸に行つた時と同様に母の事は御引受け被下度と頼まれた。其處で私は、宜しい、決して心配し玉ふな、獨逸へ行つた時引受けたと同じ心で引受けるからと言ふと、大層

喜んで歸られました。それから四日目になつて復た來ていはれるには、實は先日、母を残して妻だけ連れて行くやうに御話もし、御頼みもしたが、母の申すのには、汝は今度任せられた任務を夫程重く思ふならば、何故私を連れて行かぬか、私も家族の一人である、大切な者を残すならば、妻も残すが宜い。假令マラリヤに罹つて死んでも満足だ、決して一人東京に残つては居られぬから、必ず連れて行けとて、なか／＼動かぬから、私は致し方なく同伴して行くことにしたと申されるから、私はさすが乃木十郎殿の奥さんである。其の心は眞に武士の家庭ならではの聞かれぬ言語だ、さすが乃木家の御老母だと感謝した。

かう云ふやうにして乃木中將は、母堂並に夫人を伴ひ、勝典と保典とのみを東京に残して赴任したのである。

◇賢母の鑑として

かう云ふやうにして赴任することになつた乃木中將と其の家族は、十一月一日、神戸に於て乗船し、途に長府を訪ひ、舊知の人とも亦語つたが、臆て乗船して長崎に到り、そこで乗換へて臺灣に向ふことになつた。然るに突如として船員並に總督の隨行者は恐慌に襲はれた。と云ふのは——乃木總督の荷物中のトランクか、行李かど一つ紛失してしまつたからである。

何でも荷物は十餘箇あつたが、乗換への時に一箇が何處に行つたか不明になつてしまつたと云ふ。

そこで「總督の荷物がなくなつた」と下ノ關にも電報を打ち、旅館や運送店は家探しすると云ふ騒動であつた。如何に探しても行方が知れぬ。そこで「誰の責任ぢや？」と勢ひ責任を明かにせねばならぬことになつた。勿論、この荷物のなくなつたと云ふことは、乃木中將にも、静子夫人にも告げられてゐたので、殊に夫人は事なきやうにと心痛し、隨行者と其の行方を探してゐたが、何事も知らぬものゝやうに落付いてゐた乃木氏の母堂は、

「静！一寸……」

と呼ぶ。匆忙と室を出し、荷物探しをしてゐた静子夫人は、母堂に呼ばれると禮儀たゞしく其の膝下に侍し、次の言葉を待つのであつた。壽子は極めて落付いたもの越しで、言葉も優しく、

「……荷物がなくなつたさうぢやネ」

と問ふのであつた。勿論、その爲に大騒ぎしてをるが、出来る丈け母堂の心をいためないやうに注意してゐた。併し秘密にすべきことでもないのので、静子夫人は其の顛末を告げた。然るに壽子は力ある言葉で、

「私から差出がましいことぢやが、静！總督、總督と皆の方々があの通り希典を崇めてをるではないか。荷物の一箇位が紛失した處で、その爲に希典の御用が勤まらぬこともないだらう。皆に心配さゝぬやうにしたらどうかネ」

と微笑しながら諭すものゝやうに提議するのであつた。聞いてゐる夫人の顔は次第に緊張したが母堂の優しい、又力ある此の提議には、誰もが異存を挿む餘地ありとも考へられぬ。静子夫人も微笑し、且つ壽子を仰ぎ、

「ハイ、全く左様で御坐いました。直ぐ御母さまの仰せのやうに取計らひます」

と一揖して辭したが、聽て軍服に非ざる背廣の乃木中將は、鞠躬如として母堂の室に伺候した。そして心から恐悚せるものゝやうに壽子を仰ぎ、恰も頑童が其の母親に詫びでもする場合に於けるやうな態度を以て、

「恐入りました。只今、静から御母さまの御言葉を拜承いたしましたして、誠に赤面の至りで御坐いまするが、御仰せのやうに直ちに荷物を探すことは中止させましたので、御心安く思召し下さいまするやうに！」

と告げ、唯だ言葉のみでなく、心から恐縮するのであつた。壽子には何の言葉もなく、僅かに微笑し、母子の間は諒々たるものであつたが、壽子の優しい言葉に依つて隨員や旅館、運送店、船員はほつと吐息し、心から「流石に總督閣下の御母堂だ」と感謝が捧げられた。

明治二十九年十一月九日、乃木中將は臺灣に入つたが、土民の間には「いゝ總督が來られた！」と異常の人氣があり、代表者が來訪して、恭しく頌辭をも奉つた。これも蓋し無理からぬことで、

曩に將軍が第二師團長として臺灣の賊徒を平けるために進入した時にも、乃木中將の揮下は、最も軍紀が厳しく厲行せられてゐたがために、鷄一羽、卵一つも掠奪的に徴發することなく、必ず代價を拂つて購入したものであるが、他の部隊に於ては左様でないものもあつたらしく、土民の間に今日でさへも、怨嗟の聲がある。

乃木中將が第二師團長として臺灣に進入し、賊徒を平けて占領した土地の有力者か、富裕のものかの邸らしい場所に宿泊してをつた時にも、氣鋭の幕僚連が寢臺や椅子の支那式の見事なものを喜んで使用するにかゝはらず、將軍のみは新しい粗末な籐椅子に腰掛け、寢具も必ず常用のものに限つてをつた。そして副官や參謀に向ひ、

「さう云ふ椅子や寢臺は誰が使用したものか分らぬ。殊に不潔な支那人の常用したものぢやから氣持ちも悪いだらうが、儂のは安心して用ひられるのぢやヨ」

と笑つてをるのであつた。唯だ考無しに使用してゐたものは、將軍の言に「成程！」と感心したと云ふ。實は「不潔」と云ふのは、非常に深い意味のあることで、由來、多くの武人が戦陣に臨み、勝利を得た場合に於ては、心驕つて掠奪——と云ふは妥當でないが、それに類する行爲——に出づることがあり、分取品を私用し、私有することが少くないので、乃木將軍は窃かに部下に之を諷刺

し、私費を以て私用に屬するものを買入れてゐた。そして軍規、風紀の振作に努めたのである。

この配慮は唯だ部下に對する軍紀、風紀の振作となつたのみでなく、自然に其の地方と地方民とに影響した。そして乃木中將の進入する處は、土民から夥しく歓迎されると共に、日一日と悦服され、「乃木大人」の名は各地に聞えてゐたので、「乃木中將が第二代の總督として來る」と云ふ報道は、多くの土民にも喜ばれた。殊に臺灣の我が領土となつて一箇年餘の間に反映した跡は、決して土民の間に好感を以てむかへられるものでなく、寧ろ響聲——否な、嫌惡——せられつゝあつたので、乃木氏の赴任が何とはなしに清新に感ぜられ、窃かに期待せられたものであらう。乃木中將の推薦者にも亦此のことが考へられてゐたものでなければならぬ。

◇不朽に輝く事蹟

と云へば、臺灣は新領土として統治の方針既に決定し、秩序もたつてゐたやうに思はれるであらうが、利権を漁る亡者、一攫千金を夢みる連中が群がらつてゐるのみでなく、總督府のある臺北の近くにも土匪が出没する位であつたので、折角入つた同胞も、恟々として恰も戦時と異らぬものであつた。唯だ軍隊の駐屯するがために、漸く安堵し得たのであるが、乃木中將は此の實狀に察し、著任すると共に、銳意して斯かる不快を悉く一掃し、内地に於けるやうに皇化しようと深く決意し

たのである。

治安のために、更に産業の發達上からも、第一次に着手せねばならぬのは交通政策であつた。交通の便に不足がなかつたならば、他は利刃を迎へて解決すべきものでなければならぬ。乃木中將は夙に左様に考へてゐたので、第二師團長として臺灣に入り、南部臺灣守備司令官として駐屯中にも、この見地から積極的に道路の改修、次いで臺灣の中央部を縦斷する大道路の開鑿といふことと著眼してゐた。當時に於ては、勿論、土匪の討伐と云ふ必要からであり、軍事上の見地からなしたものであるが、この道路の改修と云ふことが如何に大なる利便を與へたか、それは改めて説明を須ゐないであらう。

然るに偶然にも乃木氏は總督として來任した。唯だ土匪の討伐とか、或は一時の腰かけとかではなく、新領土としての臺灣を産業的に發展せしむるために、而して新附の民を皇化に濡さしむるために、大任を帯びてをる、乃木中將にも亦異常の決心があつたであらうが、臺灣にゐる内地人も土民も、新總督の施設に對して注目し、期待する處甚だ大なるものであつたであらうことが想察せられる。

かう云ふやうに道路は其の時代に於て感謝せられたのみでなく、今日も猶ほ牢記せられてをるが我が總督としての乃木氏は、更に教育に力を傾注することになつた。新附の民を皇化に濡さしむる

ためには、何物よりも教育上の施設に待たねばならぬからである。併し學校の數を増加し、強制的に島民の子弟を就學せしめても、「教育」の施設最も完備せりと誇るべきでない。精神的に向上せしむるためには、その據るべき根基を定めねばならぬ。勿論、教育上の根基が教育勅語にあることは、こゝに改めて贅説を須ゐないが、學校に於てのみでなく、一般の島民にも之を拜讀せしめようと云ふので、漢文に譯した。その趣旨は次の稟議が之を闡明して餘りあるであらう。

教育勅語ノ 聖旨ヲ本島民ニ遵奉セシムルハ、目下教育上、最モ緊要ニ之アリ 候所、右人民中國語ヲ解スル者、猶ホ僅少ニシテ、本文ノ儘ニテハ、此主旨貫徹致シ難キ虞モ之アリ 候ニ付、本島諸學校ニ於テ、勅語本文拜讀ニ續テ、別紙漢譯文拜讀致サセ 候條、右上奏方然ル可ク御取計ヒ相成度、此段稟議ニ及ヒ 候也。

明治二十九年十二月一日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

拓務大臣 子爵 高嶋鞆之助殿

こゝには稟議中の別紙——勅語の漢譯文——は掲げないことにしたが、乃木將軍自筆の漢譯教育勅語は、世間にも少からず寫眞になつて流布してをる。

斯く島民の教育上に施設し、その根基を示した將軍は、剴切に民政上の方針を地方官に指示してをる。聊か煩雜に渉るであらうが、その全文を掲げる。蓋し總督としての眞面目を發揮して餘蘊な

きものであるからである。

客年六月、創メテ臺灣總督府ヲ設置セラル、ニ際シ、敗殘ノ清兵、土賊ト共ニ王師ニ抗シ、全島ヲ擧ゲテ一時兵馬ノ地タラシメタリ。而シテ本年三月、臺灣總督府條例ヲ發布セラル、ニ追ンデ、行政ノ組織、經營ノ基礎、茲ニ初メテ定マルト雖モ、百事草創、庶政未ダ緒ニ就カズ。是ヲ以テ大小ノ政令、全島劃一ナラシメン事ヲ欲シ、勉メテ總督府ニ於テ諸般ノ設備ヲナセリ。爾來七閱月、今ヤ中央ト地方トノ脈絡貫通スルヲ認ムルヲ以テ、將來事ノ重要ニシテ、施政ノ全局ニ關係ヲ及ボスノ類ニアラザル以上ハ、漸次之ヲ地方應適宜ノ處分ニ一任シ、總督府ハ全局ヲ統轄シテ、各廳政務ノ擧否ト成績ノ如何トヲ監視シ、以テ地方當路者ノ治績ヲ見ント欲ス。

現在地方廳ノ下ニ、更に下級行政機關ヲ設置シ、之レガ吏員ノ如キ、或ルベク土人ノ德望アルモノヲ採用シ、以テ上下ノ情意ヲ疏通シ、且ツ行政ノ普及、發達ヲ計ルハ、最要急務ナリ。而シテ今ヤ此ガ調査漸ク成リ、計畫亦將ニ熟セントス。即チ經費ヲ第十回帝國議會ニ求メ、明年四月ヲ期シテ漸次之ヲ實地ニ行ハント欲ス。人情、風俗、言語、習慣ヲ異ニセル本島ニアリテハ、各般ノ政務、警察ノ力ヲ要スルモノ殊ニ多シトス。故ニ將來大ニ警察力ヲ增加シ、禍害ヲ未然ニ防壓シ、以テ不逞ノ徒ヲ屏息シ、良民ヲシテ其業ニ安ゼシメ、地方行政上遠算ナカラシメントス。

政治ノ要ハ寬嚴度ニ適シ、恩威並ビ行ハレテ、人民ヲシテ其威ニ畏ル、ト共ニ、其德ニ服セシムルニ在リ。本島施政ニ於テ殊ニ其然ルヲ見ル。然ルニ從來土民ノ内地人ニ對スルモノヲ見ルニ、畏懼ノ念甚ダ熾ニシテ

常ニ戰々恟々タルカ、然ラザレバ即チ暴慢、無禮、動々モスレバ侮辱ヲ以テ之ニ加ヘントシ、其狀兩ナガラ甚ダ厭ウベキモノアリ。蓋シ本島ハ勝利ノ結果ヲ以テ之ヲ收メ、兵馬ヲ以テ之ニ臨ミ、砲彈雨僅カニ收マリテ、内地人踵ヲ接シテ渡來シ、其多數ハ戰勝ノ餘威ヲ藉リテ土民ヲ虐待シ、物質ノ賈買、貸借ニ至ルマデ、往々ニシテ理ニ背キ、不法ノ損害ヲ與ヘテ秋毫モ意トナサマルモノアルヲ聞ク。文武諸員ニ至リテモ亦或ハ職務上ノ威力ヲ以テ之ニ臨ミ、一度命ニ從ハザルモノアルカ、又ハ罪ノ稍疑ウベキモノアルニ方リテハ、直ニ之ヲ縛シ、之ヲ拘禁シ、甚シキニ至リテハ之ヲ鞭答スルモノアルヲ聞ク。茲ヲ以テ不法ヲ説キ、無辜ヲ訴ウト雖モ、遂ニ免カル能ハザル者ニ至リテハ、相率ヒテ之ヲ脚ミ、弱者ハ徒ニ畏懼シ、強者ハ反抗ヲ爲スニ至レリ。顧フニ此ノ如キモノ、兵馬倥傯ノ間、往々ニシテ免カレザルノ弊ナリト雖モ、抑斯クノ如クニシテ止マズンバ、怨恨漸ク結ンデ民心日ニ乖離シ、施政ノ障礙ヲ見ル、實ニ甚シキニ至ラン。況ンヤ全島、既ニ平穩ニ復シ、行政ノ事業亦緒ニ就カントシ、民心ノ靜謐ヲ圖ルヲ以テ最要急務トナスノ今日ニ於テオヤ。故ニ地方ニ官タル者ハ、自他互ニ相戒メ、深ク常ニ茲ニ留意シテ、速ニ弊習ヲ一洗スベキナリ。若シ尙ホ暴威ヲ以テ土民ヲ虐遇スルガ如キモノアラバ、是レ實ニ我政令ノ施行ヲ妨礙シ、國家ノ面目ヲ汚辱スル者ナルヲ以テ、其官僚タルト士民タルトヲ論ゼズ、斷乎トシテ之ヲ糾シ、法ニ遵テ處分スルコトヲ怠ル可カラズ。

殖産、興業、運輸、交通、衛生、教育諸事業ノ完備ヲ計ルハ、實ニ本島經營上及ビ移民上ノ急務タルノミナラズ、土民ヲシテ其利便ヲ享ケ、良政ヲ感歎セシムルノ捷徑タリ。而シテ其事業ノ全體ニ渉ルモノハ、總督府業已ニ之ガ計畫ニ著セルヲ以テ、成ルベク其實行ヲ速ニスベシ。又一地方ニ係ハルモノハ、各廳ニ於

テ適宜計畫、施行スルヲ要ス。本島土民ノ祖先以來、軌範トシテ遵守シタル舊慣、故俗ハ、深ク腦裡ニ浸潤シテ、殆ンド不文ノ法度トナレルモノアリ、其甚シク本邦ノ定例ニ違ヒ、施政上ノ障礙タルモノニ至リテハ、之ヲ廢除スベキハ論ナシト雖モ、其辨髮、纏足、衣帽ノ如キハ、之ヲ改ムルト否トハ、土人ノ自由ニ任セ、又鴉片烟ノ如キハ、一定ノ制限ノ下ニ漸次防遏ノ效ヲ收メントス。其他其民習タリ、美俗タルモノハ、之ヲ保護セシメ、以テ施政ノ利便ニ供スベキナリ。

以上述ブル所ハ、地方行政ニ關シテ懷抱スル所ノ旨趣ノ梗概ナリ。而シテ其細節ニ至リテハ、更ニ訓示スル所アルベシ。

明治二十九年十二月二日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

この訓示を読むならば、當時に於ける臺灣と云ふものも彷彿するであらう。新領土に利權を漁るもの、事業を起さうとするもの、その中には眞剣に考へて渡來するものも少くなかつたであらうが、否らざるものも亦多かつた。随つて土民を牛馬視し、土塊のやうに思つて虐遇したために、怨恨を買ひ、且つ統治の上に障害となることも夥しかつたであらう。夙に弊風を觀取し、これが匡救に心した總督としての乃木氏は、地方官に以上の如き指示をなしたが、人道上也にも、經綸上からも、機宜を得たもので、眞面目な人々と土民とは此の總督を迎へたことを感謝せずにはゐられなかつたのである。

かう云ふやうに著任して間もなく、乃木總督は剴切に地方官に指示し、施政上の方針を明かにすると同時に、形式を排し、少數のものを隨へ、蕃界その他を視察し、具に臺灣の統治上の計畫、施設を怠らなかつた。そして新附の民を一日も速かに皇化に濡さしめようと努力したが、現在の臺北に於ける莊麗な總督府も、總督官邸も、乃木氏の時代に夙に計畫せられ、且つ一指を染めたものであり、漸く臺灣の統治上の基礎も此の時代に定められた。在任長からざりしにかゝはらず、その遺したものが尠少でなく、功績は永く光輝を放ち、没することが出來ぬのである。

◇ 潔癖の人として

任を臺灣に受けると同時に、全身、全靈を捧げて統治に盡さうと決心した乃木將軍であるがゆゑに、二令息——勝典と保典——を東京に残し、母堂を奉じて夫人と共に、臺北に住むことになつた。これは當時に於ける臺灣の官吏達が腰掛け的に赴任し、服務してをる弊を匡正しようとして云ふ配慮に出でたものであらうが、同時に乃木將軍は「陛下の御信任ある以上は、終世此の大任に當つて最善を盡さう」と考へてゐたからでなければならぬ。こゝに於て前述のやうに地方官に訓示し、綱紀の肅正を命ずると共に、土人に對する虐遇を禁じ、交通、教育、衛生に注意し、臺灣を國防上から

も、産業上からも、眞實の理想境たらしむべく努力したのである。

行政上に経験のない、武辨としての乃木氏が臺灣總督となつたのは、確かに世人にも不似合を痛感せしめたであらうが、乃木氏は最善を盡し、總てに眞劍であり、如何なる力にも左右せられず、公平、且つ無私に其の施設の具象化に邁往した。大なる事業は多く素人の手で成就せられるものであるが、乃木總督の在任若し三年に及び、五年に涉り、些の干渉、或は壓迫なかりしならば、この人をして不快を抱く或物なからしめたならば、その成果に少からぬ異色が認められたであらう。忌憚なく云へば、利権を漁る亡者の群で汚辱せられようとしつゝあつた臺灣が乃木總督に淨化せられ、その後任に兒玉氏のやうな大才が到つたので、凝滞なく其の發展を遂げることが出来たと稽へるも差支ないのである。

乃木氏の潔癖は、寧ろ偏狹であるときへ言ふものもあつた。この人には苞直も、請托も全く効果を奏しなかつたからである。「乃木中將、臺灣總督に任ぜらる」と發表されると共に、赤坂の乃木邸には縁故を辿り、大官の紹介状を携帶し、又或は手土産を持參して訪問するものが少くなかつた。殊に臺灣に到つてからは、簾々として訪問者が殺到したにかゝはらず、乃木氏は冷然として之を近接せしめなかつた。峻拒し、面罵し、黙殺し、知己、友人からさへも音物を受けなかつた、斥けてしまつたのである。

如何に乃木氏が潔癖の人であつたかを窺ふ挿話の一二を記すならば、それは臺灣に在任中のことではないが、頗る興味の感ぜらるゝものがある。東京に近い登戸——神奈川縣橋樹郡稻田村——に忠魂碑を建設することになつたので、その揮毫を乃木將軍に依頼することになつた。これは乃木氏が大將に任じ、日露の大戦終つて以後のことであるが、かう云ふ依頼には快く應諾を與へてゐたので、將軍は直ちに揮毫して送つた。こゝに於て村長は其の好意を謝するため、村の人々とも相談し、土地の誇りとする名産の、多摩川の香魚十尾を手土産として乃木邸を訪問した。幸に將軍も在邸し、村長を迎へ、その謝辭にも喜んで應答したが、恭しく差出された香魚には、唯だ一瞥をも與へず、

「謝禮は斷じて無用ぢや。その儘に御持ちかへり下さい」

と膠無く斥けてしまつたのみでなく、再び村長と言葉を交へることさへも不快であると云ふやうな表情であつた。その表情に村長も大に恐悚し、手土産の香魚を持つて悄然と乃木邸を辭去せねばならなかつたが、時は眞夏の八月半である。若し香魚の籠を携帶して歸れば、途中で腐つてしまふであらう。腐ることは亦已むを得ないにしても、村の人々の代表者としての面目にもかゝはる。と乃木邸の門前に於て佇立すること半時間であつた村長は、漸く妙案を得たのであらう、何れへか

いそぐと去つてしまつた。

乃木邸を辭去した其の村長の姿は、目黒の玉木邸——正之、將軍の甥——の門前に現れた。蓋し將軍に揮毫を依頼したのも、玉木家の下婢が登戸出のものであり、その下婢から玉木氏に懇請し、玉木氏が將軍に此のことを仲介したと云ふ關係があつたためである。悄然と玉木氏を訪問した村長は具に事情を述べ、

「私も之を持つてのめくくと村へは歸れませぬ。それに時が時で御坐いますから腐ります。私を助けると思つて卿が御受け下さい」

と絶るので、笑止でもあり、又氣の毒でならぬ。そこで氣持ちよく玉木氏は受納し、その翌日に乃木邸で晩饗を共にした場合に、將軍に此のことを打明けた。處が將軍は「ウム、左様か」とのみ微笑してゐた。

更に今一つは山梨縣南都留郡道志村の忠魂碑を揮毫して後のことである。乃木將軍から特に揮毫して貰へたことを光榮とした道志村では、聊か感謝の微意をも表すために、土地の産物である甲斐絹を一反、恭しく村長が携へて上京し、乃木邸を訪問して獻呈することになつた。勿論、快く將軍は村長を迎へたが、村長が手土産を差出してからと云ふものは、俄かに態度を改めて別人のやうに、

「儂は左様なものを受けけるために揮毫したのではない。又如何なるものでも御受けすることは出来ぬのぢや。その儘に御持ち歸りなさい」

と斥けるので、朴訥の村長殿は恐縮し、這々の態で辭去したのであるが、その儘に歸郷し、村の人々に何と報告すべきか——と茫然としてゐた。邸内に唯だ茫然と佇んでゐる村長を誰か小聲で呼ぶものがある。不圖其の小聲のする方を振り返れば、乃木邸の階下の玄關前で靜子夫人が微笑し、手招きしてゐるので、村長は吸はれるやうに引返した。快く夫人は村長を迎へ、茶ノ間に請じ、懇に將軍の爲人を説き、如何なる方からでも音物を受けず、親戚の者で、此處に三日か、五日も泊つてゐる場合に、若し留守に其のもの、知人から音物でも齎すことがあれば、將軍は之を本人に斷りなしに突返すと云ふ事例をも話して諒會せしめようとしたが、村長は「村の産物なら御受け下さると承知して参りました」と苦衷を述べる。暫く夫人は考へてゐたが、聽てにこやかに、

「それでは斯様に致しませう。この私の肩掛けと卿の反物とを御取り換へすることにいたしませう。それなら卿も御顔が村の方々になつことで御坐いませうから……」

と提議した。この夫人の情ある取計ひに、深く村長は感謝して歸つたが、その夫人の紫の肩掛けは、道志村の寶物として、今は大切に保存せられてをると云ふ。乃木將軍とは、かう云ふやうで

潔癖の人であつた。忠魂碑、墓誌の揮毫に對してさへも、猶ほ以上に述べたやうに潔癖の人であつたので、請託のためにする音物を受くべき道理はない。臺灣總督としての乃木氏の面目を想ふべきであらう。

◇ 悲しみも激勵に

唯だ邁往して彼岸に達しようとする當年の乃木氏には、妥協もなければ、右顧し、左眄するの必要なく、只管に其の所信に殉へるあるのみであつた。然るに赴任して間もなく、母堂の壽子はマリヤ熱のために病褥の人となつた。衛生の設備未だ行届かざる地であるがために、マリヤ熱には渡來したものが必ず一度は侵される。そして年老いたものは其の高熱に堪へず、十中の九は恢復の望みないことを承知してをる乃木氏であるがゆゑに、母堂を伴ふことを希望しなかつたにかゝらず、切なる母堂の望みありしがために同伴し、こゝに病臥するに至つた。渡臺して未だ二箇月ならざるに此の不幸に逢つたのである。

果して病狀は輕くなかつた。乃木氏も靜子夫人も文字通り最善を盡したが、病勢は日一日と悪化し、回春の兆を見出し難く、そこには唯だ絶望あるのみであつた。そして壽子は、明治二十九年十二月二十七日、臺北の官邸に於て長逝してしまつた。東京を辭して六十日足らずで、母堂は夢のや

うに他界し、至孝の乃木氏をして悲哀に堪へざらしめた。「かう云ふことを豫想したので、御伴を申しあげたくなかつたが……」と悔恨の情を抑止し得なかつたが、同時に、

「希典！ 私のことを不斷に卿が氣遣つて下さるのは難有いことです。それだけに今度も卿が臺灣に行き、私が東京に残つてゐては、私のことのみを心配して卿が職務を忽かにするやうになつてはなりません。假令私が臺灣の土になつても結構です。靜と一緒に御伴さして下さい」

と乃木氏が臺灣總督に任せられ、その事を母堂に告げた當時から斯く力強く勵まされたことを回想せずにはゐられなかつた。そして同行に決し、且つ參内して皇后——後の昭憲皇太后——陛下に拜謁仰せつけられ、特に陛下から「老齡にて幾百里の波濤を越え、遠く臺灣に渡航するは、誠に健氣の至りなり」との光榮ある御言葉があり、恩賜をも拜した壽子が感激して歸邸すると共に、熱淚を以て「希典！ 私は御禮を云ひます。これと云ふのも、皆卿のやうな子供を持つた仕合せからです。希典！ 卿に御禮を云ひます」と繰返したことを追懷せずにはゐられなかつた。その母は長逝し、今は現世の人でない。悲しい別離を叙してしまつたのである。

母は長逝した。悲しい別離を叙してしまつたが、在りし當時と絶えず激勵を惜まなかつた面影を追へば、哀愁に囚はれて茫然たるべきでない——と將軍は強く自問、自答し、母堂の骨をも東京に送らず、臺北の三板橋にある共同墓地に埋葬し、新領土の統治に向つて最善を盡すのであつた。

乃木將軍は明治二十九年を送り、翌年を迎へ、愈々精勵して十二分に所期に副ふべく努力したが、六月十七日の第三始政記念日には、文武の各官を會して祝典を擧げ、その祝詞の中にも「……始政記念ノ祝典ハ、臺灣歴史上ノ光彩ニ非ズヤ。故ニ將來 益 行政百般ノ進歩ヲ圖リ、永ク此光彩ヲシテ中外ニ煥發セシメザルベカラズ。是レ希典ノ文武各官ト共ニ、勵勤勉スベキ所ノ職分タリ。各官克ク此意ヲ了シテ敢テ怠ルコト勿レ」とあるが、八月中には京都の皇居に於て 天皇陛下に拜謁し、次のやうな勅語を賜はつた。

臺灣諸島 朕ガ版圖ニ歸セシヨリ日向ホ淺ク、新附ノ民未ダ或ハ其堵ニ安ゼザル者アラン。宜シク民情、舊慣ヲ視察シ、撫恤ヲ加フベシ。卿善ク朕ガ意ヲ體シ、官紀ヲ振肅シ、政綱ヲ簡明ニシ、以テ徳化ヲ宣揚スルヲ勉メヨ。

この勅語を拜した將軍は、深く 聖旨に副ふべく必期し、歸任すると共に、剴切に次のやうに告諭を發したのである。

謹ンデ惟フニ、我

天皇陛下ハ、夙ニ臺灣ニ於ケル人民ノ撫育ニ軫念シ給フ事ハ、朝野ノ共ニ感仰ニ堪エザル所ナリ。又希典ノ上京ヲ命ゼラル、ヤ、特ニ京都御所ニ於テ、恭ク 勅語ヲ賜フ 聖謨深宏、之

ヲ奉承シテ、寔ニ恐悚措ク所ヲ知ラズ。即チ本島文武ノ職ニ膺ル者、上下一致、各々其職域ニ從ヒ、夙夜匪懈、以テ 聖旨ヲ貫徹センコトヲ期セザルベカラズ。 今、謹ンデ 勅語ヲ謄寫シ、之ヲ頒布ス。各官拳々服膺、部下ヲ誨諭、督勵シ、以テ 聖旨ニ奉對センコトヲ勉ムベシ。

明治三十年八月二十四日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

かう云ふやうに精勵、努力して乃木將軍は、臺灣の統治上に没頭したにかゝはらず、赴任して未だ幾何ならざるに辭表を奉つた。その辭表を見よ、

希典儀

近來頗ニ記憶力亡失致シ、職務ニ勝ヘ難ク 候 間、國家多事ノ際恐懼ノ至ニ候得共、現官職共被差免度、此段御執奏の儀奉願候也。

明治三十年十一月七日

臺灣總督 陸軍中將 男爵 乃 木 希 典(印)

內閣總理大臣 伯爵 松方正義殿

この辭表を見て一驚を喫したのは首相の松方伯であつた。否な、閣僚も少からず狼狽せざるを得なかつた。乃木中將が赴任して漸く一年、治蹟大に成果を收めようとする場合であるに拘はらず、俄かに辭表を奉らねばならぬやうになつたのは、管下に於ける人事の不愉快なる紛糾があり、その他にも職由したであらうが、就中、時の政府の措置に對して痛憤する處あり、安じて治臺のことに従ふことが出来なかつたためらしい。乃木將軍に松方伯は左記のやうな手書を送り、以て辭表を返してをる。

拜啓其後御健勝御奉務之段恐賀の至ニ候。陳者去月二十五日附ノ尊翰相届候處、縷々御意見茂拜讀、殊ニ御辭表御封中ニ有レ之、誠ニ意外千萬之至ニ不堪候。猶舊根局長御差出相成ニ付委細承知仕候様との趣も相見え候故、屈指相待居候處、過日着京相成、閣下御申合の趣は逐一御敬承仕候。閣下の御辭表は一應

陛下ニ御内奏仕候處、過頃御勅語茂下賜、殊ニ近代隣國ニ對シ、各國の事情茂不穩形勢も有レ之、不易之際故御不例の由に候得共、充分御保養の上御留職有レ之度、辭表を茂御返却仕候。様御沙汰の趣謹承仕候間、左様御承知可レ被下候。依而御辭表を封込御返上仕候間御落手可レ被下候。將亦内閣員一同茂是非御留任相成度念望罷在、私より右の趣茂申上越吳候様との事ニ御座候間宜敷御承知可レ被下候。私よりは猶亦分而御依頼、爲ニ國家宜御熟考被下候様御願申上候。尙委細舊根局長之申合置候間、何卒御聞取可レ被下候。折角時下御自愛專祈の至ニ存候。頓首

十二月十四日

乃木總督閣下

再白、是迄種々行違の事も不尠、其段は御海願願上候。拜具

松方伯の書面の再白中に「是迄種々行違の事も不尠……」云々とあるは、特に注意せねばならぬが、遞信大臣子爵野村靖を以ても慰撫せしめてをる。野村子は乃木將軍の恩人中の恩人であつた御堀耕助（「玉木先生と御堀氏」「陸軍少佐に任ず」の各章参照）の親友であり、乃木將軍とも親交があつたので、この人から情理を盡して説得したならば、或は辭意を翻すであらうと豫想したのであるかも知れぬ。後に掲載する山縣侯の書面の中に「……其の眞想は猶又野村大臣より事實を盡し、御報候儀と致ニ確信ニ候」とあることから察知し得られる。野村子の書東は、十二月十五日附で、次のやうなものである。

拜啓 擬先日曾根局長東上、同人より委細近況を承り、且松方總理江の尊東を熟讀仕候。然處過般小生より一書差上候通り、老兄御身上ニ付閣中ニテ種々の儀有レ之候へ共、實ニ宸斷ニ由り其事消滅ニ歸シ、又此度老兄御辭表ニ付而も、引續御盡力有レ之度、思食ニ被爲在候ニ付而は、老兄ハ實ニ聖上の御知遇を蒙られ候段、特に感荷の情ニ御堪へ被レ成がたき御事と想像罷在候。擬此度内閣の有様は、先般とは違ひ、已ニ過般

正義

宸斷の旨有之ニ關するのみならず、實ニ老兄御留任無之而は、困却を究むと迄申居候状態、御察被下度候。小生孰らく相考候ニハ、今日内閣の狀態如何ニ拘らず、此際老兄ニ於而ハ、第一、斯ク迄聖上ノ御知遇を辱ふせられ、又此間臺政ハ内外ニ關シ、不容易事ニ候間、此際老兄の御辭職ハ最モ不可然、タトヘ老兄と内閣との間ニ於テ、事務上ノ意見多少の衝突アルモ、其事國家永遠ノ利害ニ涉ラザル已上ハ、調理以テ其宜シキヲ制スルニ努メザルヲ得ず。萬一無形ノ感情ニ由リ御進退有之候様の事は、誠ニ遺憾ノミナラズ、左様の事アラバ濟マヌ事ト存候。行政海ニハいづれの道、有形無形兩ツトモニ、時ニ其少衝突ハ免かれぬハ普通ニ候間、御互ニ重任ヲ辱ふする上ハ、第一、聖上の御知遇ニ報ひ奉り、次ニハ國家ノ利害ニ考へ、其輕重緩急を考慮シ、以テ進退すべきは勿論の事ニ存候間、此邊深ク御注意被下度、眞ニ企望の至ナリ。過日山縣、伊藤、又ハ桂、岡澤なども相談の處、いづれも老兄の御留任可然とのみの意見ニ有之、此際更ニ山縣より往書せられ候筈ニ有之候間、友人の意向も亦御熱察被下度候。此際大要の意は、口頭を以曾根局長に相托置候。旁御酌取被下度候。(下略)

この外に縷々と述べてあることは、人事に關し、且つ必要もないので、こゝには略することにしたが、野村子の友情には涙せしむるものがある。「言々句々を肺腑より出づ」とは此の手束の如きものをいふのであらう。

◇山縣侯爵の慰諭

首相の松方伯から諒會を求め、野村子が情理を盡して慰撫したのみでは乃木氏を釋然たらしむるに足らぬとしたものか。更に政府は山縣侯(有朋、後の公爵)に懇請し、圓滿に事を解決しようとした。山縣侯の書面を次に掲載する。

京師一別以來、彌々御壯剛、日夜御執掌恭賀之至ニ候。扱新領土施政方針ニ付、改正條例既ニ御發表相成、着々行政之歩武進行可ニ相成と爲ニ國家大賀罷在候處、其節一面ニ於テ總督交迭之内議頻ニ有之、依而兒玉次官より内閣之意向及び老兄之進止ニ付事情を盡し、時々往復照會之末、内閣は遂巡遲疑、漸く閣議一定、被及ニ

上奏一候處、陛下ニ於テハ斷然不レ被ニ開召、猶老兄をして留職さしむべしとの旨被ニ仰出。於レ此廟議始而一定し、其眞想ハ猶又野村大臣より事實を盡し、御報候儀と致ニ確信一候。然處先日俄然辭表捧呈相成、依之再び閣議ヲ開キ、論談討議之末、曩ニ閣議一定之今日ニ於テ、交迭と申事ハ、到底難レ被レ行耳ならず、目下膠州灣之爭端は、將來東洋之大勢ニ於テ、如何なる影響を惹起すべきか難レ測、此際臺灣總督之位地變動ハ、内外ニ被レ爲レ對不レ可然との閣議決定せしニ付、猶老生之所見如何と諮問ニ預りたるニ依リ、老生ニ於テハ無論、今日之形勢、總督之交迭ハ不レ可然耳ならず、曩日重要なる勅語ヲ蒙り、且

陛下之思召を以既ニ留任可レ爲レ致との旨被ニ領知、爾來未數十日を經過せざる今日ニ於テ、總督之地位變動ハ爲ニ臺灣、爲ニ國家不レ可然と意見及ニ陳陳一候。然ルニ政府ニおいてハ同一之所見ニ付、友誼上之助力ヲ乞

度と頻ニ依頼ニ預リ、依而老生より今日之事情概要致ニ開陳一候。勿論、重大之職責を擔任し、假令三日在、其職ニモ、百年之長計を畫策し、國家將來之利害を考慮し、其職任ヲ苟モセザルハ、臣子之分ニ於テ、丈夫之道ニ於テ、鞠究盡力スベキハ、當然之義務と存候。時下爲ニ國家ニ御自重專祈之至ニ候。草々不盡

十二月十三日東京にて

山縣有朋

乃木總督閣下
内啓

山縣侯は乃木中將の青年時代からの大先輩であり、且つ陸軍に出で、以來、絶えず恩誼を受けてをる同郷の先進者であると同時に、當時に於ける政界の長老でもあるので、乃木總督の痛憤を能く慰諭し、辭表を圓滿に撤回せしむるには、この人を差措いてなしと考へたがために、政府からの懇請となり、そして此の手紙となつたものであることは、脈々として動く文字に依つて想見すべきであるが、殊に「……閣議一定、被及ニ上奏一候處、陛下ニ於テハ斷然不被ニ聞召、猶老兄をして留職さしむべしとの旨被ニ仰出。於此廟議始而一定し」云々の一節に至つては、明治天皇の乃木將軍への深厚なる御信任を拜察すべきであるが、山縣侯が臣子の分を力説し、國家の爲に臺灣の統治に盡すべしと慰諭してをる處も、讀むものを感動せしむる。忠誠の乃木將軍なればこそ野村、山縣と云

ふやうな先輩あつて激勵を受けることが出来た。陛下の御信任、先輩の深い倚賴、この上に何物をか加へよう。至幸と云ふも誣妄ではないであらう。

陛下の御信任、先輩の深い倚賴のみでなく、又更に乃木將軍には慰撫、同情し、その立場を具に諒會する處の親友があつた。臺灣總督として乃木氏が峻嚴に官紀の振肅に努め、利權を漁る亡者に些の「便宜」をも與へず、豪も顧眄せぬがために、時の政府に對して「運動」を試み、卑劣にも乃木氏の地位を動かさうとした形跡がないではない。乃木將軍の熱心な推薦者であり、親友中の親友であつた陸軍次官兒玉中將（後の大將、源太郎）が率直に其の所見を述べ、慰撫した左の手紙は蓋し個中の消息を窺ふに不足なきものであらう。

拜啓 仕 候 然レバ 過日蕃界御巡視後、御病氣之由傳聞、其後連日御恢復之由奉ニ 恭 賀一候。其中宮本少佐より御病狀 承リ大キニ安心 仕 候。尙心掛此上御加養專一奉レ 存 候。小生も漸ク先月下旬歸朝無事罷在候。間御放念 奉ニ 願 上 一候。先達而神戸島本氏ニ 托、一封進呈 仕 置キ、其後内閣之取扱ひ歸朝後却テ曾根氏より 承り及び、閣下之感情ヲ 害シ 候。次第ハ、御尤 千萬ニ 奉レ 存 候。如此 其當時内閣之詮議ハ、已ニ 秘密ノ 公然ト 申ベキ 場合ニ 際シ、尙修飾ヲ 試タルハ、如何ニモ 残念 千萬ニ 御座候。今回更ニ 辭表御呈出 相成 候 事も、松方伯、高嶋子等より 拜承、兩閣下ニモ、頗ル 御苦心之様子ニ 御坐候。併し 目下之事情 交迭之意 無レ之ハ 勿論、前回より之行掛 上、閣議 決定之上

聖斷ヲ仰ギ候。次第ニ立至リ哉ニ仄カニ聞及ビ候。其邊ハ曾根氏より尊大御開取ニ相成候事と奉レ存候。大兄之御進退ニ付、彼是申上候てハ恐縮之至ニ御座候へ共、聊愚見申上度奉レ存候。間御免レ被レ下度、目下政事上種々之困難ヲ生ジタルハ、已ニ御承知ト存候。此場合、尙臺灣總督トシテ之難題ヲ相掛ケ候トテ、之ニ對シ至當之判斷ヲ下スハ覺東ナキ事ノ明瞭ニ御座候。之ヲ約言スレバ、其能力ニ乏シト云フヨリ外ハ無レ之カト奉レ存候。其證據ハ已ニ聖斷ヲ仰グト云フ一點ニ於テモ可レ然カ。實ニ恐入タル次第ニ御座候。故ニ暫ク此儘御忍堪相成、政事上之趨勢相定リタル上ニテ、徐々貴意之在ル所ヲ御開陳、其結果ニテ進退御決着相成候。而ハ如何御座候哉。實ハ御職責上御困難之事ハ深く奉察仕候。ニ付、飽迄御引留メ難ニ申上ニ御座候へ共、即々直々ト申事丈ケハ御忍被レ下度希望仕候。因脩之議論ニ有レ之候へ共、必ズ大兄之意思ヲ發表セラル、之時機も可有レト奉レ存候。

前條不レ惡御開置被ニ成下度、草々謹言

十二月十三日

兒玉源太郎

乃木大兄侍夫下

山縣侯の慰諭も、兒玉氏の情理を盡した手束も、その辭意を 翻さしむることが出来なかつたのであらう。明治三十一年二月十三日、乃木將軍は臺北を發し、二十一日に東京に歸つたが、二十六

日には臺灣總督を免じ、休職仰付けられた。何故に乃木氏が臺灣總督を辭したか、その真相は近く刊行せらるべき拙著『兒玉源太郎』に於て詳述するであらう。

善通寺時代

◇平常の戦時生活

明治三十一年十月三日、休職中であつた乃木將軍は第十一師團長に補せられた。七箇月前の二月二十六日、願に依つて臺灣總督を免ぜられた將軍は、懐かしい第二の故郷——長府町——に歸省して、明倫館の同窓であり、親交のある畫家の高島北海氏と相携へて萩を訪問し、舊知の杉民治——松陰の令兄であり、玉木正誼の妻豐子の嚴君——と明神池に清遊を試みなどしたが、或日、突如として高島氏に、

「私の肖像を御描き下さらぬか」

と懇囑するのであつた。山水畫家として當代一の北海氏ではあつたが、人物畫には自信が乏しい。加之、これを所望するものが乃木將軍であるので、聊か面喰はざるを得なかつた。そこで率直に、「私は人物が餘り得意でないが、どんな様子に描きませう？」

と隔意なく問ふのであつた。然るに將軍は、眞面目に質問する高島氏を不審さうに眺めてをつたが、聽て微笑み掛けて、

「……案山子を御描き下されば結構ぢや」

と事も無氣に答へるのであつた。肖像——案山子——。如何に考へても、北海氏には意味が分らぬ。その謎を將軍は解くものゝやうに、

「今後の僕の生涯が案山子ぢやから……」

と哄笑するのであつた。蓋し將軍は曩に臺灣を去り、休職になつた時から「殘軀を今は農人として過すが、未だ肉體も健かであり、精神は案山子の弓矢のやうに張りつめてゐる」と云ふ自負がある。

はりつめしかゝしのゆみはそのまゝに

あられたはしるなすのをやまた

と云ふ將軍の咏も亦此の間の意氣を洩らしたものであらう。殊に長府の案山子は、徳利を頭にした特色あり、詩趣に富むものである。高島氏も將軍の望まれるまゝに、見事な案山子をかいだ。そして將軍は之を表装し、絶えず那須の別荘に於て愛玩してをつたが、「案山子として晩年を終るべし」と不満の裡にあつた將軍に對し、俄かに「第十一師團長ニ補ス」てふ恩命が降つたので、

痛く感激し、切かに決意する處あつて赴任した。第十一師團長としての職務を戦時に於ける状態と考へて出發したのである。

「僕は戦時の考へで赴任するのぢやから……」と特に夫人にも語つて出發した乃木將軍は、馬丁の鎌次郎と愛馬を伴ふて東京を出た。今でこそ神戸は東洋一の良港と誇つてゐるが、明治三十一年頃は不完全なもので、高松に馬を輸送するにも、この港よりすることが出来ず、山陽線の玉島と云ふ小港から和船でせねばならなかつた。これが如何に將軍に心掛りであつたらう。我子に對するやうに鍾愛する馬と神戸で別れることは、異常の悩みであつた。そこで未だ面識のない山陽鐵道の支配人——西野惠之助氏——に旅館「西村」から將軍自ら電話を掛け、馬の輸送に就て懇々と依頼する處があつた。そして電話口の將軍は、神戸から玉島港、玉島港から高松に至る輸送に就て微細に問ひ、且つ立入つて輸送上の注意をなしたのである。

西野氏は「……最善を盡して運搬しますので御掛念ないやうに」と挨拶して漸く電話を切り、直ちに係員にも注意し、間もなく外出した。處が將軍は西野氏に敬意を表するため私邸を訪ふて名刺を残し、更に現場に到つて仔細に馬の輸送を見、それから乗船した。「乃木さんを捕へるには何物よりも馬の問題に限る、馬の問題なら必ず乃木さんの腰は落付く」と云はれてゐたが、かう云ふやうに將軍は、馬の輸送に心して神戸を後にしたのである。

高松から多度津にゆき、多度津では——現在はないが、その頃の老舗であつた——多組屋に投宿し、こゝから善通寺村の師團司令部に入り、間もなく將軍は、香川縣仲多度郡龍川村字金藏寺の古利金倉寺に馬丁と共に假寓することになつた。

この金倉寺は、人皇四十九代光仁天皇の寶龜五年（皇紀一四三四年）に和氣道善の開基にかゝるもので、弘法大師の甥智證大師（比叡山延曆寺第五世の座主）の誕生所として著聞し、四國八十八番の靈場中第七十六番の札所であるが、流石に千餘年の由緒ある寺であるがために、老松茂り、建物古く、如何にも名ある巨刹であることが稽へられる。この金倉寺に假寓することになつた將軍は客殿の中の四室（五疊、十疊、十五疊、十疊）を借り、五疊を物置所とし、これに續いた十疊を寢室、十五疊の部屋を書齋兼應接室、その隣の十疊を食堂として使用することにしてゐた。そして食事の寺の人々と同じもので満足し、出勤の時には普通の門からせず、十五疊の部屋の正面の御成門からしてゐた。

金倉寺から第十一師團司令部のある善通寺村（現在は町）までは一里半近くもあるであらうが、この道を將軍は馬で往復してをつた。今は汽車が善通寺、琴平……と通じ、少しも不便でない。併し當時は金倉寺までしか汽車がなかつたので、馬か腕車に依るより方法はなかつた。殊に新設の師團ではあり、將軍自らも戦時生活その儘を日常に行ふ覺悟であつたので、この一里半の道程を決し

て悠然と乗ることなく、必ず早足であつた。餘りに朝早く師團長が出勤するので、朝の支度する使丁達から抗議が出で、「然らば……」と風荒む練兵場で馬を乗廻しつゝ時を適當に過したと世間に傳へられる師團の練兵場は、その通路に沿ふてをるのである。

勿論、常に軍服を着、決して和服を用ひないことになつてゐる將軍であるがゆゑに、金倉寺の假寓にゐても、十五疊の部屋の中に小型の机を持出し、軍服のままに坐して讀書もすれば、來客にも接してゐたが、唯だ讀書し、來客に接してをつたのみでなく、時としては玄關に訪ふ通路が「御頼み申す、納經を願ひます」と繰返して呼べば、取次ぎにも出た。現在の金倉寺の建物と違ひ、當時は十五疊の部屋の近くに玄關があつたので、誰も玄關に人がゐないやうな場合には、將軍自ら取次ぎに出で、納經に應じ、四五回は通路の要求する儘に、將軍が筆執つて親しく納經したこともある。納經とは印を單簡に捺すことであるが、中には捺印を以てする納經に満足せず、親しく書入れることを望むものがあるので、その所望にも我が乃木將軍は唯々として副ふたのである。

この將軍が親しく納經したものを「乃木將軍の書」と氣付いて保存してをるものがあらうか。唯だ「年老いた兵隊さんが書いてくれた」とのみで、乃木將軍たることを知らず、今日も猶ほ保存してをるものがありはせぬであらうか。納經は決して粗末にするものではないので、必ず何處にかあるに違ひない。金倉寺の庫裡を訪ひ、將軍の在りし部屋に座し、瞑目して此のことに想到すれば、少

らず興味が感ぜられると同時に、當時に於ける將軍の姿が髣髴する。

◇不時に巡視して

乃木將軍は來客を好み、好んで談話を交へたのであるが、軍人の客は玄關で必ず佩劍を脱し、そこに置き、刀帶の儘で將軍の室に伺候するのであつた。さう云ふ場合には、決して將軍は喜ばぬ、挨拶を受ける以前に、

「君、佩劍は？」

と問ふのであつた。そして客が玄關に置いてあると返答するならば、將軍は必ず命令でもするかのやうに、

「軍人に取つて佩劍は魂ぢや。魂を玄關に置いて入るのは不可ぢやらう。何處にでも軍刀は携へて差支へないのぢやヨ」

と軍刀を直ちに玄關から取りよせしめ、それから挨拶し、又語り、更に食事を共にするやうなこともあつた。蓋し軍刀を脱し、刀帶のままであると云ふことには、不快な聯想があつたからであらう。即ち一八七七年——明治十年——の露土戦争で、ブレヴナに於て勇敢に戦つた土軍のオスマン・バシヤは露軍に降つたが、この戦争中に土軍が餘り露軍を惱ましたために、面憎しと感じたのか、

露軍は降れる土軍の將卒に武士的の待遇を與へず、刀帯のみしか許さなかつた。夙に將軍は此のことを承知してゐたので、軍紀、士氣の振肅と云ふことを念願とする師團長として、かゝる點にも十分に心し、些の言行を忽にしなかつた。戦時に於ける生活、武士的精神の發揮に努めたのである。

既に記述したやうに、將軍は金倉寺から普通寺村の司令部に通勤するにも、乗馬であり、必ず早足であつたが、更に往々にして金倉寺から丸龜に到り、丸龜から普通寺に、三里餘の遠路を例外無しに早足で行くのであつた。誰も承知してをるやうに、將軍には痔の痼疾があり、これに悩むこと尋常でなかつた。痔に何物より禁じなければならぬのが乗馬であるにもかゝらず、出血して白の短袴が眞紅に染められても、將軍は猶ほ乗馬を廢しなかつた。廢しなかつたのみでなく、唯だ一度も其の苦痛を訴へず、患部には自ら考案した痔押を施してゐたが、餘りに早足が續き、乗詰めにしてゐるので、それが切れて閉口したこともあると云ふ。併し將軍は少しも他人に悟られないやうに、平然としてゐた、苦しい素振りを示さなかつたのである。

新設師團に新精神を打込むことを以て念願としてをる我が將軍は、かう云ふやうに躬行したが、同時に各部隊を不時に訪ひ、巡視することも珍しくなかつた。假寓から司令部に出勤するのは、朝早くするので、使丁達から抗議が出で、風荒む練兵場で馬を乗廻して時間を過したと傳へられては、練兵場で斯くしたのが毎朝のことではなく、さう云ふ時間を利用して各部隊を不時に訪ふた。勿論、部隊長も將校も未だ出勤してゐないので、當直の士官が狼狽する。騒ぎが大變であつた。併し將軍は些の斟酌なく營内を巡視し、面白からぬことがあれば、直ちに指摘し、兵士に直接會つていろ／＼なことを隔意なく語り、漂然として去るのであつた。

殊に將軍の心にかゝるのは、傷病の爲に入院してをる士卒のことであつたので、衛成病院を屢々訪ふた。定期に訪ふ以外に、不時に行くことが再三でなかつた。さう云ふ場合には三等症のもの、病室の前は、如何にも不機嫌さうに横向いて通るが、他の傷病のために悩むものには言葉を掛け、又或は親しく症状を問ふて慰藉し、激勵するのであつた。今でも將軍から優しく慰問せられたものがあつて、その頃のことを思出で、朴訥に、懐かしい將軍を語つてをるのである。

當時に於ける子供と兵士とは、乃木將軍の優しかつたことを牢記し、忘れることが出来ぬと云ふ。金倉寺から出勤する乗馬姿の將軍を見れば、門前の子供達は大騒ぎで集まる。馬をも、將軍をも恐れる様子がなく、無邪氣に將軍を遮つて擧手の禮をする。如何にも眞面目に直立し、注目して敬禮する。男の子供も、女の子供もするのである。それを微笑しながら眺める將軍は、恰も部下の士卒にすると同じやうに、擧手、注目して答禮する。その答禮を合圖でゞもあるかのやうに、子供達は將軍のために道をひらき、將軍を追ふて聲高く歌ひながら何處にか散るのが毎朝のことであつ

た。第十一師團の士官達に厳格な人であり、辛辣に見える將軍も、子供の眼には一個の好々爺であつたのである。

乃木將軍は通勤の往復に於て屢々各隊の衛兵勤務の状態に注意したが、未だ著任してから間もなく、例のやうに朝早く司令部に出勤し、暫く事務を見てゐたが、副官に知れないやうに、そして馬にも亦乗らず、窃かに外出した。さう云ふことが今迄も既に一二回あつたので、門衛は別に注意しようとしなかつた。處が何處からか、

「君、聞いたか」

「何を？」

「貴公は師團長が××聯隊の衛兵に銃の持方を示されたのを未だ知らぬのか」

「何日のことぢや、それは……？」

「知らぬのか。今朝のことぢやヨ」

「フム、左様か。不時に一本參られぬやう警戒せにやならぬなア」

「ウム」

と云ふやうな會話が其の夕方には低いが、力強く將校の間に取交された。乃木將軍は××聯隊の

衛兵の銃の持方を豫て面白く考へてゐなかつたので、それとなく注意してをつたが、依然として改まらぬ。そこで單身此の××聯隊を訪ひ、親しく衛兵の勤務振りを注意し、これに誨へた。そして此のことを傳聞したものは、恰も電氣にでも打たれたやうに感じ、各自に注意し、戒心する處があつたのである。

◇ 静子夫人の訪問

乃木將軍が金倉寺に假寓してから最初の晦日、明治三十一年十二月三十一日になつた。晦日になつても、將軍は「戦時中の覺悟」をしてゐるので、勿論、東京に歸らうとしなかつた。この日は非常に寒くもあれば、午後から雪になつて、如何にも年末らしい風情を添へたが、土地のものは未だ舊曆に依つて「正月」をしてゐた頃であるので、何の關係もない晦日であつた。

例のやうに將軍は十五疊の書齋に在つて書見をしてゐた。午後四時頃のことであつたらう。玄關側の茶室の三疊内で讀書してゐた妙榮坊は、不意に茶室の方に、

「御頼み致します」

と云ふ婦人の聲をきいた。庫裡の門から眞直に入れば玄關であつて、茶室の方に立入るには、玄關から二間許りも手前の中門からせねばならぬ。かう云ふ場所から訪ふものもないので、不審であ

つたが、妙榮坊は取次ぎに出た。見れば一人の此の土地のものでない婦人が立つてをる。婦人は
嚙に紫縮緬のおこそ頭巾を取り、小腰を屈めて會釋するのであつた。

「何方様で……？」

と妙榮坊は端的に問ふた。かう云ふやうに端的に問ふことが當然であり、順序であり、且つ禮儀
であると考へてゐたからであらう。然るに婦人は微笑を含み、一歩近いて一禮し、妙榮坊を見詰めた
がら、

「私は乃木の妻で御坐います。靜が東京から參つたと取次いで下さい」

と依頼するのである。妙榮坊は「將軍の令夫人であつたのか」と緊張したが、何だか取次ぎを頼
まれることが可笑しかつた。殊に將軍は其の書齋に於て書見をしてをる。十歩も左すれば、將軍の
室の正面に出られる。そこで妙榮坊は、將軍讀書中の部屋を指さし、

「閣下は今御出でになられます。こゝから十歩足らずの場所ですから其のまゝ御出でなさつたら
宜しいでせう」

と無造作に心易く答へた。處が夫人は妙榮坊の親切を深く感謝するものゝやうであつたが、何と
はなしに疲勞した聲で、

「無斷で通りますのも如何かと考へますので、御手数では御坐いませうが、貴僧から靜が東京か

ら參つたと取次いで下さい」

と重ねて依頼するのであつた。乃木將軍の禮儀正しいことは、こゝに假寓してから面り見聞し
て知つてをるので、密かに「軍人の家庭とはかう云ふものか」と感心し、夫人に乞はるゝまゝに「承
知しました」と妙榮坊は、つか／＼と將軍の書齋に入り、

「閣下！」

と呼んだ。これが普通で、今までも來客があれば斯くするのであつた。眼鏡を掛けて讀書してゐ
た將軍は、妙榮坊の侵入に眼ざめたかのやうに振向き、返事なしにゐた。そこで妙榮坊は、
「閣下、東京から奥様が御見えになりました。御通し致しませう」

と將軍を仰ぎながら中腰でゐた。併し何等の答へもない。そこに一、二分の時がながれたであら
う。黙々と妙榮坊を凝視してゐる將軍は、依然として何の返事とも與へぬので、「變だなア」と流石
に不審でならなかつたが、聽て將軍は重々しく、

「録を御呼び下さい」

と妙榮坊の取次ぎには答へず、斯く依頼するのであつた。馬丁の鎌次郎は、納屋の近くに部屋が
與へられてあつたので、そこに妙榮坊は出掛けて、

「鎌次郎君！ 將軍が御呼びなんだヨ。早く御出で、それに東京から奥さまも御見えになつてゐ

らつしやる……」

と皆まで聞かず、大喜びの鎌次郎は「何處に奥さまがゐらつしやいますか？」と將軍の部屋にやつて来た。この馬丁の鎌次郎は、將軍に従つて日清の役に出征し、功も亦少くなかつたので、政府から公に勳章を賜ふべしとの内意あつたが、將軍は之を拜辭し、自ら年金を與へることにした。その賞状は現存する。と云ふやうに將軍にも夫人にも愛せられてゐたので、鎌次郎は夫人の來訪を喜んでのである。併し將軍の室には將軍がゐるのみで、そこには夫人の姿を見出し得なかつた。如何にも嬉しさうな表情で入つた馬丁に向つて、

「鎌次郎！ 家内がやつて来てをるさうぢやが、儂は面會せぬと告げい」

と將軍は嚴かに命令し、再び書見に耽るのであつた。部屋を出た馬丁の鎌次郎は、悄然としてゐる。そして妙榮坊に哀訴するものゝやうに「……閣下はあんなにおつしやるが、私から取次ぎは出來ませぬ」と小聲で語り、眼には涙さへも湛へてをる。そこで妙榮坊は「左様か、それでは私から取次いで進ぜよう」と茶室の前にまつてゐる夫人の方に引返して来た。そして單簡に、

「御待せ致しました。御氣の毒で御坐います、將軍は何だか御會ひにならぬとおつしやいます」と取次いだ。その返事を聞いた夫人は「左様で御坐いましたか」と取次ぎの勞を感謝するものゝやうであつたが、去らうともせぬ。俯向いて何か思案に沈んでをる。雪は次第に降りまさつて寒氣も

加はる。併し黙々として夫人は去らうとせぬ。そこで妙榮坊は「一寸おまち下さい」と會釋し、師匠に事の顛末を語つたのである。老いたる院家の俊良師は、顰蹙しながら聞いてゐたが、

「それは困つたことになつたが、儂としては打棄てゝをかれぬことぢや。夫人を兎に角裏の離れ座敷に御通し申すことになさい」

このことであつたので、その通りにした。そして老院家と静子夫人とは、將軍のために其の寢室となつてをる處から庭一つ隔てた座敷に相對した。事實を伴りなく記述すれば、汽車並に汽船の旅で疲労し、更に他人に告げることの出來ぬ苦しい要件を齎しての訪問であつたがためであらう。この日の夫人は少からず亢奮してゐた。訴へるやうな言葉も少くなかつたが、茶菓を喫し、煖まり、物靜かに語る老師に慰められ、漸く夫人も落付いたので、

「當寺にお泊め申上げるのは易いことで御坐いますが、將軍の仰せも御守りせねばなりませんので、今日の處は一先づ多度津まで御引き取りを御願ひします。私にも亦考へることがありますので……」

と老師は夫人を説き、これに夫人も同意し、多度津に引取ることになつたが、寺を辭去してからも、猶ほ夫人は暫く本堂の前の枝振りのいゝ松の根方にもたれ、雪降る中を物思ひに沈んでゐた。そして鎌次郎の御伴で聽て辭去したが、現在の金倉寺の境内の乃木將軍の銅像のある、その正面に

「乃木將軍妻返し松」と石柱がたてゝある。「妻返し松」の下に夫人がゐるので、この石柱を建てた——と當年の妙榮坊であり、現在に於ける院家の俊雄師は説明してをつた。

◇元旦の午前三時

俊良師は自分の室で黙々と考へてゐたが、聴て思案も決したのであらう。獨り微笑してゐた。そして何やら手紙を認め、弟子の妙榮坊に、

「これを蘆原さんに届けなさい」

と命じた。「蘆原さん」とは、當時に於ける師團の高級副官陸軍歩兵少佐蘆原甫（後の中佐）のことで、蘆原少佐も、金倉寺の附近に住み、公私共に將軍のために盡してゐた。副官としても、唯だ形式のみのものでなく、蘆原氏は西南の役から將軍の部下にあつたものであり、殊に將軍の人格に心服し、將軍も蘆原氏の爲人を愛してゐたので、恰も二人の間は水魚のやうであつた、寧ろ主従の如きものであつたと記述するが妥當であらう。さう云ふ關係にある蘆原氏であつたがゆゑに、俊良師からの手紙で驚き、大雪を犯して來訪し、

「大變なことになりましたなア」

と挨拶なしに俊良師と相對し、先づ吐息するのであつた。時計は午後八時を何程か過ぎてゐたで

あらう。愈々雪は本降りになつて、大晦日らしい氣分になつた。俊良師から事情を詳しく聴取した蘆原氏は、

「それは私の失策ぢやつた。實は今日、司令部にゐると夫人から今ついたとの電話があつたので、私は御寺に行つて御待ちになつたらいでせうと返事をして置いたが、將軍には此のことを御話しなかつたので、かう云ふ間違ひが起つたのです」

と率直に其の徑路を語るのであつた。勿論、妻が良人を訪ひ、その假寓に行くことは尋常の茶飯事であつて、乃木將軍の全人格を諒會してゐる蘆原氏も、蘆原氏が夫人から掛かつた電話を其のまま將軍に取次がなかつたゝめに、かう云ふ行違ひにならうとは夢にだも想像しなかつたのである。併し如何に後悔しても、今は取返し得ることでない。何よりの急務は、先づ將軍に向ひ、枉げて夫人に面會を許されるやうに懇請する外はないので、俊良師と蘆原少佐とは、いろ／＼と熟談し、俱に將軍を訪ふことになつた。

例のやうに讀書してをつた將軍は少しも平生と變つた様子が見えず、喜んで二人を迎へ、機嫌よく歡談するのであつた。蘆原少佐も、俊良師も、この將軍の拘はらぬ表情を見て、一寸云ひ出しかねたが、何時迄も躊躇してゐられることでないので、遂に二人は問題の核心に觸れた。

「承はりますれば、奥様は御面會が出來なかつたさうで……」

と俊良師が切出し、それを潮合に、蘆原氏も電話のことを語り、一に自分の不注意から事茲に到つたのは、何とも申譯がないと詫び、且つ夫人に面會して欲しいと懇請するのであつた。將軍は何の隔意もないものゝやうに、

「……面會するとか、せぬとか云ふのぢやないが、儂が出發して未だ何程の月日も経つてゐぬ。それに儂の同意なしに突然來たことは、妻として穩當でない。それに當寺は女禁制の御寺であるので、用事があれば宿で面會すれば足りることもあり、こゝで妻に面會するのを遠慮したまでのことぢや」

と答へ、巧みに二人の鋭鋒を避けるのであつた。かう云ふやうに將軍から釋明せられるれば、更に踏込んで乞ふことも出來ぬ。併し表面は、斯く物靜かに語つても、果して夫人に面會を許すかゞ疑問である。逢はずに夫人をして空しく東京に歸らしむるに相違ないと察せられる。俊良師が夫人から聞いた語氣から考へても、靜子夫人は「手紙や使では申上げられない、深い事情があるので、それを直接語り、又將軍の意見をも承はつて、何事も乃木家の名譽を汚さぬやうに處置がしたい」と云ふ容易ならぬ要件を齎してゐるらしい。この要件を親しく將軍に語り、將軍の隔てない意見に接するまでは、又夫人としても歸途に就くことが出來ぬであらうことも考へられるので、眞剣に二人は將軍を説くのであつた。そして一若し將軍を説服し得ぬならば、斷じて將軍の部屋から出ま

い」と決心してゐたのである。

時は次第に過ぎて、何時か十二時になつた。除夜の鐘は重々しく響く。然るに何事ぞ、俊良師と蘆原少佐とが未だ將軍の室から退出せぬので、金倉寺の人々は——弟子から召使達まで寢床に入らず「如何になるであらう？」と心配してをる。將軍の室では將軍が二人に向つて物優しく、

「御兩所の御話は儂にも十分に響きましたが、夜も非常に更け、既に除夜の鐘も打出されましたので、今夜は御引取り下さい。儂は東京にをりまして、大晦日から元旦の朝まで、毎年の例として徹夜することに致してをりますのぢやから……」

と二人に暗に問題を此の程度で打切つて「駄目ぢやから」引取るやうにと望むやうであつた。併し將軍の撃退法に浮々と乗るやうな二人ではない。「將軍の心が釋然と解けるまでは、斷じて引取らぬ」と深く決心してゐるので、却つて力附き、

「私共も閣下が私共の御願ひを御許し下さるまでは、なアに徹夜いたします」と應酬し、且つ將軍に説き、懇願するのであつた。明治三十二年一月一日午前一時となり、午前二時ともなつたが、頑として將軍は二人の願ひを拒否し、如何にしても夫人に會ふことを肯定しようとしなかつた。併し二人の誠意は遂に將軍に通じた。午前三時には、流石に「會ふことは差控へたい」と答へてゐた將軍も、洒然として其の主張を棄て、

「面會すべきではないと考へますのぢやが、一方ならぬ御兩所の御取りなしでありますので、妻に面會を許し、誠に恐縮ぢやが、明日こゝに呼ぶことにしませう」と折れた。これを聞いて二人は心から感謝した。そして將軍の室を引取つたのは、明治三十二年一月一日午前四時に近かつたであらう。蘆原少佐は其の寓居に歸り、俊良師も自分の室に引取つて「やれ／＼安心した」と茶を心靜かにたてゝをると妙榮坊は「將軍から……」と何やら紙片に認めたものを恭々しく齎した。見れば、

明治三十一年除夜の止筆

おしからぬ

身にも病の

なかれかし

よみ路の旅は

特ニ健康ヲ要スレバナリ



としてあつた。俊良師は微笑しながら之を繰返して讀んでゐたが、同時に「ホホオ、これは……」と頻りに小首を傾げねばならなかつた。と云ふのは——和歌にしては結句の「特ニ健康ヲ要スレバナリ」となつてゐるのが可怪しい。併し署名の「典」が龜甲になつてゐるのには興味を感ぜずには

ゐられなかつたからである。又後に「これは歌になつてをらぬ」、「イヤ、儂は好く出來てをると思ふ」と將軍と蘆原氏も問答してをつたが、靜子夫人の來訪に依つて、かう云ふ顛末があり、こゝに記した將軍の歌なるものも出來た。そして今は貴重なる金倉寺の什器の一となつてをる。

◇ 淡々水のやうに

かう云ふやうにして徹夜した乃木將軍は、明治三十二年一月一日を迎へ、寺の人々と同じやうに雑煮を祝ひ、屠蘇を傾け、定刻になつたので、馬の用意がせられ、正装した將軍は玄關に降立つたので、見送りの妙榮坊が、

「奥さまを御迎へに参じませう？」

とニコ／＼しながら語つた。蓋し第一に夫人を取次ぎ、意外のことになつて「どうなることだらう」と心痛してゐた妙榮坊であるがゆゑに、斯くなつた以上は、一刻も早く夫人を迎へ、具に事情を述べて安心してもらひたいと云ふ至情に燃えてゐたからであらう。併し將軍は笑ひながら、

「ありがたう。ぢやが、わさ／＼迎へに御出で下さらなくとも、儂から沙汰したら來ることぢやらう……」

との事も無氣に應ずるのであつたが、俯いて手持ち無沙汰にしてをる妙榮坊を慰撫しながら乘馬

し、機嫌よく師團の拜賀式に出席した。

師團の拜賀式が終了して歸つた將軍は、衣服を改めて休息し、例のやうに書齋に於て讀書に耽るのであつたが、午前四時過ぎに靜子夫人は多度津から到着した。妙榮坊が玄關に迎へれば、下女の梅——鎌次郎の妻——を従へた夫人は如何にもこやかに會釋し、

「昨日は誠に失禮を致しました。御手数で御坐いまするが、東京から靜がまゐりましたと御取り次ぎねがひます」

と叮嚀に、禮儀正しく依頼するのであつた。妙榮坊は夫人を迎へて我事のやうに喜び、その儘に案内しようかとも考へたが、昨日のこともあるので、「暫く御待ち下さい」と挨拶し、飛ぶやうに將軍の室に伺候し、いそぐと夫人の來訪を告げた。然るに將軍は、

「ホホオ、家内が参りましたか。御通し下さる」

と昨日のことは忘れてしまつたかのやうな口吻であつた。併し込上げる喜びを制止することの出来ぬ妙榮坊は、跳るやうに將軍の室を辭去し、靜子夫人の待つてゐる玄關にやつて來て、

「何卒お通りねがひます」

と調子外れの大聲で挨拶するのであつた。そして躍るやうに夫人を案内し、將軍の室に突入（と

いふが妥當であらう)すれば、依然として將軍は靜かに讀書中であり、黙々として言葉無く夫人を迎へた。部屋に入つた夫人は淑やかに、

「……御許しを待たず参上し、誠に申譯もムいませぬ。私の一方ならぬ不調法を御許し願ひます」

と云ふやうな意味のことを述べ、年少い妙榮坊にも「軍人の家庭とは斯くもあるものか」と今更に考へさせるやうな挨拶があり、聽て夫妻は妙榮坊の持運んだ茶や菓子を喫し、言葉は多くなかつたが、將軍も語り夫人も語つて、昨日のことがあつたとは思へぬやうな情味の溢れる應對であつた。そして夫人は此の元旦から金倉寺に、將軍と共に起臥することになつたのである。

靜子夫人が將軍に豫め許容を乞ふことなく、率然として金倉寺に將軍を訪ふた要件を「家の修繕をいたしたいと思ひますが、希典は何時も死んだ心算でゐよと申して承知させぬので、その相談に参りました」と語つたとか、或は「勝典のために獨逸語の家庭教師を依頼するに就て、その人選のことであつた」とか傳へるものもあるが、事實は決して左様に單純極まるものでなく、乃木家の家庭に於ける重大な要件で、これを手紙や使で通報し、その返事を待つて處理し得るやうな性質のものでなかつた。殊に内容……私は熟知してをるが、それを公にすることは差控へる……を述べ、その上で相談のために金倉寺を訪問し得るものでなかつたのである。

かう云ふやうな波瀾があり、漸く將軍と會ひ、その齎した要件を語つた夫人は、聊か心安さを感じたのであらう。將軍も少からず夫人に同情し、問題の解決に就ては、總てを夫人に任せ、殆んど干渉がましいことを唱へなかつたが、一月五日の新年宴會が終れば、將軍は松山から高知に向つて要務のために出張することになつてゐたので、

「儂は五日が過ぎれば留守になる。卿も要件を早く處理せねばならぬぢやらうが、折角來たのぢや、琴平宮や善通寺にも參詣し、その他の名所も見て歸京することにしたがよからう」

と、温い言葉もあり、心から夫人をいたはるものゝやうであつた。將軍のゐる間の夫人は、總て將軍に準じてゐたが、その出張後には朝早く起き、裾端折つて室内をせつせと掃除し、更に寒中であつたにかゝはらず、洗濯をもしてゐた。併し夫人は熟睡し得なかつたらしい。或日、

「……昨年末から心配なことが續きましたので、その所爲か不眠症になつて非常に苦しんでます。承りますれば、護摩は大變有りがたいものださうで御坐いまするが、私にもたいて頂けないでせうか」

との申出であつたので、妙榮坊は師匠の俊良師に取次いだ、處が病弱の俊良師は、大晦日から元旦に掛けての徹夜と寒さのために臥床してゐたので、妙榮坊に護摩をたくことを代つてさせることになつた。そして三日二夜の護摩を修することになつたが、夫人も極めて熱心であり、第一の

夜から熟睡し得られるやうになつたと非常に喜び、金倉寺でも満願の上で御守として之を夫人に贈ることにしたが、特に夫人の望みで亦更に新に二個を造り、勝典と保典とも與へることになつた。この時の記念として妙榮坊に夫人から贈つた珠數は、特に夫人が臺灣から齎したものであるが、現在では金倉寺の什器となつて残されてをる。

又後にも靜子夫人は保典を伴ふて來訪したが、世間に傳へるやうに、決して將軍は夫人に面會せず、その儘に歸京せしめたのでなく、以上に述べたやうな顛末であり、夫妻の間は淡々として水のやうであつたが、金倉寺の人々には印象深いものであつた。次の手紙はこのことあつた以後の明治三十二年四月に將軍から夫人に送つたものである。

一筆申入候。其地皆々無事めで度存候。勝典病氣は軽く候由。何よりの事と存候。扱所得税の儀ハ此地ニテ納め可申候。保典學費の儀も、來月分より送り可申候。梅衣服の儀、御取計ひ有度、蚊帳も過日留守中相届申候。

勝典より未だ何事も申越サズ、試験の出來如何ト案申候
右用事まで、荒々めで度かしこ

四月二十日

靜子どの

ま
れ
典

この手紙を見ても、將軍の夫人に對する温情が窺はれる。文中の勝典の病氣は痔であり、湯河原に湯治にも行つたが、「試験の出來如何ト案じ申候」とあるは、この年に勝典が陸軍士官學校の入學試験を受け、それも三度目であり、萬一にも此の試験に不合格になれば、年齢の制限を受け、終りに受験し得ないことになつてゐた。それ丈に將軍も案ぜられたのであらう。又四月に保典は名古屋の幼年學校に入學したので、學資金を五月から將軍が送ることになつたものであり、又「梅衣服の儀……」云々とあるは、明治三十一年の六月、萩から傭入れた下女の梅を馬丁の鎌次郎に嫁合せたが、鎌次郎が將軍に隨從しても、女房の梅は東京の乃木家にゐた。その梅を先般の金倉寺の訪問に夫人が伴ひ、將軍の食事その他の世話をさせるために残したので、夏近くなつたから其の衣服を何とかせねばならぬとの心遣ひが此の文字となつたものであらう。

乃木將軍の所謂夫人面會謝絶の件とは、實に以上に述べたやうなことで、世間に傳へられる流説は、全く事實を誤つたものである。私は旅順を訪ふての歸途、金倉寺に當年の妙榮坊であり、現在に於ける院家の俊雄師と半日を語り、その真相を明かにすると同時に、更に梅女——鎌次郎の女房——にも問ひ、斯く記述するのである。

◇雪中山巔の祝宴

颯風一過、將軍及び夫人は、その日を平和に過し、明治三十二年一月五日になつたが、用意も整ひ、定刻になつたので、馳て將軍は夫人に送られて出掛けたが、馬上の將軍は上機嫌で、

「今日の新年宴會は面白いことぢやらう」

と笑ひながら乗出した。蓋し同年の將校連の新年宴會は、恒例を破つて面白くやらうと云ふので大麻山——琴平宮の鎮座まします象頭山——の山巔に於て開催することになり、密かに將軍に或る腹案があつたからであらう。この山上の新年宴會は、大晦日から元旦に掛けた大雪のために、或は場所が急に變更せられはせぬかと切に熱望してゐたものもあつたにかゝはらず、その沙汰がなかつたのみでなく、更に參集する人々を驚かしたのは、當日各自の齋すべき辨當を俄かに握飯とせねばならぬことであつた。これは別に命令が出た次第でもないが、師團長が副官に「儂の辨當は例のやうに握飯ぢや」と語つたことが一般に洩れたので「師團長が握飯の辨當であるならば、吾々が御馳走でもなからう」と多くは握飯にすることになつたからである。

これを察した乃木將軍は、大麻山の雪中に於ける宴會で、更に人々を驚かす準備のあることを思ふて微笑せずにはゐられなかつた。併し一切のことは蘆原氏さへも關知しなかつた。大麻山の會場に向つた人々は、各自に琴平宮に參拜し、雪の坂路を辿るのであつたが、左なきだに登山の容易でない大麻山であり、今日は一段と迂るので、何れも大汗であり、苦痛であつた。併し年長の師團長

が平然として、常に先頭を切つてをるので、勇氣を鼓して山路を文字通り征服せねばならなかつたが、蘆原副官の如きは、師團長に随從せねばならぬにもかゝはらず、肥満してゐるために、何時か遅れて名譽でもない殿をしてゐた。

先頭に立つた將軍は、若い士官と頗る元氣に語り、平然として登る。臆て平地になつた處に到着したので、この邊で食事となるかと思ふと左様でなく、一寸休んで亦登り、漸く山嶺に達し、そこに横はる大石の上の積雪を拂ひ、同伴した若い人々と語つてゐた。そこに漸次に遅れたものも集合したが、既に正午に近く、又登山のために空腹をも感じてをるので、誰もが内心に於ては、直ちに「開宴」することを望むのであつた。併し將軍は例のやうにニコ／＼しながら、

「まあ待ち給へ」

と制し、且つ何物か来るものあるを只管に待つものゝやうであつた。雪の登山は甚だ難澁であつたが、今、一天拭ふやうな快晴の山上にあつて四方を望めば、不可言の愉快と清々しさが感ぜられる。而して各自に腰の握飯に甚だ愛著を禁することが出来なかつた。そこに二人の工兵科の士官候補生が來たので、將軍は之を呼迎へ、假りに彼等を指揮官となし、師團長以下參同の將校皆を列兵となつて分列式を舉行し、且つ東天に向つて敬禮し、陛下の萬歳を三唱した。併し辨當には未だならぬ。頗る空腹を感じてをる折柄、俄かに山下から汗をながして數人のものが何かえつさ／＼と

ついで來た、これを見た將軍は、

「遅かつたぢやないか。併し骨折つたことぢやらう。御苦勞ぢつたなア」

と犒ふのであつた。人夫は汗を大急ぎで拭ひ、且つ「閣下の御指圖のやうに御届けする筈で御坐いました、何分にも雪で、山路は迂りますので、斯様に遅れて申譯がムいませぬ」と詫びながら酒肴を並べ、宴會に備へるのであつた。そして用意も滞りなく出來たので、將軍は起ち、

「この大雪の中を諸君は御苦勞であつたが、かゝる日に、かゝる場所で新年會を開催することも又以て他年の思出でとなるであらう。御粗末ぢやが、酒肴も著いたので、諸君！ 御遠慮なく御取り下さい」

と挨拶し、自ら酒盃を手にして痛飲するのであつた。かう云ふ場所に於て、かう云ふ酒肴が出ようとは豫期してゐなかつたので、何れも度膽を抜かれたが、唯だ握飯のみの新年會であることを悲観してゐたものは、俄かに活氣づいて、師團長の特別の御馳走に感謝し、大にやるのであつた。蓋し將軍は伴つた人々が「師團長の握飯」に做つて握飯のみを携へて登山し、殺風景の宴會たらしむるに忍びなかつたので、窃かに今日の酒肴を命じてあつたのである。

乃木將軍は師團長として威嚴を保ち、副官や參謀長のみを相手に、他の將校とは酒盃を傾けぬといふやうなことなく、誰をも相手に、心から愉快さうに飲み、且つ言葉を交へ、自らも心地よさ

うであつたが、集まつた人々も大に愉快に感じ、餘り痛飲したがために、中にはべろ／＼に酔ひ、同僚から頻りに介抱せられてをるものもあつた。それを將軍は愉快さうに眺め、且つ十分に歡をつくさしめるのであつた。

大麻山の新年宴會は師團長を中心大に愉快を盡し、廳で散會することになつたのであるが、登山する時の澁面は蛭子顔になり、元氣好く下山しようとする時、將軍は靜かに四圍を見て、

「靈山の頂に辨當の皮が狼藉してをるのは餘り感心したものでない、何だか虎狼が餌を喰荒した跡のやうぢや。皆な取纏めてくれ給へ」

と自ら先頭にたつて新聞紙や辨當の空を取纏め、ポケットからマッチを取出してそれを焼くのであつた。蘆原少佐が「閣下、そこにある閣下のも焼きませう」と大石の上にある將軍の辨當の皮を親切に指させば、

「イヤ、儂のは又持ち歸つて使用するために、最初から飯粒一つもつけぬやうに奇麗に頂戴してある。それを焼かれては迷惑ぢやヨ」

と將軍は笑ふのであつた。これを聞いた人々は、今更に師團長の心掛けに敬服すると共に、何だか教訓を受けるために、今日の新年會が開催せられたやうに感じた。そして各自に深く「容易ならぬ師團長である」ことを稽へねばならなかつたが、靜かに一考すれば、決して將軍の爲ることが常

軌を逸したもので、又他を試みる面白さのためでなく、新設師團に新精神を打込むための深い心遣ひであることが諒會せられるので、我が將軍に對する敬意は更に加重せられるのであつた。

◇自ら焼石を握る

不時の巡視、大麻山の新年宴會……と云ふやうなことで、如何に師團長の嚴格であり、六ヶ敷い人であるか、部下のものゝ頭に印象せられた。「矢筈敷い乃木將軍」とは聞いてゐたが、かう云ふやうに實際に接して、その感特に深きものがあつた。そして「容易ならぬ師團長」に一本參られぬやうに、各自に深く注意することになつた。新設師團として左なきだに緊張しつゝあつた人々は、更に警戒することになつたのである。

乃木將軍は、依然として其の職務に勵み、黙々として新精神の建設に努めた。或は言葉を以てし又は言葉なく之をなしたのであるが、部下にも之が犇々と感ぜられた。今も琴平に行く汽車の窓の右方に見えるやうに、當時から大麻山の中腹は工兵隊の作業場になつてゐたが、明治三十二年の初夏、某工兵中隊が築城演習の檢閲を受けることになつた當日、師團長として乃木將軍の臨場があり大隊長の講評が終つてから將軍は靜かに、

「あの中腹に側防のために造つた掩堡を中隊長は視察したのか」

と問ふた。問はれた掩堡は下士をして造らしめたものであるが、その完全に造られてゐるか否かは全線に大なる影響を與ふるものであり、既に將軍は其の視察を遂げ、且つ完全に造られてゐないものであることを承知してゐるので、斯く試問したのであらう。而して緊張する中隊長以下の各幹部に向つて、

「……下士が命ぜられたやうに、その擔任した處のものを完全に造らなかつたことは、軍紀の上から斷乎として許すべきでないが、かう云ふ失態を生じた責任は、中隊長以下の各幹部も當然負はなければならぬ。即ち中隊の各幹部が命ぜられたやうに下士が其の作業をなしてをるか否かを十分に、絶えず監督してゐないがために、かう云ふやうな結果になる。就中、中隊長は命令した儘に放任するが如き怠慢なく、作業中は不斷に工事法を監督すると共に、その結果に就て正否を厳かに見届けなければならぬ。斯く注意、監督することに依つて、中隊長以下各幹部は、各自に其の職責を全ふすることが出来る。凡そ軍人として職責觀念に缺くるものあるは、斷じて本職の取らざるところで、本日の失態の如きも、將來大に戒飭せねばならぬものである」と力強く誨へたので、中隊長も、各幹部も冷汗を禁ずることが出来なかつたが、師團長の炯眼に服すると同時に、職責の重すべきを沁々と思ひ、再び生涯に於て今日の如き失態を繰返してはならぬと衷心より考へずにはゐられなかつた——と當時此の中隊に於ける幹部に在つた一人は語つてをるのである。

その年の八月、炎熱焼くやうな或日のことであつた。曩に沁々と「容易ならぬ師團長」であることを痛感した工兵隊は、四國三郎てふ吉野川で架橋演習に銳意してをつた。寒風荒む嚴冬の日でも金鐵を熔すやうな猛夏に於ても、軍隊が演習を試みる場合には、勿論、さう云ふことに介意する處はないが、この夏は一段と暑かつた。その炎熱の下に暴露して工兵隊は熱心に作業を進めてをつたのである。

然るに演習に文字通り熱中してをる人々の間に、何處からか、そして誰からともなく、耳語せられたのは、

「オイ、あすこを見い！」

と云ふ言葉であつた。耳語せられたものが無意識に川原を見れば、上流に沿ふた川原に唯だ一人の將官が立つてをる。焼けるやうになつた礫石の上に自若として劍を兩手に仗き、凝と作業しつゝある工兵隊の様子を見てゐるのは、何人にも師團長の乃木將軍であることが明かであつた。今日、この演習を師團長が巡視すると云ふ豫告もなく、又一人の副官さへ師團長は伴ふてゐなかつた。先日のことがあるので、

「師團長の監視ぢやヨ」

「ウム、又一本まゐられぬやうにしようぜ」

と各自に戒むるのであつた。「師團長の監視」の下に作業を進めるので、更に炎熱が加はるやうに人々は感じたが、それだけに緊張してゐた。正午近くなつて猛威が刻一刻とはへられると同時に焼けるやうな礫石の上に平然として立つてゐる將軍は、川原の小石を黙々として取り、それを力強く握り、又歩を靜かに水際に移し、小腰を屈めて黙々と水の温度を検し、黙々と工兵隊の作業を見てゐる。

臆て正午になつたので、作業中の人々は川原に於て携帯した辨當を用ひることになつた。礫石の上に監視——否、士卒と共に勞苦を同じく——してゐる師團長の様子を窺かに注視すれば、同じやうに川原に降り、携へた辨當を使ひ、晝飯を終つて士卒が川原に寝轉べば、將軍も同じやうにする。土堤には茂つた樹木もあり、休憩するためにテントも張られてあるが、さう云ふ場所には決して近寄らうともせぬ。……工兵隊の作業は再び開始せられた。見れば、川原から起つた將軍は、又元の焼けるやうな礫石の上に、劍を兩手に仗いて嚴然とたつてゐる。午後一時となり、更に二時となれば、暑氣は烈しくなるが、微動だもせず、焼けた礫石の上に將軍は立つてゐるのであつた。

かう云ふやうにして一日、工兵隊の作業がつゞけられてゐる間は、將軍も唯だ黙々として去らなかつた。こゝに於て最初の中こそ人々は「師團長の監視」と聊か畏怖してをつたが、日一日を嚴然と熔けるやうな礫石の上にある將軍を見て、何時か「師團長は吾々と共に困苦を與にしてをられるのだ」と感激せずにはゐられなかつた。作業を終つてからも、疲勞を感じるよりは、名狀し難い感激に蘇へる心地であつた。その日の印象は今も牢記して忘れることが出来ぬと當時此の演習に加はつた人々は語つてゐる。

◇ 温情の人として

その年も亦秋になつたので、師團の機動演習は高知市の附近に於て舉行せられることになつたのであるが、勿論、師團長が之を統裁するので、乃木將軍は滞りなく用意を整へて出發した。演習中は地方の名ある人々の宅に將軍は宿る。「師團長、男爵、乃木中將」と云ふので、何れの地方に於ても厚遇せられたが、決して厚遇を受けなかつた。演習即ち戦時の心であつたので、唯だ或人の宅の一室を借りるのみで、食事の如きも質素を旨とし、酒も携帯したものゝ外はもちひなかつた。演習が終つて宿舎に就く。將軍は其の携帯した酒——將軍はビール瓶に革紐を附けた特別のものに酒を適宜に入れて携帯してをつたので——を出してチビリ／＼手酌で味はひ、宿營した宅のものには一度も手をつけなかつた。その中に時刻が過ぎて就寝することになる。前から割當てられて「師團長の宿舎」になつてゐるので、蒲團その他の寢具が新しく用意せられてゐる。それが運ばれ

て別室には既に用意がせられてある。併し將軍は手輕に食事した室に外套を被つて寝轉ぶ。勿論、何の敷物もない疊のまゝの場所に枕もなく假睡するのである。

それを副官は全く假睡と考へたのか、晝の疲勞もあるもので、食後の一睡であらうと宿のものに一枚の軽い蒲團と枕とを持參せしめ、睡つたらしい、將軍の上に氣付かれぬやうに掛ける。すると將軍が眼をあけて、

「外套のみで宜しう」

と蒲團を斥ける。そして又睡るが、夜も次第に更けるので、蒲團を掛ける。すると將軍は目ざめてこれを制し、副官が「枕を……」とすゝめても、依然として「これで結構ぢや」と受けぬ。併し副官には頻りに就寝をすゝめ、安眠を取らしめるにもかゝはらず、將軍は斯くして一夜を過すのである。蓋し將軍は陣中に於ける生活を其のまゝ實行したものと考へられる。平生でも、決して將軍は就寝の時にシャツを脱かず、唯だ上衣を取るのみで寢床に入つてゐた。武人として萬一の時に準備するために、而して平素から此の習慣を養つてゐたのであらう。高知市の附近の演習に際しては、上衣をも取らず、疊に征衣のまゝ寝た。唯だ一枚の外套を被つて、晩秋の夜を平然と過した。かう云ふやうに一枚の外套を被り、征衣の儘に就寝した乃木將軍が眞夜中に、附いてをる副官にも知られぬやうに、窃かに外出し、宿營してをる士卒の景況を見、四圍の狀を視察したと云ふこと

も世間に傳へられてをる。第十一師團長として赴任に臨み、將軍は特に夫人にも「儂は戦時の考へで赴任するから……」と語つたことが形式のみでなく、その生活に斯く具象し、實現せられたものであらう。

演習は斯くして終了し、各部隊は吉野川の沿岸を再び通過して歸路に就いたが、何しろ多數の士卒が行軍するので、従來の渡船のみでは如何ともなし能はぬ。そこで往きにも左様であつたが、歸りにも亦三箇所に工兵隊が臨時に渡船場を準備することになつた。處が洲津に於ては、水が非常に減じてをつたので、門橋——即ち二隻の鐵の舟を連結し、その上に床を張つたもの——が往行軍に使用した著船場につかぬ。そこで下士卒は秋冷を意とせず、風紀上には面白くないが、赤裸になつて河床を掘り、銳意して作業しつゝあつた。聽て人馬の音は次第に近づき、土地在來の渡船場から師團長は幕僚とやつて來る。……その川上に當つて赤裸の工兵達が水中に作業してをるのを争で看過しよう。出迎へて諸般の報告をした野瀬工兵少尉（秀彦、後の大佐）に、

「どうしたのか」

と問ふのであつた。そこで野瀬少尉は水涸れのために、下士卒が眞ッ裸になつて川床を掘りさげてをることを説明した。交代に篝火に温まりながら勇敢に作業してをる兵卒達に、將軍は心から感謝するものゝやうに、

「ウム、左様か、それは御苦勞ぢや。兵に風邪をひかさぬやうに氣をつけて、給與は十分にしていやつてくれヨ」

と朗かに言葉を残して前進したが、乃木將軍を見送る野瀬少尉の眼頭は熱くなり、赤裸になつて作業中の兵士も皆な亦涙せずにはゐられなかつた。この將軍の下ならば、一死をも辭せずと感激を抑制し得なかつたのである。

善通寺時代の乃木將軍には思出が多く、虚實取りまぜて逸話、綺聞も無數に語られてをるが、當時に於ける將軍の生きて物云ふやうに感ぜられるのは、將軍自ら起草した「陸軍服制改正意見書」である。現に長府の乃木將軍舊邸内の記念館に保存せられてをるのが、紙質の餘り上等でない半紙四枚と第十一師團司令部用罫紙一枚とから成り、ボク／＼した字體で認め、不手際な紙捻で綴られたもので、彷彿として之を起草しつゝある將軍の姿を眼前に浮べることの出来るものであるがゆゑに、今、こゝに載せることにする。

抑モ軍人即チ軍隊ノ服制ハ、第一、戦闘ヲナス爲メノ實益、便利ヲ目的トセザル可ラズ。第二、多數ノ軍隊ニ給與スル爲メ、之レガ經濟ヲ慮ラザル可ラズ。第三、儀容、品位ヲ保持スルノ必要、特ニ簡單、質素ノ中ニ勇壯ノ威儀ヲ備ヘザルベカラズ。第四、各官等、階級ヲ分別シ、兵科ノ識別ヲ簡易ニ判別セザル可ラズ。

第五、平時裁縫製作ノ簡易ナルノミナラズ、充員ノ際、且ツハ戦役中彼是應用ノ便、平時ノ貯藏、保存、各隊、各兵ニ流用ノ便益ヲ得ルハ、軍服トシテ特ニ要求セザルヲ得ザルノ主眼ナリ。

現時制服ニ付キテ不便、不利ノ條件

第一 將校ト下士卒ニ於ケル服制隔絶異様ナルハ、所謂「ユニホルム」タル主旨ニ戾ル事。

第二 徒歩ノ士官ノ軍装ニ尤モ不適當ナル事。

第三 正服ト軍服ト其制式別種ナル爲メ禮装、通常禮装ヲナス場合不便多ク、爲メニ屢々禮儀ヲ亂リ、軍紀ヲ破ルモノアルニ至ルハ、往々各人ノ已ニ知ル處ナリ。

第四 我國勢ノ如キ南臺灣ヨリ北北海道ニ至ル縦長ヲ以テシ、東京ノ如キト雖モ、一年ノ三分ノ一即チ四ヶ月ハ夏衣ヲ要シ、臺灣ノ如キハ、殆ンド一年六分ノ五、十ヶ月迄ハ夏衣ヲ要スルモ、現時ノ制ハ、兵種ノ別、官等ノ區分、隊號ノ標識ナク、將校ニ於テノミ僅カニ官等ヲ標識シ得ルト雖モ、其制作タル、俗ニ所謂背廣ト云フモノニシテ、現時緩急ノ惡弊、之レニ勳章デモ附著シ、通常禮装ノ場合ニ着用ヲ許サル、如キハ、最モ威容ヲ失墜スルノ甚シキモノト云ハザルヲ得ズ、故ニ之レガ改正必要ナリ。

第五 假令現時夏服ノ制ヲ改ムルモ、雨雪、若クハ寒冷ノ時ニ於テ外套ヲ用ユルニ際シテハ、兵科ト隊號ト共ニ識別スルヲ得ズ、二十七八年遠東戦役中ニ其不便ヲ感ゼシ者ハ、尙ホ記憶ニ存スルナラン。帽子ニ兵種、隊號ヲ標識スルノ必要アル所以ナリ。

第六 我軍ノ騎兵ハ其任務上、歐洲ノ標騎、槍騎、胸甲騎ト異ナルハ辯ヲ待タザル所ナリ。然ルニ其服制

ノ如キハ、一モ其實利益ヲ認ムルヲ得ズ。且ツ下士卒ノ服制ノ如キハ野卑モ亦甚シト云フベク、偵察兵
候トナリテハ、顯著ノ目標トナルノ害アリ、徒歩ノ戰ヲナスニ當リテハ、我ハ歩兵ニ非ズシテ騎兵ナリト
揚言スルニ異ナラズ、其有害、不利、愚モ亦甚シカラズヤ。

第七 將校ニアリテ正服、軍服、夏服三種特別ノ様式アリ。之レニ外套ヲ加フレバ四種ノ異ナル處ノ官等
徽章アリ、帽ニ二種、二様ノ徽章アリ。二十七八年戰役中ニハ夏服ト同式ノ絨衣ヲ用ユルニ至ルモノ、其不便、
不利ヲ覺知シタルモノニシテ、平時ニ復スルニ至テハ、恬トシテ其實用ヲ忘却シテ顧ミズ、無智ト云ハシ哉、
不義ト云ハシ哉、我國民現時服制ヲ重ンゼザル懶惰ノ惡習ハ、陸軍軍人ノ上位ニ居ルモノハ、大イニ其罪責
アルヲ免レザルモノナリ。

第八 下士以下ニアリテモ、第一種帽ノ如キハ無用ノ長物ニシテ、之ヲ廢スルニ若カズ。又一種服アリ、
二種服アリ、夏服アリ、作業服アリ。絨衣ト夏衣ノ二種トシ、二種服ト作業服トヲ廢シ、夏衣ノ數ヲ増シテ
古品ニ釦子ヲ角、或ハ木製ヲ用ヒテ、今ノ二種服、作業服ニ流用セバ、便利共ニ尠少ナカラズトセズ。

改正ヲ要スル服制ノ便益ノ件

第一 將校ノ正服、軍服ノ製式ヲ一様ニセバ、逐次新品ヲ正服ニ宛テ、式場、又ハ敬意ヲ表スル場合ニハ
鮮潔ノ衣服ヲ用ユルコトヲ得。且ツハ前立、肩章、袖章、飾帶ノ用品ヲ携帯スレバ、旅行ニモ簡便ニシテ、
旅行、出張等ヲ口實トシ、服裝ヲ僞略ニシ、禮儀ヲ亂ルノ惡習ヲ除却スルヲ得ベシ。

第二 各聯隊長以下、隊付將校ニ其隊ノ番號ヲ表識スルハ、彼是相互ノ便ノミナラズ、上官ノ指揮下命ニ
便益多ク、將校團ノ團結ヲ重クシ、又戰地ニ於テ死傷者ノ取扱ニハ、最モ必要スル處ナリ。

第三 禮裝ハ廉アル時、上官ニ伺候、又宴席ニ列スル時等、特ニ外交上ニ於テハ、彼此ノ權衡ヲ保持セザ
ルヲ得ズ。然ルニ夏季ニ在テハ、實際炎熱ノ苦痛ノ爲メ不快ヲ感ズル爲メ爽快ヲ缺キ、或ハ非禮ヲ侵ス如キ
ハ夏衣ノ制式宜キヲ得ザルニアリ、現ニ英國人ノ如キハ、宴席ニ列スルニ白麻布ノ上衣ヲ用ユルノ制アリ。
熱帶領地ニ於ケル適當ノ法ト云フベシ。

第四 下士以下ノ衣袴ニ在テハ、平時保管、貯藏ノ便ハ素ヨリ、充員ニ際シテハ各隊ニ於テ平時ニ貯藏ス
ル帽章、襟章、肩章ヲ各人ニ配布スルニ於テハ、立ロニ其用ヲ完備シ、費額ト勞力ヲ省クノミナラズ、無
益ノ時間ヲ消シ、色絨ノ原料ヲ費スルノ損失ヲ免レバ、其利益モ亦許大ナラズヤ。

第五 學校生徒、警察官、各鐵道吏員、郵便員吏等、凡テ官給被服ハ素ヨリ、諸會社ノ如キモ、被服ノ制
ヲ定メ、原品ヲ給スル部類ハ、總テ製作ハ軍衣ト同式ナラシメ、然シテ襟、袖ノ徽章ヲ嚴ニ禁制シ、
釦子ノ如キモ類似ノ物ヲ嚴禁セバ、軍衣ノ古品ハ全國各部ニ應用サレ、萬一國民軍ヲ募リ、又輸卒ヲ多數ニ
召集スルニ當リテモ、制式同様ノ衣袴ヲ利用スル道ヲ廣クスルニ於テ、非常莫大ノ便益ナラズヤ。

第六 然ルニ論者或ハ云フ、實利ノミヲ以テ定ムベキモノニアラズ、美麗外觀ナカル可カラズ、且ツ二十
七八年ノ名譽ノ軍裝ハ後世ニ傳ヘザル可ラズト。我等淺識ノ輩ハ甚ダ奇怪ノ妄言ナリト判ズルモ、所謂之レ
普通ノ人情トモ云フ可ンバ、元帥、大將、都督、總督以上、或ハ陸軍省一般(二字不明)監督官、會計吏ノ
如キハ、現制ノ制服ヲ用ユルモ可ナラン。師團以下ノ戰列員ニ於テハ、專ラ實益、實利、簡便ヲ主トスルノ

軍服ヲ要スルナリ。

如何に深く將軍が考へて起草したものであるかは、三十年近い年月を隔てた今日に於ても、猶ほ生命あるものであり、傾聴せねばならぬものであることに依つて明了する。而して痛烈に我が國民の服制に就て神經の鈍さを指摘した處のみでも、こゝに此の一篇を掲げる價値があり、軍隊に無關係のものも、再誦せねばならぬものであるが、殊に牢記せねばならぬのは、かう云ふ下間が陸軍省からあつた場合には、先づ幕僚に命じて立案せしめ、それに師團長の意見を加へて淨書し、以て提出するものであるに拘はらず、乃木將軍は自ら起草し、多年の經驗に依つて微細の點にまで注意し且つ利害、得失を徹底的に比較、詳論してをることである。

◇灼熱せる責任感

流石に其の赴任に際して「戦時の考へ」であると夫人に告げたやうに、第十一師團長としての乃木將軍は、窃かに部下をして恐れしめたが、決して畏怖せしめたのみでなく、温情の人として印象を深くした。「この師團長の揮下に於てならば、死をも亦厭はじ」と傾倒せしめた。さう云ふやうに將軍は新師團の士氣を大に鼓吹し、激勵した。と同時に、將校婦人會とか、或は特志看護婦人會とか云ふやうなものゝ組織にも、夙に留意したが、靜子夫人を同伴してゐないので、他の將校の夫人

に勧告し、親しく相談にも應じた。さう云ふ場合に於ても將軍は、

「師團側の將校夫人のみでは左程多くないので寂しいぢやらう。縣廳側の夫人や地方の有志達の夫人をも、出来るだけ多數に加へて盛大にしたがい、だらう」

と云ふ意見を述べ、且つ奔走せしめた。そして此の方針の下に、盛大に婦人會は組織せられ、その大會の如きも、地方に未だ前例のない賑かなものであり、意義あるものであつた。そして發會式に東京から靜子夫人を迎へるやうにと懇切に關係者から希望したが、その運びにならなかつた。併し次回か、第三同かの大會には、靜子夫人も出席し、俱に記念の撮影をなし、將軍と共に斡旋したのである。

かう云ふ會合であるとか、或は師團に依つて開催せられる會であるならば、將軍は必ず出席した。病氣を押しても臨場し、俱に酒盃を傾け、快談し、師團長として特別の席に威儀を正してゐるやうなことなく、興到れば、若い士官と共に相抱いて躍り、歌ふて「厳格な師團長」とは何人にも考へられなかつたが、又更にかう云ふこともあつた。……或日、砲兵聯隊長の出石大佐（猷彦、後の少將）に乃木將軍から、

「今日見ずば、悔しからまし花盛り、咲きものこらす、散りもはじめず。……御閑暇も有之候はゞ御光來待上げ候。」

と云ふ手紙が使でとゞいたので、往訪すれば、金倉寺の庭の絲櫻が満開であり、花見の招きであることがわかつた。その時には珍味の鳥の丸煮の料理を饗應せられたが、これは將軍の手料理らしかつた。更に或日、川石氏を訪問した將軍は夜半の十二時近くまでも酒盃を傾け、副官の吉永大尉(狂義、後の少將)に、

「吉永君、御苦勞ぢやが、金倉寺まで一走りして謠曲の本を取寄せて下さらぬか。一曲ゝたふのぢやから……」

と命じたが、「今夜は晩ふ御坐いますから……」と止められて、「左様か、それぢや失禮しよう」と快く同意し、玄關に於て主人と強く相抱き、西洋式の儀禮で辭したこともあり、又更に何かの競技があれば、若い將校に交つて参加もした。

明治三十二年は去り、明治三十三年になつた。その五月、清國山東に義和團てふ匪徒が起り、十二日には所在の教會堂を燒棄し、教徒六十餘人を殺害したと云ふ報道は、著しく列國の視聽を聳てしめた。そして二十一日には北京に於て列國の公使會議が開かれ、清國政府に向つて義和團匪徒鎮撫のことを強く要求したが、清國兵の實力を以ては匪徒を能く鎮撫し得るであらうとも考へられなかつた。こゝに於て在留の各國民は自衛のために義勇兵となり、駐屯の軍隊と共に防禦に當り、

各國の軍艦も太沽に向つて急航し、六月十七日、その砲臺を占領すると云ふやうに、北京、天津を中心として妖雲は漂ひ、二十九日には陸軍少將福島安正指揮の我が臨時派遣隊が北京に進入し、英米その他の増援軍も到着したが、形勢は日一日と悪化するので、更に大兵を出さねばならぬであらうと國民も當局者も緊張した。

過日申遣ハシ 候品々ハ、餘リ遅ク相成候間、當地ニ而鹿末ノ品買入候間、御送りニ及ビ不申候。水筒上ノ分一ツ、下ノ分一ツ、モシ買入出來候得バ被レ送度、其兩眼鏡大の分、前年持參候分被レ送度、尤モ是非入用ト申ニハ無レ之、都合次第ニテヨロシク候。

マヅハ用事迄あらう。

七月二日

静子殿

新山死去ニ付悔ハ申遣ハシ、三圓位ノ供へ物可レ被レ成候。

「備考」水筒を片假名にて「スイツ」と訓讀せしめたのは、將軍のなしたもので、その夫人に對する用意を知るべきであらう。

この手紙は、恐らく清國に於ける形勢に察し、若し動員の令一下せば、直ちに出勤しようとする我が將軍の窺かに心構へせる跡を物語るものであらう。義和團の匪徒に依つて北京は圍まれてしま

つたので、各國の聯合軍は北清の野に出征したが、第十一師團に對しても一部隊臨時編成が令せられて歩兵一箇大隊は參加した。而して皇軍は規律正しく、節制に於て卓越せるものなることを列國の間に認識せしめ、好評裡に凱旋したにかゝはらず、戦後に於て不祥なる分捕品の問題が起り、世論は之を痛撃して剩す處無かつた。

乃木將軍の揮下は、唯だ歩兵一箇大隊の出征せるのみであつたが、分捕品の問題に關して潔白を表明し得なかつたので、師團長としての責任を免れぬ——と將軍は進んで辭表を奉り、明治三十四年五月二十二日、終に休職を仰付けられた。勿論、當時の我が將軍はロイマチースを病んでゐたので、病氣の爲に該骨を乞ふたのであらうが、實は灼熱せる責任感に出發せる肩き辭職であつたのである。

旅順攻圍戰

◇御信任は無限に

明治三十四年五月二十二日、第十一師團長を免じ、休職仰付けられた後の乃木將軍は、東京と那須とを往來してゐたが、未だ年齒も五十三であり、健康も害はれてゐなかつたので、窃かに脾肉の歎を抑制し得なかつたことであらう。「私の肖像を御描き下さらぬか」と友人の北海氏に懇囑した案山子の一幅は、四季を通じて別荘の居室に掛けられ、唯だ一人して何時迄も、化石したかのやうに之を凝視してゐたこともあると云ふ。この頃の將軍には滿されぬものがあつたのであらう。

乃木將軍が不満裡にあつたやうに、當時に於ける極東の風雲も晴やかなものでなかつた。明治三十一年一月十一日、獨逸が膠州灣——青島——を租借してからと云ふものは、三月三日には露西亞が旅順と大連とを、四月三日には英吉利が威海衛を租借したのみでなく、その六日には佛蘭西も廣州灣を掌裡に收めたので、我國も福建省の非割讓を清國に約せしめねばならぬやうなことになつ

たのである。

英吉利にも野心があつた。獨逸も然り、佛蘭西も左様であつたが、殊に貪婪なりしものは露西亞であつた。浦鹽を得ても満足せず、青泥窪——大連——に築港し、旅順の要塞を修築して爪牙を磨ぎ、朝鮮を其の掌裡に收めようとする形勢も漸く觀取せられるに至り、明治三十二年十一月に蜂起した義和團を好機に大兵を滿洲に動かし、事變終つても撤兵せず、平和を念とする我國の提議に耳をかたむけぬので、風雲は漸く急轉しようとする。閑居中の乃木將軍は、明治三十六年九月十二日、兒玉（源太郎）將軍に、

意氣 震二天地

精誠 感二鬼神

名利 如二糞土

報國 盡 忠 人

と云ふ詩を送つたが、この大才に深く期待する處あつたがためであらう。と同時に、將軍自らも悶々せざるを得なかつた。案山子の弓矢のやうに張りつめた精神と衰へぬ肉體とを捧げて君國のために盡さうとの赤誠に燃えつゝあつたからである。

果然、翌年二月五日、我が政府はセント・ピーターズブルグに駐劄中の栗野公使（後の子爵、慎一郎）に「協商中止と共に保護、防禦のため獨立行動を取る」旨を露國に告げしむべく打電すると共に、近衛、第二、第十二の三箇師團に動員が令せられ、滿洲の野で日本と露西亞は干戈を以て

相見えることになり、この日に悶々、焦慮中の乃木將軍も亦召されて留守近衛師團長に補せられたが、第一線に進出し得るものでなかつたので、

埋木の花さく身にはあらねども

高麗もろこしの春ぞまたるゝ

小生事は未だに武運拙く、日々留守役に營々罷在候。近衛の留守には神佛取交武運長久杯の守札等澤山持越候。故、

爲レ何武運 禱ニ長久

短急 本 來 適ニ武 人

武運 於レ吾 宜ニ短急

奉レ禱 八 百 萬 軍 神

と云ふやうな感懷を某知人にも亦洩らすことになつた。乃木將軍としては留守役でなく、戰場に於て「死處」を求めようとこそ焦慮したのであらう。併し悶々、焦慮中の乃木將軍にも、陛下——明治天皇——は、夙に無限の御信任をたまはつてゐたのである。

明治三十五年十一月、肥筑の野に恒例の大演習があり、御統裁のために、陛下行幸あらせられたが、その途に長府は二日の御駐輦の光榮を辱ふした。當時鳳輦に扈從中の藤波子爵（言忠、主馬頭）が桂彌一氏と會談し、偶々話が乃木將軍に及び、

「乃木中將は此の長府の出ぢやが、承知か」

と藤波氏が桂氏に問ふのであつた。こゝに改めて説明する迄もなく、桂氏と乃木將軍とは幼沖の頃から昵近である、と云ふよりも、相許す親友中の親友である。併し桂氏は、決して左様な素振りを見せず、素知らぬ態で、却て

「ハイ。併し只今は休職中ではありませぬか」

と反問し、且つ「乃木さんは既に休職であり、御用に立つ機会も無いませぬでせう？」との意味を含めて返答した。然るに意外にも藤波子の態度は改まり、輝かしい表情で凝と桂氏を見てゐたが力強い聲で、

「成程、乃木君は休職になつてをるが、陛下の御信任が異常ぢやで、國に萬一のことがあれば、必ず御召しになることゝ信ずる。曾て陛下が御酒を食召され、天機殊の外御うるはしく拜した折柄、私に乃木は他のものと心掛けが違つてをる。多くのものは休職になるか、豫後備に編入され、ば、遠くで舉行する演習地には出掛けぬ。出掛けても、唯だ後方に在るのみであるが、乃木のみは決して左様でなく、如何なる遠い場所にも、必ず來てをる。來てをるのみでなく、士卒と俱に勞苦を共にし、何時でも第一線にあつて視察してをると仰せられたことがある。並々の御信任でないので、必ず萬一の時に乃木さんは召されることゝ確信する」

と云ふ意味の話があつた。そして間もなく鳳輦の田原坂を通御あらせられたる際、畏くも陛下が藤波子に執筆せしめられた「ものゝふの攻めたゝかひし田原坂松も老木になりけるかな」の御製を「乃木に與へよ」と御召列車に陪乗中の乃木將軍に御下賜になつたことも、既に「歩兵第十四聯隊長」の末尾に記したが、この事あつて二年を過ぎ、明治三十七年二月、我が帝國の終に露國に對して宣戦し、動員の令せられると同時に、藤波子の言葉のやうに、休職中であつた乃木將軍は留守近衛師團長に補せられたのみでなく、大本營に旅順攻圍の策決定するや、その司令官に簡拔せられた。明治天皇の御信任の如何に此の將軍に深厚であつたかを思ふべきであらう。……かう云ふやうに記述しつゝも、私は感激を禁ずることが出来ぬのである。

又更に露西亞と戦端の開かるゝと同時に、樞密顧問官の金子男爵（堅太郎、後の子爵）が山縣元帥に「乃木氏を戦線に出されたら如何です？」と眞率に質問した時、元帥は「ウム、併し乃木には其の特長を用ひしむる場所があるのぢや」と極めて力強く答へたと云ふ。陛下の御信任、そして軍部の最高部の期待、乃木將軍は悶々裡にあつても、この人の存在を忘れるものはなかつたのである。

◇ 勝典先づ戦死す

旅順要塞は東洋一の雄鎮とせられる處であつたが、天險に加ふるに鉅資を投じ、近代の科學力を

傾盡して露西亞が築城してからは、クロバトキン將軍も「如何なる敵を引受けても、斷じて三年は支へることが出来るであらう」と豪語したが、文字通り「難攻不落」と折紙を附けられた旅順を攻略するために、明治三十七年五月一日、乃木將軍は第三軍司令官の重任を拜し、司令部の編成も滞りなく完結したので、胸に祕策を按じ、その二十七日を以て東京を發した。

乃木將軍を乗せた汽車が靜岡驛に到着した時、皇軍は攻めて金州を陥れ、南山の險をも亦取つたと云ふ快報を齎したので「萬歳」を唱へ、幸先き好しと勇躍したが、廣島に入つてから凶報が傳へられた。乃木將軍は五月三十日の日記に「……毛利公一行ヲ訪ヒ、午後一時三十分分手、歸宿。本日、湯地方勝典ノ事電報アリ、他言セズ」と記し、翌三十一日には「……室方勝典中尉功五級ノ報アリ。寺内大臣方公報アリ。朝、書ヲ室ニ送り豫戒ス。午後返電、大満足ノ意ヲ報ズ」云々と記して、めでてる。

勝典は戦死した。勝典が歩兵第一聯隊第九中隊の小隊長として出征したのは、明治三十七年三月十九日のことであるが、征途に上る前夜には、將軍並に夫人とは親戚を招いて會食し、出征の日にも、恩賜の葡萄酒を將軍自ら新橋驛に携帶し、これを汲交して告別した。然るに勝典は今や戰場に於て勇敢に仆れ、父子は幽明の境を永劫に異にしてしまった。併し將軍は武人の嗣として教育した第一子が戰場に仆れたのを「満足」し、悲しみを何人にも示さなかつたが、六月一日を以て宇

品から御用船——第一八幡丸——に搭乗する前、勝典と保典の共に撮影した種板を携へ、將軍が特に寫眞を取つたことは、その心事を推すに好箇のエピソードであらう。

勝典の軍旅に於て使用してゐた鞆が東京の留守邸にとゞいたのは、七月の半であつたが、思出での鞆を書生が靜子夫人の部屋に運び、それを夫人が開けば、戰場に仆れた當時に著てゐた軍服が泥に目立つて汚れたまゝに詰込まれてあつた。五月二十六日未明、金州の北門に向つた勝典は、午前三時に金州城の東門の上から射撃する露軍の機關銃のために、左下腹部に盲貫銃創を受けたのであるが、刀帶の尾錠を下腹部に打込み、大腸を切つたので、出血が烈しく、第二野戰病院に收容されて手當を受けたにもかゝらず、翌二十七日午後五時を以て陣歿してしまつた。その時の光景をまさしくと偲ばしめるやうに、白い夏服に黒い血潮が染まつてゐた。肌衣にも、衣袴下にも左様であつたが、それを凝視してゐた母なる靜子夫人の眼からは、自然に涙が止度もなく湧いた。そして側に人々のゐることをも忘れてしまつたやうに、

「勝典！ 好く戦死して下さいました。好く御役にたつて下さいました。之でこそ家門の面目で御坐います」
と生ける我子に對するやうに沁々と語り、聲をも亦惜まず泣いた。勝典が戦死した前夜に其の戦

死を夢によつて豫感してゐた處の夫人は、戦死したと云ふ報知に接して以來、自分の室に引籠つて泣き、物狂しきまでに悲しみ、弔問のために見えた人々にも接しなかつた。そして數日の後に平靜に復してからも、猶ほ訪客を避けてゐたが、會はねばならぬ特別の來訪者に應接する時には、その悲しみに憔悴した面に化粧し、女丈夫らしく健氣に振舞つたがために、世間には此の悲歎の裡にあつた夫人を傳ふるものなく、二人の子が戦死しても、猶ほ涙一つ見せなかつたと記述してをる。併し事實は、斯く勝典の死を夫人は痛み、又悲んで涙も亦涸れてしまつたであらう。母として熱涙を惜まなかつたので……。

次の手紙を何と私共は解すべきであらう。蓋し慈母の心を端的に知るものでなければ出來ぬことである。

前文御免被下度候。

先日展盤溝ニテ御預り致セシ金子、不要ニ屬シ候間御返シ申上候。

又此度兄上様御戦死ノ時及御葬式ノ際、棺ノ寫眞出來致候間進呈仕候。此物ハ東京宅

へ私ヨリ御送り申上ゲズ候。

私が頂戴致スモノ有之候へば、此者へ被下度、御願ヒ申上候。

二十五日

保典拜

父 上 様 座 下

二仲 寫中ノ兵卒ハ兄上様ノ從卒佐々木傳太郎、去月ナマコ山占領ノ折負傷、内地還送致サレ候。

日附が「二十五日」とあるのみで、何月の二十五日であるか明かでないが、海鼠山の占領が九月二十日であり、この手紙は其の以後のことであるので、十月「二十五日」であらう。書中の「……兄上様御戦死ノ時及御葬式ノ際、棺ノ寫眞出來致候間進呈仕候。此物ハ東京宅へ私ヨリ御送り申上ゲズ候」と云ふ文字は、終に涙無くして讀むことが出來ない。母夫人の氣持を能く諒會してをる保典は、兄の戦死に伴ふ思出での寫眞を母夫人に送呈することが更に如何に其の悲歎を加へしむるものであるかを了知してゐたがために「……東京宅へ私ヨリ御送り申上ゲズ候」と力強く記したものでなければならぬ。明治三十七年六月の乃木將軍の日記中には、

同七日 晴

金州ニ到ル。途中負傷者二百九十名、露兵四名ニ柳家屯ニ逢フ。三里庄ニ兵站司令官出迎エ來ル。剛家屯ノ剛家ニ泊ス。齋藤季二郎少佐軍政委員ナリ、來訪、同氏ノ案内、南山ノ戰場巡視、山上戦死者墓標ニ麥酒ヲ献ジテ飲ム。幕僚隨行ス。

山河草木轉荒涼

十里風腥新戰場

征馬不前人不語

金州城外立夕陽

同八日 晴

朝七時金州發、北泡子崖ニ著ス。兩師團長ヲ召集シテ訓令ヲ與ヘタリ。
野に山に討死なせし益荒雄の

あとなつかしき撫志子の花

とあるが、南山に立つて俯瞰し得る八里庄には「乃木少尉戦死の所」てふ石柱が建てられてをる。そこは金州の北門外で勇敢に戦ひ、重傷を負ふた勝典の瞑目した處である。

◇赤痢と軍司令官

思出での多い金州を去り、汽車に投じて大連に向ふならば、順次に大房身、南關嶺、周水子……の各驛を過るが、周水子ステーションに到着すると何丁か前に、右方の線近く頑丈な赤煉瓦建の建物を見るであらう。そこにはボブラが茂り、林檎の木も生立つてをる。赤煉瓦の建物のみでなく、支那式の陋屋もあるが、人の住居してゐるらしくもない。この建物は露西亞の滿洲に蔓つてゐた時代に設けられた保線丁場であり、北泡子崖と唱へる土地にあるが、六月六日、乃木將軍が鹽大澳に上陸し、翌々日に南山の新戰場を弔訪して後は、この不潔、不自由な建物の二階に起臥し、何日間か旅順攻圍を策した場所である。

こゝに第三軍の司令部が駐屯し、乃木將軍は第一竝に第十一の兩師團を揮下に收め、銳意して旅順の攻圍に就いたが、月の下旬に劍山を抜き、又更に大連の掃海をも了した。船に黄海を過ぎり、當年の青泥窪——現在の大连港——の埠頭に靜かに一步を移した刹那、誰もが名状し難い感慨に襲はれるであらう。と云ふのは、唯だ埠頭が東洋一を矜持するものであるがためのみでなく、若し萬一にも露西亞が南山に破れ、青泥窪を放棄して旅順に退いた當時、この埠頭を完全に爆破して置いたならば、旅順の攻略更に半歳の遅延を免かれなかつたかも亦測り難しとせられるからである。不完全な埠頭から攻城用の重砲、その他の兵器を滞りなく陸揚げすることは、決して容易でなく、元のやうに埠頭を築くには半歳、或はより以上のタイムを必要としたに違ひない。大連港の埠頭にたてば、今日も猶ほ感慨なきを得ないのである。

勿論、この埠頭に露西亞も關心しなかつたのではない。退却に際して強烈な水雷鑛を岸壁の直後に仕掛け、以て爆破に努めたにかゝはらず、その目的を達することが出来なかつた。皇軍攻めて南山を陥れ、露軍が青泥窪の市街を焼いて退却した時、上陸して鹽大澳から二日の強行軍で、猛火の青泥窪に到着した工兵第十一大隊の高田中尉（精一、後の大佐）は、青泥窪の火災防止と市街整理に従ひ、直ちに埠頭に到つて仔細に檢したが、多數の水雷鑛の仕掛けであることも、その中の二個を除いて不發であることも明かになつたので、敏速に之を處理したが、又更に海軍側では港内

に於ける障碍を除き、掃海して滞りなく航路は開け、兵團の増加、攻城用に必要の夥しい材料は運ばれることになつた。

「一擧直ちに旅順屠るべし」と勇躍した第三軍は、六月二十六日、劍山を抜き、又更に敵の逆襲を撃退し、歩一歩と前進陣地をも亦攻略したので、七月下旬に司令部は双臺溝に進出し、軍の目的を速かに達成すべく努めたのである。

双臺溝に軍令部を移した當時の乃木軍の兵力は、第一、第九、第十一の三個師團と後備歩兵第一第四、野戦砲兵第二の三個旅團、攻城特殊部隊、後備工兵三中隊並に兵站部——歩兵四十大隊、騎兵七中隊、工兵十二中隊、野砲百八門、山砲七十二門、攻城砲百八十六門——から成つてゐたが、攻略した所も、前記の双臺溝、凹字形山、案子嶺、大白山等の露軍側の前進陣地から鳳凰山一帯の狼山々脈に及び、双島灣の北岸より火石嶺子、王家甸の南方高地を経て郭家溝に至る地域を以て旅順の第一攻圍陣地を設定したのである。

旅順要塞が東洋一の雄鎮であり、明治三十一年以來、露西亞の占有する處となつてからは、天險を巧みに利用し、科學力を十分に傾け、且つ鉅資を投じて築城したものであることは、既に記述したが、東郷提督（平八郎、後の元帥）の攻撃しつゝある海の方面は措き、陸の方面を窺へば、正面の延長實に四里半、十二個の永久堡壘と之に附隨する臨時堡壘並に臨時砲臺約五十があり、更に

市街に接して六個の半永久支點堡壘ある核堡が溝築してあるのみでなく、前面の大孤山、小孤山、水師營、二〇三高地に亘つても、前進堡壘が設けられてをる。而して守將ステツセルの配下には、歩兵三十六大隊と三中隊、騎兵一中隊、野砲七中隊、要塞砲兵三大隊、工兵一中隊、地雷中隊等があり、備砲は陸正面に使用するもの三百八十門、その他百二十三門の合計五百三門があつた。

この強敵に對し、當時の乃木軍の意氣は頗る壯烈なるものであつたので、旅順を陥れることが翌年に及ぶであらうとは、我が國民も考へず、攻圍軍の人々も思はなかつた。第三軍の司令部が廣島に入つた當日、市内各所に南山に於ける戦況の新聞號外が貼られてあつたが、その中に死傷二千餘人とあるのを一瞥した乃木軍の參謀の一人は「フム、三千近い肉弾を費したか。南山にして然りとすれば、旅順を取るためには十倍の肉弾を投ぜねばならぬであらう」と直感したと云ふが、攻圍の時が明治三十七年六月から翌年一月に及ぶべしとは豫想しなかつたとのことである。

東洋一の雄鎮たる旅順を唯だ一擧に屠る決意の下に、勇躍して乃木軍は双大溝に司令部を進出したが、時は七月も既に下旬であり、八月に入つてからは、炎暑焼くがやうに、疫痢に悩されるものが簇出した。戰場に於ては、彈丸のために仆れるものよりも、病のために落命するものが多いとせられるが、殊に盛夏には此の傾向も著しい。双臺溝が露軍の病院跡であり、下痢患者のゐた場所であつたがために、軍司令部にも亦下痢にかゝるものが少くなかつた。

八月下旬——三日か、四日頃——のことであつたが、乃木將軍は第一師團の攻撃部署を視察するために、副官の河西大尉（惟一、後の中將）を随へて出發し、途中に火石嶺の海軍陸戰重砲隊を訪問した。こゝには黒井海軍中佐（梯次郎、後の大將）の指揮する海軍の重砲隊が陸軍と協力し旅順の攻略を速かならしむべく、銳意して十二珊砲の据付に従つてゐた。最初旅順攻略のことが大本營で決定する際にも、海軍の重砲隊を協力せしめようと海軍側から提議したにもかゝらず、陸軍側では、

「その必要もなからう。勿論、清國と戦つた當時とは違ふにしても、陸軍の手のみで十分に攻略し得る見込みぢやから……」

と拒絶してしまつた。併し海面から封鎖中の東郷大將は、乃木將軍と親善な間でもあり、乃木將軍としては、海軍側の援助を快く受容れることに決したので、兩將の間に懇談が重ねられ、海軍の重砲隊は火石嶺を根據とし、乃木軍に協力する事になつた。その實力は通算して十二斤砲、十二珊砲、十五珊砲の合計四十三門、兵員一千三百餘であり、旅順の攻略に大なる貢獻をなしたのである。

炎熱の下に作業しつゝある重砲隊を訪問し、午餐の饗應を受けて後に便所に入つた將軍は、出てから副官に、

「……血が出たヨ」

と何気なく告げるのであつた。と聞いた副官の河西氏は、無言のまゝで凝と將軍を見た。將軍の語る表情からのみでも「楮ては……？」と察せられたので、思はずぎくりとした。そこで、

「歸還致しませうか」

と注意せざるを得なかつた。そして司令部の駐屯してをる双臺溝の不快なる印象をまざぐくと回想するのであつたが、將軍は些の介意する處もないものゝやうに、河西大尉に、

「……何でもない、出掛けることにしよう」

と微笑み掛け、廳で馬上の人となつて出發し、豫定のやうに第一師團の攻撃部署を視察し、約三里を馬上で往復したが、歸つてから軍醫をして診斷せしめれば、確かに赤痢であるといふ。流石に幕僚連も愕然たらざるを得なかつた。併し静養すること未だ旬日ならずして快癒したことは、攻圍軍のためにも欣幸であつたが、司令官が病褥の人となつて幾日ならず、高級副官の吉岡少佐（友愛後の大佐）も赤痢に罹つた。後、吉岡少佐は中佐に進んで第六聯隊長に補し、奉天戦に参加して李官堡に戦死し、その死は全軍に布告せられ、武名を輝かした剛勇の人であるが、司令部から三百メートルもある川原にハンモックを吊し、

「快くなるまで歸らぬ、用があつたら知らせろ」

と自ら隔離して療養に努めたが、これも快癒した。第三軍の幕僚は、何れも當時を回想して「双臺溝は不快な所であつた、下痢に罹るものも簇出したが、又更に蝸が非常に多く、一枚の石をおこせば、その下に三匹もゐる。夜靴を脱ぎ、朝之を履く場合にも、蝸が何時か入つてゐて不意に咬まれ、大騒ぎをやつたこともある。北泡子崖では寢臺蟲——南京蟲——の襲來に閉口し、双臺溝では下痢と蝸に困却した」と語つてをるが、實に陣中の勞苦や想ふべしである。

◇悪戦し苦闘して

かう云ふやうに銳意して第三軍の將卒は目的の達成に努めたが、六月十五日、常陸丸、佐渡丸が浦鹽艦隊の襲撃を受け、航路不安となり、諸材料の輸送に一時遅延を招き、攻城の爲め打撃であつたが、豫定の行動は著々進められ、八月七日から海軍の重砲隊は、後夾子——火石嶺の後方九百メートル——に十二珊砲二門を以て旅順港内の敵艦竝に市街に威嚇砲撃を加へ、九日には第十一師團の神尾少將（光臣、後の大將）の猛撃に依り、堅壘を以て矜持しつゝあつた大孤山、小孤山を奪取し、十三日には第一師團の高島山、北大王山占領となり、こゝに攻城の準備が成つたので、十六日、乃木將軍は東郷大將と共に、聖旨を奉じ、敵の守將ステツセルに要塞内の非戦闘員を退去せしめ且つ人道のために悲惨なる戦闘を避けて開城するやうにと特に軍使——陸軍砲兵少佐山岡熊治——

を以て勧告したが、翌日、ステツセルは之を峻拒した。

こゝに於て——明治三十七年八月十九日、劃期的の旅順要塞の攻撃戦は開始せられた。二龍山壘と東鷄冠山砲臺の間を攻撃正面とし、第一師團竝に後備歩兵第一旅團を右に、第九師團を中央に、第十一師團を左に、後備歩兵第四旅團を豫備として猛撃を加へ、第一師團は二十日に大頂子山、徐家屯西方壘壘竝に水師營部落を占領し、第九師團は龍眼北方壘壘を攻撃したが、抜くことが出来なかつた、併し二日に渉る猛烈な我が砲撃のために、砲臺、壘壘の各所著しく崩壊し、守兵は少からず萎縮したらしいので、二十一日の未明を以て強襲した。敵も頑強に抵抗したにかゝらず、更に我軍の數次の突撃に依つて目的を達しさうになつたが、この日は成功するに至らなかつた。二十二日も亦強襲はつゞけられた。そして偶然の奇功に依つて盤龍山東壘壘を占領したので、更に望臺を奪取しようとして企圖し、二十三日の夜各隊は突撃、肉薄したが、遺憾ながら其の目的を達することが出来なかつた。四晝夜の力攻、強襲のために我が精銳も盡き、軍司令官の擁する豫備隊は歩兵三大隊に足らぬ状況となり、その三大隊足らずの豫備隊さへも、猶ほ奮戦して勞れた殘兵に過ぎなかつた。こゝに於て一次の總攻撃は中止せねばならぬことになつた。明治二十七年、八年の戦役に於けるやうに「ワーツ」と喊聲を擧げて占領し得るものではなかつたのである。

「旅順落つ」の快報を待つてゐた國民は、第一回の攻撃——四晝夜の強襲——が不成功と知つ

て失望した。併し敵手は露西亞であり、清國の比でない。當時の露西亞は獨逸と並び、世界に於ける一位を争ふ陸軍を擁してゐたので、我が帝國が露西亞に宣戦すると共に、何れが最後の勝利者たるべきか——と各國の好事者は隨所に賭をしたが、その比率も日本勝つべしとするもの二半乃至三であつたにかゝらず、露西亞の優勝するであらうとするものは七半乃至七であつたといふ。勝利は戦はずして明白であり、露西亞に榮冠の與へらるべきことを十中の七、八迄疑ふものがなかつたのである。

然るに意外——日本人には當然——にも、「海の東郷」は隼のやうに敵艦を或は撃沈し、又は旅順の港内深く封鎖してしまつた。海上權は快速に我が掌裡に收められたが、旅順の堅壘唯だ一舉にして抜くことが出来なかつたので、大本營の作戰に少なからぬ錯誤を來した。と云ふのは、問題の露西亞のバルチック艦隊——第二太平洋艦隊——の東航が傳へられたからである。

若しバルチック艦隊が其の目的を達して東航し、旅順の敵艦隊と合同するか、或は浦鹽に入つたならば、少なからぬ打撃であり、滿洲の野に轉戦する我軍に不安を與へることになる。それ故に一日も速かに旅順を屠り、東行するであらうバルチック艦隊に備へる用意を海軍に完全になさしむると共に、連戦して常に連勝しつゝある北進中の陸軍に第三軍の偉力を加へることは、當時に於ける緊密の作戰上の條件であり、必要であつたのである。

……と記せば、如何にも攻圍軍が失敗してしまつたかのやうに聞えるが「強襲を以て旅順を取る」ことは當初の大本營の方略であつた。併し天險に加ふるに新銳の火器を備ふる要塞に對し、肉弾を以て奪取しようと云ふのは、決して成功に導く所以でない。第一回の攻撃に依つて作戰を變へねばならぬことも明了になつた。こゝに於て九月に入つてからは、火砲、彈藥を充實し、兵力の補充を行ふと同時に、各方面から敵壘に近づくべく塹壕を築き、坑道を穿ち、銳意して正攻法に著手した。然るに敵軍は我が作業を巧みに妨害するので、九月十九日を以て乃木將軍は「十九日、第一師團ハ二〇三高地及ビ水師營南方高地ノ敵壘ヲ、第九師團ハ龍眼北方高地ノ敵壘ヲ攻撃ス。第十一師團ハ同時前面ノ諸堡壘ニ對シ、銃砲火ヲ以テ敵ヲ牽制ス」てふ命令を下した。

この攻撃も四日間に涉つたにかゝらず、龍眼北方堡壘と水師營南方堡壘即ちクロバトキン砲臺を占領したのみで、二〇三高地を抜くことが出来なかつた。併しクロバトキン砲臺は敵に必須の水源地の保護堡壘であり、水源地の喪失は彼に不利を與へること尠少でなかつた。而して要塞の砲火下に我が攻撃作業は、日に百名を越える死傷を出すも、斷乎屈するなく繼續し、十月下旬には松樹山堡壘外壕前二百メートル、一龍山堡壘斜堤を去る百メートル、東鷄冠山砲臺中腹散兵壕を距る九十メートル、東鷄冠山北堡壘斜堤脚に、その他中間の堡壘は各百メートルの距離に迫つた。と同時に問題のバルチック艦隊は、十月十五日、リバウを出港したと云ふ確報があり、大本營も、